（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第103号

★一局複数会制の早期実現をはかる

★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5—18—3
郵便番号 113　公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極 1,000円）

目次

一頁…意見照会「株式会社の計算・公開に関する改正試案」に対する第一税理士協議会の意見書
二頁…公認会計士は公認会計士業務の附随業務として登記申請代理人となり得る、税の歴史(7)

法制審議会商法部会では、会社法改正に意欲を示し、しかも各界の意見を反映させるべく、法務省民事局参事官室試案の形で、次々に意見照会をおこない、今回「株式会社の計算・公開に関する改正試案」を公表した。第一税理士協議会としては、先ずその社会の進運に添おうとする法務省の姿勢を評価しつつ、より良き改正を願って、第一税理士協議会としての意見書を提出した。左がその全文。

意見照会「株式会社の計算・公開に関する改正試案」に対する第一税理士協議会の意見書

昭和五十五年三月三十一日　第一税理士協議会

そもそも株式会社の情報公開制度の充実・発達は、当然、社会の進運に添うものであり、時代の流れの必然である。

したがって、法制審議会商法部会の検討に基づく株式制度や株式会社の機関に関する改正試案に引続いて、株式会社の計算・公開制度の改善に関する法務省民事局参事官室の改正試案が公表され、各界の意見を徴し、今後の改正作業を進めるとする姿勢自体、第一税理士協議会としては評価する。

以下、公認会計士兼業税理士の組織たる第一税理士協議会会員の関心や業務に関連する部分に絞って意見を述べることとする。

一、業務報告書・附属明細書の記載事項について

（改正試案の一、計算書類等1、5、6関連）

今回初めて登場する業務報告書は、法務省令で定めるところにより、会社の業務の状況に関する重要な事項を記載しなければならないとあって、㊟においてその記載事項の案が相当多岐にわたって提示されている。この記載事項は最小限度にすべきであって、慣行上記載されていた営業報告書程度にすることが望ましい。中小企業については尚更その作成能力からいって特に配慮すべきである。同様のことが附属明細書についても指摘することができると思われる。

（理由）試案の記載事項案を管見するとき、いかにも内容が多岐にわたり期間的及び作成能力から無理があるように思えてならない。したがって実際問題として記載事項は労力的にかなりの問題があると思われるのである。業務報告書の記載事項においては作成上必要最小限度にすべきではあるまいか。このまま記載事項を確定するに及んでは、相当の企業の抵抗があると思われるので、是非その面を検討のうえ、特に中小企業には除外規程を設けられて然るべきと考える。

同様のことは附属明細書においても言い得ると思料する。このまま明細を要求しては、いたずらに紛議をかもす可能性があるのではあるまいか。

二、会計監査人等の監査を受けなければならない会社の範囲における監査の基準を確定すべきことについて

（試案一、計算書類等7関連）

会計監査人等の監査を受けなければならない会社の範囲を、a資本の額が五億円以上の会社、b一年間の営業による収入が二〇〇億円以上の会社、c貸借対照表の負債の部の合計額が一〇〇億円以上の会社と定めるについては原則的に賛成であるが、aは問題ないとしても、b・cにおいては変動があり得るから、その場合の基準を確定する必要があると思われる。

（理由）abcのうち、一つに該当すれば監査を受けなければならないが、会計監査人等の監査を受けなければならない会社の範囲を資本金基準のほかに売上高基準や収入基準及び負債基準をも加味した場合は、後者には増減があるので、その際の監査の基準も確定する配慮が必要ではなかろうかということである。たとえば、一年間の営業による収入が二〇〇億円の会社が、次の事業年度に一五〇億円に落ちた場合は会計監査人等の監査を必要とせず、逆に更に次の期には五〇〇億円となって監査を必要とするという継続性を欠く問題点がある。また対象事業年度内においてさえ変動することがあり得るから期末でなければ収入二〇〇億円が確定せず、期中の監査はできないという問題点も考えられる。したがって、いったん監査を受けたら、多少の変動があっても監査を継続するとかの範囲に附随する問題の手当てもしておく必要があろう。そうしなければ急に監査を持込まれても容易に手をつけにくいということになる。

三、計算書類の確定を試案どおりに確定すべきことについて

（試案一、計算書類等10関連）

貸借対照表及び損益計算書は、定時総会の承認を得なければならないが、会計監査人の監査する会社については会計監査人及び監査役の適法とする意見があった時はその承認を必要とせず、報告のみでよいという試案は賛成であり、是非そのように確定すべきものと思われる。

（理由）独立した会計監査人及び監査役が、一定規模以上の会社で適正であるとした場合、当然取締役会の承認によって確定することで充分だからである。

四、特定引当金の取扱いで配慮すべきことについて

（試案二、計算書類作成の基準1関連）

試案二の1㊟(2)におい

（二頁へ続く）

ああ豊饒。ああ浪漫。

味わいの深さにひかれて、ボトルの形に魅せられて。
スーパーニッカ。琥珀の一杯にこめられたこのまろやかさは、
磨かれた人にこそふさわしい。

ニッカウヰスキー

SUPER NIKKA

（一頁から続く）

いて「現行商法二八七条ノ二第二項は削除し、利益留保性のものは計上することができないものとする」ことは原則的に賛成であるが、税務上の問題及びその能力に応じて行い得るよう法律上の配慮をすべきであると思われる。特に中小企業に対しては考慮が必要と思われる。

（理由）現実に行っている租税特別措置法の準備金繰入との問題等を考え、特に中小企業の能力を配慮すべき問題がここでもあると思われるのである。

五、半期報告書に会計監査人の監査を受けなければならないことについて

（試案三、半期報告制度関連）

試案三の1において、一年決算の場合にいわゆる中間期までの会社の半期報告書作成を義務づけ、㊟(1)において簡略化し、4において、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならないとしているのは賛成である。

（理由）会計監査人の監査を受ける会社が、半期報告書の記載事項のうち会社の財産及び損益の概況について、会計監査人の監査を受けるべきは当然であり、これが試案より後退することがあってはならないからである。なお㊟において監査期間及び監査報告書の記載内容等についてなお検討する時、いろいろの問題点が考えられるから慎重を期して頂きたいことも付言しておく。

六、商業登記所への提出書類は貸借対照表と損益計算書の二つに限るべきことについて

（試案五、計算書類の公示・公開関連）

試案五1において、取締役は定時総会後遅滞なく、貸借対照表、損益計算書、業務報告書及び附属明細書を商業登記所に提出しなければならないとあるが、貸借対照表と損益計算書で充分であると思われる。

（理由）㊟(1)において、商業登記所の受入態勢が整うまでは会計監査人の監査を受けなければならない会社以外の会社は貸借対照表又はその要旨のみを公告するものとすることでいいのではないか、という当分の間の適用除外が考えられているが、業務報告書及び附属明細書を作成することは煩瑣であり、詳細なものを作る能力の限度を超えるので、登記所の受入態勢の如何にかかわらず、貸借対照表及び損益計算書のみを提出することでいいと思うのである。特に中小企業については十分な配慮が必要である。

七、会計監査人の任期を定める必要のないことについて

（試案六、会計監査人の地位2関連）

試案六2において、会計監査人の任期は、就任後一年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとする、とあるが、とくに会計監査人の任期を定める必要はないと思われる。

（理由）会計監査人は、めまぐるしく交替すべきものではなく、特に正当な理由がない限り、継続して監査に従事すべきものと思われるからである。任期を一年以内と法定することは会計監査人の地位を高めることと逆行するものであり、定める必要がない。若しどうしても定めなければならないとしたら、少なくとも取締役と同じ任期で然るべきであろう。選任・解任いずれにおいても会計監査人の地位を確立する方向の配慮がなければ監査人の独立性や尊厳が稀薄になるおそれがある。

八、監査費用の充分な確保を配慮すべきことについて

（試案六、会計監査人の地位6㊟関連）

監査費用の確保について、充分な措置を講ずべきであると思われる。

（理由）当然監査費用が充分に確保されないと、充分な監査ができないからであり、また独立性確保の面からも必要である。

以上、理想と現実に立脚して改正作業を進められんことを希求しつつ、第一税理士協議会の意見とするしだいである。

公認会計士は公認会計士業務の附随業務として登記申請代理人となり得る

最近、東京司法書士会会長名儀の差出しで、法務局出張所（商業登記所）への登記申請代理人を無差別に抽出し、代理委任を受けた人に対し、どのような理由で、どのような法律的根拠に基づいて登記申請代理行為をしたか、という旨の照会が多数発せられている模様である。

しかも、事情によって司法書士法第十九条違反行為となるとすれば、検察当局へ告発の手続を考えるという強い調子のもので、一部会員にも届いている。

そこでさっそく、法務省民事第三課に照会したところ、昭和三十五年七月二十九日民事甲第一八九九号・民事局長回答と昭和三十五年三月二十八日民事甲第七三四号・民事局長回答（いずれも別掲）は現在も生きており、税理士は登記申請代理人にはなり得ないが、公認会計士はなり得る旨、あらためて確答を得た。したがって、

① 公認会計士は公認会計士業務の附随業務として登記申請代理人となることができる。

② それについて適正な報酬を受けられる。というわけである。

すなわち、附随業務でない場合は登記申請代理人にはなれないわけであり、また資格者本人自身の名で代理委任を受けることが必要だということである。その意味では、委任を受ける場合、公認会計士何某と肩書を明記したほうが誤解を避けられる。事務所の使用人名儀での代理行為はしないほうが無難である。

司法書士会照会の真意はわからないが、以上の認識のもとに業務を進めるならば、何らの危惧はないものと思われる。

●昭和三十五年七月二十九日民事甲第一八九九号・民事局長回答

（照会）税理士、計理士業務を行うものが、顧問として関与している会社等の商業登記書類の作成及び登記手続の代行等を附随業務として行う事は違法であるかどうか。なお、これら手続の費用等は会計業務の諸計算に加算して収入している。

（回答）税理士については貴見のとおりであるが、計理士については、三の業務についての附随行為として登記申請書類の作成及び登記申請代理を行いうる場合があると考える。

●昭和三十五年三月二十八日民事甲第七三四号・民事局長回答

（照会）計理士または公認会計士が会社その他法人の設立を委嘱された場合、その附随行為として登記申請書類の作成及び申請代理をなすことができるが、税理士についてはこのような設立及び附随行為はできないと思料いたしますところ、いささか疑義が生じましたので至急電信にて回報下さるよう照会します。

（回答）貴見のとおりと考える。

税の歴史から

南北朝室町時代の租税

〈7〉

ここで我が国の貨幣の事についてふれてみよう。我が国に銭貨の顕れたのは顕宗天皇（第二三代の天皇）の頃に稲斛銀銭一文とあるのを始とし、文武天皇（第四二代の天皇、六九七年即位、在位十年）の朝には鋳銭司を置いたと記録にあるが、どのような貨幣かは判っていない。和銅元年（七〇八年）は有名な和銅開珎が鋳造された。その後皇朝十二銭が次々と出たが、いずれも新銭一をもって旧銭十に当てている事を考えるとどうもあまり高い評価を得ていなかったのではないかと思われる。ところが中世に入って鋳造をやめ、宋から入ってきた貨幣が使われるようになると、どういうわけか貨幣の流通が一般化して行くのである。後堀河天皇の嘉禄二年（一二二六年）に朝廷で貢納に代えて布を納めることを禁じ銭貨を許すことを令した。

その頃、布を物品貨幣として用いることがようやく廃れ、代って銭貨が流通していったようである。絹一疋は銭十文とされていたという話もある。仁治二年（一二四一年）にはじめて田畠に段別の段銭が課され、年貢銭というような独立の銭納がはじまっている。田地は石高で畠は貫高で示すことが鎌倉時代に行われ、南北朝時代からは田畠あわせて貫高表示も行われるようになった。鎌倉幕府は貨幣を制定することが無かった。後醍醐天皇の建武の中興の時は乾坤通宝という銅銭を作り、元の制度を真似てか、わが国最初の紙幣を作ったが長くは続かなかった。銭何疋という名称はこの頃起ったという。銭一貫を百疋といった。

考えてみれば、小アジアのリディア王国に紀元前七世紀にはじめて貨幣がつくられ、お釈迦様のいたコーサラ国（舎衛国）でも、キリストのいたローマの属州でも、はたまたアレクサンダー大王やクレオパトラ女王の治下でも貨幣は流通していたのであるから遅きに失した感があるが、我が国としては以上のようになっている。

南北朝時代には、南朝側と北朝側とにわかれて戦っていたので、課税も所によって寛厳の差が大きかったが、大体において鎌倉時代とさして差異が無かったようである。田租ははじめ重税のきらいがあったが、足利氏の勢力が安定してくるに従って四公六民（40%の税金）を標準とするようになっていたようである。そして後奈良天皇の天文二十二年に足利義輝は諸国に命令して検地を行わせている。この頃は幕府をはじめ武士も公家もその基礎は土地に、従って農民の貢租におかれていた。しかしその土地に対する支配関係が複雑で（本所、領家、荘官の階層や公家武家の問題等）場所や時代によって一定していないので年貢の多寡は一率には断じ得ない。今でいう自作農というか、名田を耕している農民はよいが、作人といって今でいう小作人のまた下に下作人というのがあって、そのような立場の農民は田地の収穫の八割も九割も年貢として出してしまうという事もあった。ただこの時代を考える場合に、米麦豆といった主要農作物の外に、奈良時代に輸入され、一たんは忘れられたかに見えた茶の栽培が一般化し、木綿も栽培されるようになり、養蚕も前代より普及しているという事実は重視しなければならない。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改正が成立して、業界は最大の苦難に直面することになりました。たとえば、従来から批判のあった特別試験が廃止されることになりましたけれども、そのかわりに税務職員が研修による無試験で資格取得のできるようになったことなどは明らかに将来に大量の税理士が生産されることが予想され、業界は未曽有の過当競争時代を迎えます。助言義務の新設に象徴されるように、今後税理士は国家と国民の間にあって、いろいろ困難な問題が発生するであろうことも予想されます。

この時、税理士会内部において指導性を発揮すべき役割をになうものは、公認会計士兼税理士の組織である第一税理士協議会をおいてほかにありません。他のグループの組織の場合は、それぞれ利害関係がからみ、普遍的な指導性を発揮できないからです。税理士業界やその周辺との調整の役割を果たし得るものは第一税理士協議会をおいてないという認識に立って、この際第一税理士協議会へご入会下さいますよう、心からおすすめ致します。自由加入制による一局複数会を実現するためにも、ぜひ、ご入会を！

会費は年額一万円です。左記へ入会お申込みください。

〒113　東京都文京区本郷五―一八―三
公認会計士会館内第一税理士協議会

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第104号

★一局複数会制の早期実現をはかる

★税理士会の正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5—18—3
郵便番号 113　公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極　1,000円）

目次

一頁…制度の今後の課題と第一税理士協議会の役割
二頁…税務質疑応答、箴言と考察、税の歴史から(8)

制度の今後の課題と第一税理士協議会の役割

税理士法成立 日税連会長辞意 転機に立つ税理士会

改正税理士法はついに四月八日に成立した。しかし、勝ったはずの日税連会長がさっそく辞意を表明するなど税理士会の憂色は濃い。今回の税理士法改正問題では、反対側、推進側の双方に後遺症を残しているが、とりわけ推進側の税理士会の傷は深い。一体税理士会はどこへ行く？　制度の今後をうらない、第一税理士協議会の果たすべき役割をさぐってみた。

憂色濃い税理士会

とにかく税理士会の献金後遺症は重く沈うつである。東京地検の取調べは峻厳なものであり、日税連及び税政連の中枢幹部が二月以来連日事情聴取され、中央幹部のみならず地方税政連の幹部も次々に東京地検に呼出された。とくに献金を受けた議員のなかでも最高額の五百万円を受け取った小渕恵三氏の地元群馬の税政連役員は四人も入院してしまった。これは他の県でも大同小異であり、中央幹部の入院は取調べ中から発生していた。深刻そのものである。

東京地検特捜部の結論は、参議院議員選挙直前という配慮もあってか、「収ワイ側」を不起訴、「贈ワイ側」を起訴猶予としたが起訴猶予とはいわば執行猶予と同様、疑惑があるが起訴を猶予しようということである。渡したほうには疑惑があるが、貰ったほうはシロというのも妙な話だから、不起訴にはしたものの、必ずしもシロであるとは限らないように検察庁が見ている点が、今回の法改正の最大の問題点である。

したがって、献金を受取った公明党、共産党を除く百一人の候補の当落が大いに興味あるところ。

ということは、今度の政変が本質的には派閥次元の造反劇であるにしても、そのキッカケはKDD事件や浜幸事件の国会喚問問題であったことから、おそらくロッキード、グラマン、ダグラス、KDD、税政連事件等に見られる政財官のゆ着構造・金権体質打破が、野党はもとより与党内においてさえ選挙戦の焦点となろうからであるであろうから、日税連・税政連にとって頭の痛いことこのうえない。いても立ってもおられず山本義雄日税連会長の辞意表明となった模様である。

税理士会内グループ再編成必至

税理士会が如何にいいわけをしようとも、山本執行部が今回執った疑惑の献金で税理士の品位を落したことは間違いない。改正税理士法が成立し、献金問題が一段落して山本・四元一派が一安心どころか、選挙にも献金後遺症がひびくし、マスコミの論調はきびしいし、内部告発した一派はなお追求するだろうし、おそらく税理士会は選挙後も混乱が続くであろう。不起訴となった税政連推薦予定候補にその辞任が影響するとて慰留されたらしい山本会長はもとより他の役員も浮足立ち、そう遠くない将来、役員交替劇が演ぜられるであろうことが予想される。そうなれば税理士会の方針上にも変化があらわれるのではあるまいか。

そのことは通知公認会計士の受入れにいかに反映するであろうか。ご承知のように改正法の付則には小規模扱い件数者の通知公認会計士の場合その資格のままで税理士業務が行えることになっており、その「小規模」の解釈や範囲等が省令にきめられようとする際に、税理士会が客嗇なことをすれば、それはみっともよいものではない。また通知公認会計士制度は向う三年間は現行のままという経過措置があるから、通知制度が廃止されたからといって急いで税理士会に入会する必要はないのであるが、なかには早く入会しようとする人もあろうその人たちの税理士会の受入れ方も特段の配慮がなければ世間のものわらいとなろう。

いうまでもなく通知公認会計士制度を廃止したことは公認会計士の既得権の重大なる侵害であり、その理は改正法が成立しようと変わらないのであって、極めて不本意のうちに税理士会入会を行うのであるから、入会する通知公認会計士に対し、いささかも無礼や不利益を及ぼしてはならない。そういうことを第一税理士協議会は許さない。公認会計士たる税理士が大量に入会した場合、第一税理士協議会を中心とする勢力は大きくなり、決して無視できないものとなろう。それはまた、税理士の資格取得構造の複雑さに投影し、グループの再編成をうながすであろうことも考えられる。

暫く混乱が続くか

或いはまた、今後の税務行政と税理士制度の関連が、この税理士法改正によって新しい局面に入るであろうことが予想される。

従来、国税職員出身者対象に特別試験があって、税理士試験は兎角スッキリしない国家試験との声があり、今回確かにそれはなくなって形のうえではスッキリした。しかし、行政の中の労働問題との関連でそれは強い根を持ち、新たに税務職員OBを資格認定制で税理士にするという制度が法改正に伴って導入されているから、かえって今までの後ろめたさのようなものがなくなって、研修を経た資格認定者が能り通り続々と税理士会に入会してくる可能性がある。そしてそれらの人たちの生活問題を考えると、関与先を争いあうような事態に立至るであろうことも容易にうなずけるところである。

別の次元でこの問題は、先に日税連・税政連幹部や疑惑議員を贈収賄で告発したグループの或る種の結束と反バツを呼び、税理士会内の派閥グループの関係は益々尖鋭化された形で対立が深まるであろう。さきだって税理士会は、税理士の資格取得過程が複雑で内部対立が激しく対外当事者能力を欠いていて議員筋から敬遠されていたが、今後いよいよ議員の諸先生は税理士会を警戒する傾向が強まってくるであろうとも思われる。

このことはまた、今秋の通常国会には商法改正問題が浮上し、税理士会が猛烈に反対することが予想されているけれども、議員の諸先生はどのように反応するであろうか。今度の商法改正に盛られている資本金引下げ問題や計算書類の確定、それに伴う株主総会での会計監査人の専任等は澎湃たる社会的要請であり、議員の諸先生の良識に期待するところ大なるものがある。

このことに関連し、公認会計士の公益法人監査や商法監査における資本金引下げ問題については、税理士法改正問題が表面化してきた時、自・社・公・民四党の政審会長レベルで合意したことがあったが、その問題が再燃することも期待されている。

この場合、税理士法改正に反対したグループは、その反対のホコ先を今度はこっちに向けてくることが考えられる。

来年は税理士会の役員選挙が行われるが、現在の日税連・税政連執行部はすっかり神経をすりへらしていてその頃は指導性を喪失しているであろうから、ノンポリや派閥の再編成と相俟って、おそらく混乱が税理士会におよぼれそうである。

求められる第一税理士協議会の指導的役割

かくて、いま、最も求められているのが第一税理士協議会の指導的役割である。

税理士法改正反対運動の際には第一税理士協議会は通知公認会計士会と提携関係にあつた。しかし通知公認会計士が税理士会に入会してくる時その水先案内人は第一税理士協議会だし、税理士会内のグループ対立が激化すれば、そのまとめ役は第一税理士協議会が最適である。第一税理士協議会と近畿税務研究会の組織が今後の公認会計士兼業税理士の組織の中核となって、税理士会内部における指導的発言の場を確保しなければならない所似である。

その意味では、従来のいきがかりにこだわらず、それぞれの役割を評価しつつ、全体として大きく強いまとまりを見せるよう、公認会計士及び良心的な税理士の全員の討議に付し、その路線上をいくべきである。自分の立つている政治的立場の認識の今より大切な時はない。

公認会計士法改正の問題にしても、これまた税理士会の反対が当然予想されるところから、第一税理士協議会の結束はもとより全体の結束が実現しなければ、反対する向きを利するばかりであろう。

思えば税理士法改正は公認会計士法改正の前哨戦であった。税理士法改正案が、例の「基本要綱」と相当違ったものになつたことを他山の石としなければならない。

第一税理士協議会を強化しなければならない。第一税理士協議会自体、内外の興望をになつて今こそ立上らなければならない。

進んだ発想、確かな品質。

■Pentelセラミクロン　¥1,500
ペン先にセラミック（特殊陶器）を使用した、
まったく新しいペンです。
ペン先の摩耗がありませんから、いつまでも細く、
0.3㎜の筆記巾を保ちます。
また、大きな筆記圧にも耐えますので、
カーボン複写にも細く鮮明な
筆跡が得られます。
（カートリッジ　黒・赤・青・緑　各¥200）

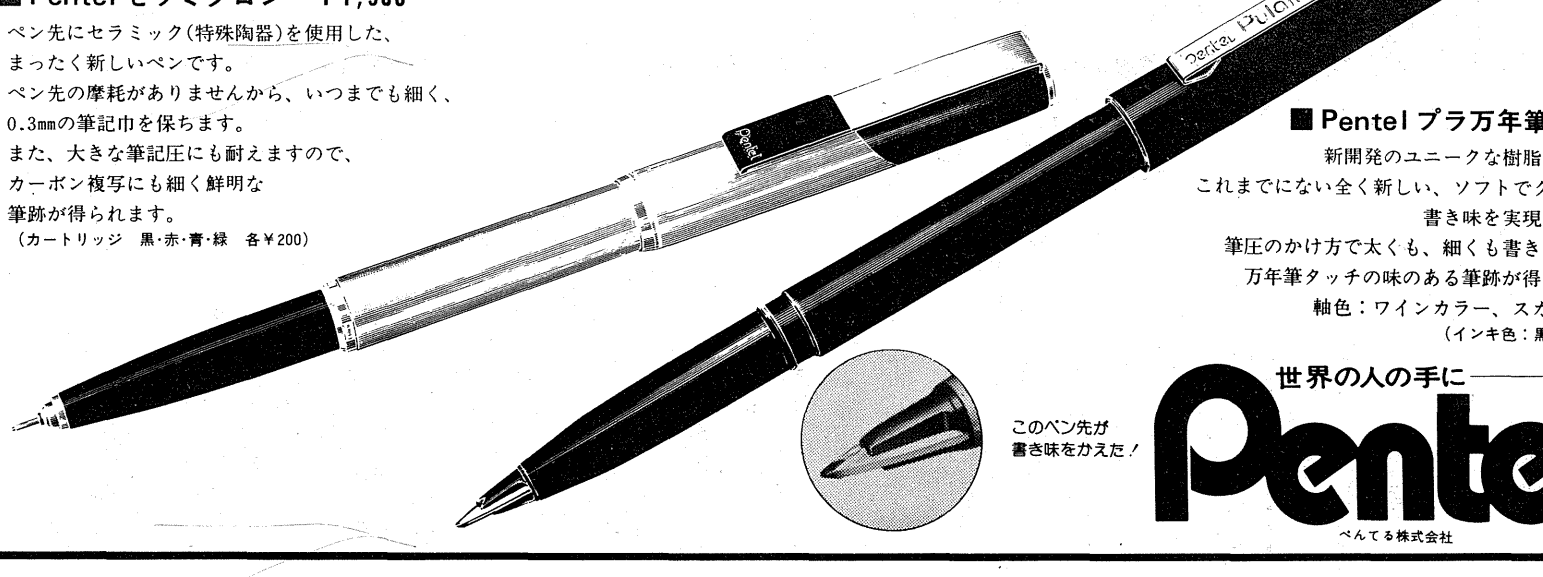

■Pentelプラ万年筆　¥200
新開発のユニークな樹脂ペン先は、
これまでにない全く新しい、ソフトでクリヤーな
書き味を実現しました。
筆圧のかけ方で太くも、細くも書きわけられ、
万年筆タッチの味のある筆跡が得られます。
軸色：ワインカラー、スカイブルー
（インキ色：黒・赤・青・緑）

このペン先が
書き味をかえた！

世界の人の手に
Pentel®
ぺんてる株式会社

税務質疑応答

投資減税について
―法人税額の特別控除制度―

質問

産業転換設備等を取得した場合の、法人税額の特別控除の制度について御教示下さい。（A生）。

回答

この制度は、昨年の昭和五十四年度の税制改正の際に、創設された制度であり、一昨年の昭和五十三年度の税制改正の際に、新設された特定機械等を取得した場合の、法人税額の特別控除の制度を廃止すると同時に、代って創設された制度であります。

一、制度創設の趣旨

従来の制度は、もともと低迷する不況からの脱出を目的として、内需を拡大し、企業の設備投資の促進を税制の面から喚起させようという意図があったのですが、民間設備投資の動向は、この制度創設後一年の期間に順調に推移して、景気対策の面からの効果は一応終ったという判断のもとに、時限立法の適用期限の到来と同時に廃止して、それに代る制度として創設された趣旨のものであります。

注（新設措法四二条の四・廃止措法旧六六条の五）

したがって、この制度創設の目的は、旧法の景気対策と異なり、最近の厳しい経済環境下において、産業構造の変化に対応せしめるため、構造不況業種からの脱出を目的として、企業に産業転換の促進を税制の面から図ってゆく目的で創設されたものであります。

二、制度の内容

青色申告書を提出する法人で一定の者が、昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの二年間のうちに、産業転換の設備等を新たに取得して、取得後一年以内に、構造不況業種以外の業種の事業の用に供した場合に、特別償却の適用に代えて、その事業の用に供した日を含む事業年度の所得に対する法人税額から、その事業の用に供した産業転換のための設備等の取得価額の一〇％相当額を控除することができる制度であります。（但し、当期の法人税額の二〇％が限度になります。）

三、適用対象法人

この特例が適用される法人は次のいずれかに該当する青色申告法人です。

(1) 特定不況産業安定臨時措置法の特定不況産業に属する事業を営む法人（次の(2)(3)に該当するものを除く。）

(2) 次の認定を受けた中小企業者

① 中小企業事業転換対策臨時措置法の認定中小企業者

② 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法の認定中小企業者

(3) その他「適用対象業種」として認められた事業を営む中小企業者又は農業協同組合等（前記(2)に該当するものを除く。）

四、中小企業者の範囲

この法律でいう中小企業者の範囲は、期末の資本若しくは出資の金額が一億円以下の法人、又は、期末における常時使用する従業員の数が、三〇〇人以下の法人となっております。

したがって、一億円以下か、従業員の数三〇〇人以下か、いずれかに該当すればよいことになります。また、農業協同組合等の範囲は、中小企業者の機械等の特別償却（措法四五条の二）の対象となる農業協同組合等の範囲と同一であり、出資金等による制限はありません。

五、産業転換設備等の範囲

税額控除の対象となる産業転換設備等の範囲は、前掲三、の適用対象法人の区分に従い、特定不況産業に属する法人と、中小企業者等との二種類に分類して、次のように定められております。

(1) 特定不況産業に属する前掲三、の(1)、の法人の場合

この場合の設備等は、構造不況業種以外の業種に属する事業の用に供する機械装置並びに措法四三条の特定設備等の特別償却の対象となる減価償却資産のうち次に掲げるものであります。

① 公害防止用設備（別表一）

② 無公害化生産設備（別表二）

③ 廃棄物再生処理用設備（別表四）

④ 省エネルギー設備（別表五）

⑤ 重要複合機械装置（別表六）

(2) 特定不況産業に属する事業以外の、前掲三、の(2)、(3)、の法人の場合

この場合の設備等は、構造不況業種以外の業種に属する事業の用に供する機械及び装置、工具、器具備品等で、一台又は一基の取得価額が八〇万円以上のもの、並びに前記の①から⑤に属する措法四三条の特定設備等であります。

なお、ここで注意を要することは、特別償却とこの税額控除との重複適用は認められないことであります。

六、投資税額控除限度額

投資税額控除の限度額は次のとおりです。

イ、産業転換設備等の取得価額　×10％

ロ、当期の所得に対する法人税額×20％

いずれかの低い金額

なお、イの金額がロ、の金額を超える場合の、その超える金額は、翌期以降三年間の繰越しが認められます。

ただし、特定不況産業に属する事業を営む法人のうち、中小企業者以外の法人については、特定設備等以外の機械及び装置の取得価額について、「対象資産基準額」をもって限度とするいわゆる頭打ちの定めがあることは注意する必要があります。

この「対象資産基準額」とは、昭和五十三年五月十五日を含む事業年度の直前の事業年度終了の時における確定した決算の貸借対照表に計上されている機械装置の帳簿価額のうち、特定不況産業に属する事業の用に供されていた機械装置に係る金額をいう。とされています。（この日は、特定不況産業安定措置法が公布、施行された日であります。）

なお、この頭打ちとなる投資額には、機械及び装置に限って含めることとし、特定設備等の投資額は関係させないこととされています。すなわち、特定設備等については、頭打ちの制限なく税額控除の対象とされています。

紙数の関係で、その概略について回答させて頂きましたが、文中三、の(3)、の「適用対象業種」については、法律、政令、通産省告示で、かなり広範囲にわたって規定されておりますから、本制度を適用する場合ご調査を頂きたいと思います。

（公認会計士　西浦　正浩）

箴言と考察
ラ・ロシュフコオ著

●人にほめられて、くすぐったい思いをするよりも、人にけなされて、それを薬にしようと思うほど賢明な人は、世に甚だ稀である。

●人をとがめて、それが人をほめることになる場合と、人をほめて、それが人をくさすことになる場合とがある。

●人にほめられて、いや、どう致しまして、というのは、またあらためてほめられたいと思う心のあらわれである。

●人にほめられるだけのことをしようと思う心は、われわれの美徳を強める。そして、才智と、勇気と、容色の美とに寄せられる讃辞は、それを増加する力がある。

●他の支配を受けまいとすることは、他を支配すること以上に困難である。

●もしわれわれが、われわれ自身におもねることがなかったら、他人におもねられても、それが身の毒になることはないであろう。

●人の才能というものは、しぜん、人に貞わったものだ。それが世に用いられるのは、人の運である。

●運命は、理性も矯めることのできない多くの欠点を矯めてくれる。

●才能があっても、胸糞の悪くなるようなやからもあれば、一方ではまた、いくつも欠点をもっていて、快感をあたえる人もある。

●世の中には、馬鹿げたことを有益に言ったりしたりするほかには能のない人間がいるんだが、ところで、もしそんな連中が行いを変えたら、それこそすべてが台なしになってしまいそうだ。

●二人の間に恋がなくなったとき、愛し愛された昔をはずかしく思わない人はほとんどない。

●よくある結果から、愛とはどんなものかと言えば、それは、友情よりはむしろ憎悪に類する。

●色恋をしたことのない女はありうるが、一度しか色恋をしたことのない女は、めったにない。

税の歴史から
〈8〉

戦国時代の租税

毎年四月五、六日頃の土曜日に甲府では、信玄公祭りのうちの甲州軍団出陣というページェントが行われる。見た事の無い人に「何人位の仮装行列と思いますか」と聞くと「さあ、二百人位かしら」という答が返ってくることが多い。「千三百人です」というと、「へえっ」と一様に感心する。げに山梨県人の武田信玄によせる想いは熱い。戦国時代も今に生きているという感じである。

武田信玄は民政に力を用い、信玄堤を築いたり貨幣制度を整えたりした事でも知られているが、国としては経済に力を注ぎつつも、武田家の家法としては、人の前で食物と売買の雑談をなすことを禁じていた。また横奉行という役職をもうけ、訴訟の時、奉行の傍にいて、その非違を監察し、もし法令にふれるような事があれば、主将に密告するという職責を持たせた。

足利氏の勢力が安定していた頃は四公六民であったものが、群雄割拠の時代には、大方この比率は逆転しており、正親町天皇の頃になると、豊臣秀吉は命令を下して、米穀三分の二を公に納め三分の一を私有となさしめるようになるのである。が、武田信玄は五公五民を定則にして一部金納を認めていた。武田家におとらず善政をしていたのは北條氏である。

北條氏は早雲以来四公六民の低い税率に田租をおさえ、この外には一銭もとらないことを揚言している。それまでは高い税率の上に、夫銭とか棟割銭とかいってとっていたのを、早雲は全廃したのである。ただ北條氏は国民皆兵的な考えを持っており、それまでの戦いが武士と半農武士で行われていたのを、農民を含めた兵制に変えた。また小田原城も城下町をすっぽり包んだ延長二十キロにも及ぶ城郭になっている。

それから、だらだらとしてまとまらない会議を小田原評定というが、これは今日の議員に相当する評定衆をもって民主的な合議政治を行っていたというのが真相のようである。このように北條氏は善政を行っていたので、小田原の役後、徳川家康が入った時、人心がなつかなくて困ったという話も伝えられている。

また、足利幕府の威信が地に落ちた頃には、天領も地方の実力者に犯されて年貢が入ってこないので、京都を中心とした酒屋とか質屋、金融業者相手に酒税とか土倉役といったものを取ることに重点をおいた。商人のほうも何人かで組合を作り、座と称し、幕府や有名寺社に権益料を納めると共に独占的な立場を保護されるようになっていった。

一方、戦国大名の中には、城下町を賑かにするため、楽市楽座といって、城下町において独占的な市や座の特権を廃し、新規の商人にも自由な営業を認めるものも多くあらわれてきた。

中世の租税を考える場合に関銭のことにもふれる必要がある。京都の出入口、富士山の周辺、あるいは海賊衆に支払ったものなどが有名であるが、関所で支払う関銭の外、荷物にかかる駄別役銭等というものもあった。神社仏閣に払う詞堂銭も租税に近いものもあった。足利幕府の行った徳政は元来は租税の怠納を免除する慈恵的政令であったともいわれている。一乗谷にある朝倉義景の館址から将棋が出土したように、戦乱の中にも平和な一時があり、租税をめぐる哀歓もあったのである。

（公認会計士　税理士　岸本　勝次）

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改正が成立して、業界は最大の苦難に直面することになりました。たとえば、従来から批判のあった特別試験が廃止されることになりましたけれども、そのかわりに税務職員が研修による無試験で資格取得のできるようになったことなどは明らかに将来に大量の税理士が生産されることが予想され、業界は未曽有の過当競争時代を迎えます。助言義務の新設に象徴されるように、今後税理士は国家と国民の間にあって、いろいろ困難な問題が発生するであろうことも予想されます。

この時、税理士会内部において指導性を発揮すべき役割をになうものは、公認会計士兼税理士の組織である第一税理士協議会をおいてほかにありません。他のグループの組織の場合は、それぞれ利害関係がからみ、普遍的な指導性を発揮できないからです。税理士業界やその周辺との調整の役割を果たし得るものは第一税理士協議会をおいてないという認識に立って、この際第一税理士協議会へご入会下さいますよう、心からおすすめ致します。自由加入制による一局複数会を実現するためにも、ぜひ、ご入会を！

会費は年額一万円です。左記へ入会お申込みください。

〒113　東京都文京区本郷五―一八―三
公認会計士会館内第一税理士協議会

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第105号

★一局複数会制の
　早期実現をはかる
★税理士会の
　正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5―18―3
郵便番号 113　公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極 1,000円）

目次

一頁…第十二回定時総会報告
二頁…基本方針
三頁…税務質疑応答、箴言と考察、税の歴史から(9)
四頁…暑中見舞名刺広告

新基本方針を採択

第一税理士協議会 第十二回定時総会

六月三十日（月）、午後四時より第一税理士協議会の第十二回定時総会が開かれ、当面及び今後の指導的役割を明確にした画期的な新基本方針を採択した。総会終了後、中華店にて懇親会を催し駈けつけた友会の人びとともに、業界の明日の発展を願いながら楽しく懇親の実を挙げた。

第一税理士協議会 第十二回定時総会

（総会風景）

総会は川口菊夫常務理事の司会ではじまり、先ず岡崎寿士会長が次のように挨拶した。

「月末のところをご出席頂き感謝する。税理士法が遂に成立したが、この法は業界にマイナスである。とくに助言義務導入については東京税理士会が運用上の問題点を提起している。これは税理士を自己卑下するものであり、こんな規定を導入しなくても、脱税幇助における罰則規定で規制できるところのものであった。通知公認会計士制度廃止も考えると大変な問題である。通知制度廃止は残念であるといわざるをえない。三年間は現行のままという経過期間中に何らかの手を打ちたい。税理士業務はそもそも脱税を防止し税務行政を補完するもので、税理士は重要な任務を帯びており、本来の税理士の道を進む第一税理士協議会の役割また重要である」

次いで来賓挨拶において中瀬宏通公認会計士協会会長は「税理士法改正問題が終わり、あらためて積極的に取組むべき時が到来した。〝小規模〟省令問題も特別な利害関係の枠も広がるように努力したい。税務につき公認会計士の立場でものを言うために、協会内にそういう組織を作りたいが、第一税理士協議会も残したいと岡崎会長はいわれる。第一税理士協議会と協会が離れているようにいう向きがあるが私はそうは思わない。今後共相協力して制度のために前進よう」といわれ、中村忠同東京会会長は「新基本方針の採択があるようだが税務と通知制度の関係をよろしくご審議願いたい。税務はわれわれの業界の基本業務の一つ。最近若い人は税務に不慣れで独立が遅れているケースがあり、これからそういう指導もよろしく」と言われた。

ここで議事が総会成立宣言をし、議事録署名人に樋口俊二、森山頼一氏を指名して、岡田一馬副会長が、第十二年度事業及び会務報告をおこなった。質問では山本実氏が「先ほど中瀬会長がいわれるような構想があるなら、そこへ第一税理士協議会の従来の経験を生かすよう、協会が無視できないよう、特段に活発に活動してもらいたい」と発言し、岡田副会長は「基本方針に今後の方向が盛込まれており、それを活発に活動することに尽きる」と答え承認された。

審議事項に移り、下田友吉副会長が第一号議案／第十二年決算報告書承認の件の提案説明をし、須崎孝美津監事の適正なる旨の監事報告があって、承認可決された。

第二号議案／第十三年度事業計画案承認の件は松木正輝副会長が提案説明に立ち、ここで注目の新基本方針（二ページに全文掲載）が提案された。松木氏はとくにその第二項と第四項に触れ、「税理士会内の良識グループと呼応して税理士会を正常化するリーダーシップは第一税理士協議会と近畿税研が執らねばならない。第四項は今後税理士会に入会してくる人々のための雰囲気づくりというような意味である」と述べた。

関連して下田副会長が第三号議案／第十三年度収支予算案承認の件を提案し、質問に入った。

樋口氏が立ち「基本方針第一項、第二項に関連し、第一税理士協議会が税理士会内の組織であるならば会内組織たることを正式に通達する必要がある。第四項は抽象的でわからない、受入態勢とは具体的にどんなことか。第五項は以前から協会の重点施策であった。これは協会の仕事であるから、第一税理士協議会は協会のほうを向いて強調しなければならないことではないのか」と発言した。岡崎会長は「第一税理士協議会は税理士会に知られている。受入態勢については組織的な方向はまだ考えていない、とにかく入りいいように税理士会のなかにあって努力する必要がある。第五項もとにかく第一税理士協議会として対岸の火事視できないので――」と答えた。

樋口氏は諒とし「税理士会への入会問題はどうせ入らなければならないものなら、どんどん入会してもらって、第一税理士協議会を強化し、税理士会のなかでの発言力を強めるべき」とつけ加えた。土橋栄夫氏は「受入態勢の完備とは政治的にも重要なことである。なお公認会計士試験を合格した人にすぐ税理士会入会申込書を持っていくべきではないか」と言った。

「われわれがその窓口になる必要がある」と樋口氏も言った。兼山金刀圀副会長があらためて「協会の地区会では第一税理士協議会に対する批判があるが、それは今まで活動がワンパターンであったからだと思われる。この基本方針はそれを破った卓見であり、ご賛同願えると有りがたい」と訴えた。

山本氏が応えて「私もこの基本方針は立派にできていると思う。ただ官側にも第一税理士協議会が認識されるように活動を頼む。税務ができなければ監査はできないということを官に訴えること」といい、川口氏が「この基本方針を協会の全会員に知らせて、会員勧誘のキャンペーンを起こそう」と発言した。

岸本勝次氏が立ち「通知制度ができたのはそもそも官側の要請からであった。ところが商法が改正された時から彼の態度が微妙に変化してきた。そこへ持ってきて今回の税理士法改正問題である。力関係もあってか官側内部でも公認会計士の立場を主張する点が弱く遂に改正税理士法成立ということになった。したがって、例の〝小規模〟省令問題も実際問題としては果たして何件になるか。公認会計士兼税理士の全国組織ができれば、事実上の公認会計士兼税理士の税理士会である。税理士会に通知の人が入会すれば、必然的に第一税理士協議会に入会して頂きたく、その時その税理士会はそれらしく活気を呈する」と結んだ。今井尚氏の「予算案を見ると広報部費が多く、広報活動にウエイトがかかっていることがわかり、それはそれで結構だが、現在会員に複数部数が送られてきて、入会勧誘の宣伝用に活用を、といわれているが、配る人が少なく、無駄にもなりかねない。支部やブロックの責任者や事務局に多く渡すことが必要ではないか。〝入会されるよう強く訴える〟といっても、どのように行うか、具体的な指導を頼む。会員がまだ自分自身、会員たるの自覚の薄いことに、執行部は打開方策を講ずべきである」という発言を最後に採決に入り、第二号議案、第三号議案が承認可決された。岡崎会長が謝辞に立ち、「支部やブロックを核とする活動を是非強化したい。会員の自覚の問題だが、入会申込書を頂いているので会員であることは自ら承知されているわけであり、支部やブロックの活動を通じ、組織的に第一税理士協議会の増強をはかっていきたい」とまとめた。

木村久弥副会長の「第一税理士協議会を一生懸命育てていくことが現状打破のカナメである」という閉会の辞をもって午後五時三十分総会を終了した。

六時より近くの中華店で懇親会を行い、全日本計理士会、清流の会等の人々とともに、和やかなうちにも制度の明日を語りあい、決意を新たにして、八時散会した。

税理士清流の会 結成大会

七月一日、力強く新発足

七月一日（火）午後三時から、新宿住友ビル「スカイルーム」47階において、「税理士清流の会」結成大会が盛大に開かれた。「清流の会」そのものは八年余前から存在し、業界に一定の役割を果たし来たったが、改正税理士法成立を機に、税理士会の荒廃した現状もだしがたく、一大改組を断行して、新発足となったものである。

大会は、中嶋時男氏の司会により、勝山公夫氏の開会の言葉からはじまって、先ず旧清流の会会長中村弘氏が挨拶した。横川信男氏の経過報告のあと、浅井新平、土橋栄夫の両氏が議長に選出され、吉川太郎氏提案の第一号議案／税理士清流の会綱領及び会則承認に関する件を活発に審議し、承認可決された。第二号議案／役員選任に関する件では、安田義徳、大浜美代志氏らの選考委員協議に基づき会長に中村弘氏、監事に樋口亮、土橋栄夫氏が選出され、他の役員は後日会長から委嘱される。来賓祝辞として今村秀夫、田口卯一、仲井忠治各氏が力強い演説を行い、樫原誠爾氏の閉会の言葉で終了した。その後52階の別室で懇親会を行い大いに歓談した。第一税理士協議会を代表して岡崎会長が出席した。

大好きなお宅へ、まっさきに贈ります
味の素KK

5,000円(B-50g)
素敵な食卓をつくる贈りもの
味の素KK
夏のバラエティギフト

3,000円(B-30g)
新しいパッケージでご挨拶
今年の「味の素KK夏のバラエティギフト」はイメージ一新。
懐しさを覚える「味の素」、親しみをましたハイミー。
海の香り日本の心を強調した「ほんだし」、
かつおぶし（花削り）など、新しい顔がいろいろ。
心もあらたにお贈りください。
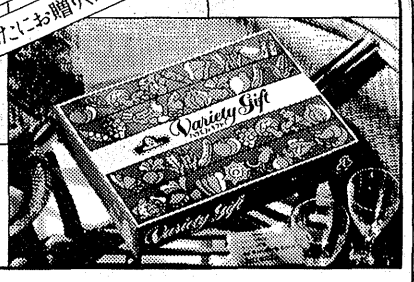

第一税理士協議会 基本方針

昭和五十五年四月十四日に改正税理士法が公布されて、税理士業界は新たなる局面に入った。

よって、第一税理士協議会はここに五項目の基本方針を樹て、その実現のために活動する。

一、第一税理士協議会の税理士会における指導的立場の確立

わが国の税理士制度は、その資格取得の態様が複雑多岐にわたっているので、組織内部には多くの問題をかかえている。その影響は税理士本来の業務に投影しかねまじく、それは国や納税者にとっても不幸なことである。今にして、組織内部の種々のグループの立場を理解し、グループ間に信頼される指導グループが出現しなければ税理士一〇〇年の大計を誤まることにもなりかねない。そういう指導グループは、闘争的であっても微温的であっても失格である。その意味において、公正な立場でグループ間のリーダーシップをとりうるものは、わが第一税理士協議会をおいて外にはないと思われる。その自覚のもとに第一税理士協議会は組織の強化を計り、こころある多くの税理士が希求している指導的グループとしての地位を確立し、その期待に応える必要がある。

二、公認会計士兼業税理士の全国的組織化の達成

第一税理士協議会の、税理士会における指導的立場の確立は全国的規模において実現されなければならない。そうすることによって指導的立場の確立も促進される。そこで、近畿税務研究会と東西呼応して全国的組織化を早急に果たす必要がある。

三、自由加入制の一国税局管内に複数の税理士会を認める制度（一局複数会制）の導入

税理士の資格取得制が複雑で税理士会の組織内部が不安定であることや、東京や大阪がマンモス会になっていて会の管理能力の限界を越えており、その運営に支障をきたしている。そこで、第一税理士協議会は同志的に自由に加入のできる一局複数会制を夙に提唱してきた。その影響から今回の改正税理士法中にも「税理士会の分割」事項が盛込まれたが、これは地域割の分割で、それ自体でも実現の可能性の薄いことは税理士会自身が認めている。また、それでは現状の改善になんら益するところはない。強制加入制のもとで一局一会制が採用されていることに多くの問題がある。われわれは税理士会が強制加入制であるが故にせめて自己の所属すべき税理士会を選択する自由があるべきこと等を世に訴え、税理士会内の一局複数会制を希求するグループと力を合わせて、実現のための法改正運動を継続して忍耐強く促進する必要がある。

四、通知公認会計士の税理士会入会に伴う税理士会の受入れ態勢の完備

通知公認会計士制度は向う三年間は現行のままという経過措置があるから、通知制度が廃止されたからといって今直ちに税理士会に入会する必要はないが、三年後はもとより今から入会する人たちのための税理士会の受入れ態勢の完備に第一税理士協議会は税理士会内部にあって努力する必要がある。

五、公認会計士の資格のままで税務業務が行えるための法改正の促進

公認会計士の資格のままで、税理士会に入会せずとも税務業務を営み得ることは、諸外国ではすべて行われていることである。公認会計士兼業税理士としては大いに関心のあることである。現行の税理士法上、弁護士と公認会計士と差別する理由として法制上の立場を云々する意見もあるが、要は税務を公正に行いうる能力の問題である。この点、両者を差別する理由は毛頭ないものと思う。われわれはこのような点を世論に訴え法改正に努力する必要がある。

以上、第一税理士協議会の果たすべき役割は重要である。したがって、われわれは公認会計士たる税理士のすべての人々に、一日も早く第一税理士協議会に入会されるよう強く訴える。

第一税理士協議会を強化してこの基本方針を実現することは、税理士制度と公認会計士制度の発展に寄与する道である。

良い品はお徳ですをモットーに使う身になってリヒトは考えています。

書類よ本になれ！

NO.1080 PAT.P
ブックバインド100

■製本所要時間

表紙の厚さ(mm)	設定時間	例
薄　手（約0.2）	20秒～30秒	リヒト専用表紙(＝1091・＝1092・＝1093)、官製ハガキ程度
中　手（約0.5）	30秒～40秒	フラットファイル、雑フォルダーの表紙程度
厚　手（約0.8）	40秒～60秒	Z式ファイルの表紙程度

書類の整理はなかなか頭を使うもの。金具止めやホッチキスでは、字のところに穴があいていたり…、綴じしろで見えなくなっていたり…。せっかくファイルなさるなら、製本になさったらいかがでしょう。ブックバインド100なら背綴じ(綴じしろがない)なので180°開くことができます。しかも操作は簡単。厚さ10cmまで、長さ44cmまで短時間で作業を完了いたしますので社内で楽に製本、㊙が守られます。貴社の書類整理に、ぜひ一度ご検討ください。

お問い合わせは……
良い品はお徳です　リヒト産業株式会社

本　社	〒540 大阪市東区農人橋1丁目3番地	☎(06) 942-2361
東京支店	〒103 東京都中央区日本橋浜町1丁目6番6号	☎(03) 862-6911
札幌店	〒003 札幌市白石区菊水1条2丁目1番6号	☎(011) 831-2109
仙台店	〒980 仙台市上杉1丁目1番30号(南船ビル1F)	☎(0222) 65-1271
静岡店	〒420 静岡市西草深町26(宝ビル1F)	☎(0542) 47-0702
名古屋店	〒460 名古屋市中区大須1丁目6番13号	☎(052) 201-6821
広島店	〒733 広島市天満町6番7号(岩崎ビル)	☎(0822) 93-8147
高松店	〒760 高松市多賀町3丁目12番10号(三和ビル1F)	☎(0878) 61-1210
福岡店	〒812 福岡市博多区博多駅東1丁目1番30号(高田ビル)	☎(092) 411-3225

税務質疑応答

相続を単純承認とするか限定承認とするかについての税務上の判断

質問

個人で事業をしておりました父が死亡しました。相続人は私一人だけです。遺産を調べましたところ、左表のとおり、債務が沢山ありましたので、相続税はかからないということです。

	相続税評価額	時価
土地（長期保有）	四〇〇〇万円	八〇〇〇万円
その他資産	一五〇〇万円	一五〇〇万円
計	五五〇〇万円	九五〇〇万円
債務	八〇〇〇万円	八〇〇〇万円
差引純財産	△二五〇〇万円	一五〇〇万円

回答

長期保有の土地を全部売却すれば、債務はなんとか返済できる見込みなので、このまま単純承認で相続しようと思っていました。ところが、土地を売却したときは、別に譲渡所得税がかかるのではないかと云われました。

私の場合、単純承認と限定承認とどちらを選択すべきでしょうか。

(一)単純承認をした場合

あなたが、この財産を相続しても、相続税がかからないことは明らかです。

しかし、単純承認による相続をした場合は、資産と同時に債務もすべて相続することになるので、相続人はその債務の弁済をしなければなりません。

債務の弁済のため、相続した長期保有土地を、仮りに八〇〇〇万円で売却した場合、その売却は相続人であるあなたの所得となり、その売却に対する所得税（住民税（仮りに二三〇〇万円とする）はあなたが納付しなければなりません。

そうすると、相続財産全部で債務の返済と税金の支払いに充てるには、八〇〇万円資金が不足することになります。その不足分はあなたの固有財産で弁済しなければなりません。

(二)限定承認とそのやり方

あなたにとって、若し右の負担が困難であるとすれば、「限定承認」を考えるべきでしょう。

限定承認をすれば、債務の弁済は、相続した財産の範囲内に限られますので、あなたの固有財産を債務の弁済に充てる必要はなくなります。

土地が、時価よりも高く売却でき、債務をすべて弁済してもなお残りがある場合には、その残りは相続人であるあなたのものとなります。

限定承認を行なうには、相続のあったことを知った日から三ケ月以内に、家庭裁判所に、相続人全員で限定承認を行う旨の申述をしなければなりません。

(三)限定承認を行なった場合の税金

限定承認が行なわれますと、相続財産中に「譲渡所得の基因となる資産」がある場合には、その資産が、相続のときに、相続人に対し、譲渡があったものとみなされます。（所得税法第59条第1項）。

これはあなたが、限定承認をすれば、あなたのお父さんが、その所有していた土地を、相続があったときに、八〇〇〇万円で、相続人であるあなたに対して譲渡したものとして、あなたのお父さんに所得税を納付してもらおうというものです。

従って、所得税法上は、このみなし譲渡について、相続人であるあなたに、所得税の申告義務が生ずると考えられます。

しかし、そこで発生した所得税は、被相続人の租税債務となるので、その租税債務は、限定承認した相続財産の債務に加えられることになるだけで、直ちに、あなたに納付義務が生ずるものではありません。

仮りに、その所得税の額を一八〇〇万円（準確定申告であり、所得税の納付義務は生ずるが、住民税はかからない）とすると、限定承認をしたことによる財産状態は次のようになります。

	時価
土地	八〇〇〇万円
その他	一五〇〇万円
計	九五〇〇万円
債務	九八〇〇万円
差引純財産	△三〇〇万円

結局土地が八〇〇〇万円で売却できても、あなたの手取金はまだゼロですが、単純承認の場合のように、資産の不足分をあなたが負担する必要はありません。

なお、限定承認の場合の土地の売却は、原則として土地は競売することになっており、売却価額の面では不利となるでしょう。

(四)結論

相続に際し、相続人は、社会的地位や名声なども一応考慮してどのような相続をするか判断されると思います。

しかし、金銭的な面だけで判断すれば、まず、資産の売却をしてもなお明らかに債務超過であることが明らかな場合には、限定承認ではなく、「相続の放棄」という手段をとるべきです。

限定承認とするのは、資産と負債の額が同額程度か、あるいは赤字であるが、うまくすれば黒字になる可能性を持つ場合でありましょう。

ご質問に対する回答としては、単純承認ではなく、限定承認の方が良いと考えます。

それでもなお、あなたが、お父さんの名誉を守る為に、単純承認をしたいというのであれば、次の何れかを覚悟すべきでしょう。

①不足額八〇〇万円をあなたの固有財産で支払う

②この土地を八〇〇〇万円ではなく、最低一億一千万円以上で売却する。（売却時期が遅れる見込の場合は、その期間の金利も考慮する）

（公認会計士　小場　篤）

箴言と考察

ラ・ロシュフコオ著

●われわれの美徳は、ほとんど常に、仮装した悪徳にすぎない。

われわれが美徳と見做すところのものは、しばしば、運命か、さもなければ、われわれ人間の術策がしかるべく切り盛りするさまざまな行為と、さまざまな利害関係との集まりにすぎない。だから、男が勇敢であり、女が貞節であるのは、必ずしも、勇気なり貞節なりがそうするのではない。

●およそおべっか者といっても、自負心ほど大きなおべっか者はない。

●自負心は、世の中で一ばんの策士以上の策士である。

●情熱を永つづきさせようとしても、いのちを永つづきさせようとするのと同じように、われわれの勝手にはならない。

●情熱はしばしば、このうえもない利口者を頓馬にし、このうえもない頓馬を、利口者にする。

●情熱こそは、二六時中、説得を事とする無類な弁士である。自然の芸術ともいうべきで、その法則はいささかも謬るところがない。だから、どんなに単純な人でも、かりにも情熱を抱いている人が他を説得するとなったら、もっとも雄弁な人で情熱をもっていない人などの及ぶところではない。

●人間の心のなかには、情熱がたえず発生する。だから、一つの情熱が滅びるとき、とかく、また一つの情熱が頭をもたげがちだ。

●情熱はしばしば、それとは逆の情熱を生む。貪欲が時として浪費を生むこともあるし、浪費が時として貪欲を生むこともある。人はしばしば、弱いことからちゃんとした人になるし、臆病なことから、大胆な人になる。

●敬虔をよそおい、実直を装うて、いくら情熱を包みかくそうとしても、情熱はつねに、それらの面紗をとおして現われるのである。

税の歴史から

桃山時代の租税

〈9〉

第二次大戦が終るまで海軍鎮守府のおかれていた佐世保（地元ではサセボと濁って発音している）周辺の海は、厚い秘密のヴェールに包まれていた。九十九島コバルトラインと名付けられた高速船に乗って、誰れでも入れるようになった時地元の人でもその美しさに驚いたという島々を縫って、平戸を訪れた。

平戸というと南蛮貿易の基地となっていた頃を思い、ジャガタラ文の哀史に胸をいためる。罪も無い人々を国外追放したのも以ての外なら、それより遡るポルトガルやスペインの植民地確立と密接な関係のあった当時のカソリックの布教のやり方も、以ての外のことがあった。ばてれんが仏像や書物に火をつけて、藩主の松浦公から追放されたり、愚民を煽動して神社仏閣を破却したりした事が記録に残っている。松浦氏と時に対立関係にあった大村純忠は長崎を租界のように、ポルトガル人にまかせるにいたった。

島津征伐の時、このままでは日本が危いと思った豊臣秀吉は、長崎から戦勝祝賀に来たカソリックの長老の傲慢な態度に接した事をきっかけとして、遂に弾圧にふみきったのである。その後平戸はオランダ、イギリスの貿易を独占したが、島原の乱の後、蘭館破壊、長崎移転の命令となり、一方英蘭混血児等のジャガタラ追放となっていったのである。松浦鎮信は貿易の移転による平戸の衰微を救うため課税を減免し、殖産の奨励、新田の開拓等に努めた。

それはそれとして、豊臣秀吉は島津征伐に続く小田原征伐で全国の支配者となったが、土地は名大名に分封されていた為、その経済的基礎は自己の直轄領にあった。天正十四年一月十九日秀吉は二公一民を命令した。つまり米穀三分の二を公に納め、三分の一を私有となさしめたのである。天正から文禄にかけて全国の田畠の検地を行い、曲尺で方六尺三寸を一歩、三百歩を一段（従来は三百六十歩）、十段を一町とし、上田、中田、下田、上畠、中畠、下畠に分けて管理した。慶長三年の全国検地目録によれば、全国の石高は千八百五十万九千四十三石七四となっているので（壱岐対馬を除く）、それだけの玄米収穫があった場合の田租は約千二百三十四万石となる。そのうち豊臣氏の収入は、全国三十五か国に散在している直轄地を合わせて、約二百万五千七百石にのぼり、それに直領の鉱山からの収入や諸大名所有の金銀山からの運上金、冥加金などの収入があったので、大名に比べて財政的に大いに優れていたということがいえるのである。

その頃の金山の話で、静岡県土肥にある天正金山の採鉱夫の給料は、採鉱夫の衣類に付着した金粉を払い集めただけで足りたというのであるから、話半分としても質の良い金山で採掘していたといえよう。また室町時代までは田畑の大きさをあらわすのに賃高、すなわち収納の銭高であらわしていたが、文禄の頃にはこれを廃し、石高、すなわち収穫の米穀高をもってするように変えている。そして領主に対する貢租は自然物貢納と夫役労働であったが、貨幣経済の発達と共に、夫役の代りに夫銭が課せられるという風に米の外は貨幣納化の傾向が強まっていたのである。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改正が成立して、業界は最大の苦難に直面することになりました。たとえば、従来から批判のあった特別試験が廃止されることになりましたけれども、そのかわりに税務職員が研修による無試験で資格取得のできるようになったことなどは明らかに将来に大量の税理士が生産されることが予想され、業界は未曽有の過当競争時代を迎えます。助言義務の新設に象徴されるように、今後税理士は国家と国民の間にあって、いろいろ困難な問題が発生するであろうことも予想されます。

この時、税理士会内部において指導性を発揮すべき役割をになうものは、公認会計士兼税理士の組織である第一税理士協議会をおいてほかにありません。他のグループの組織の場合は、それぞれ利害関係がからみ、普遍的な指導性を発揮できないからです。税理士業界やその周辺との調整の役割を果たし得るものは第一税理士協議会をおいてないという認識に立って、この際第一税理士協議会へご入会下さいますよう、心からおすすめ致します。自由加入制による一局複数会を実現するためにも、ぜひ、ご入会を！

会費は年額一万円です。左記へ入会お申込みください。

〒113　東京都文京区本郷五―一八―三
公認会計士会館内　第一税理士協議会

暑中お見舞申し上げます

浅井新平
目黒区中町二―二三―三
電話(七一一)八七四四

浅見孝
中野区上高田四―四一
電話(三八六)三六三六

荒井善蔵
世田谷区成城二―三三―一五
電話(四一六)〇三四三

有賀徳寿
台東区浅草六―三五―八
電話(八七三)七九八三

飯沼清夫
足立区梅田七―一五―二
電話(八八六)八一六二

池田洋次郎
北区王子二―一三―一
電話(九一一)八一一一

石井巌
足立区足立三―一二―一〇
電話(八八七)六三五一

石井操
千代田区飯田橋一―二―一三
電話(二六四)四六四〇

石田鉄三
墨田区八広三―一五―一〇
電話(六一一)五一四六

石綱常雄
千代田区神田駿河台一―五―六
コトー駿河台五〇三号室
電話(二九五)二四四八

石原光夫
千代田区九段北一―九―五
朝日九段マンション
電話(二三〇)三三四八

礒崎勝
文京区小石川二―三―二八
―八〇五
電話(八一五)三四五一

市川隆
国立市西一―一―一〇
電話(四三五(七一))三三三三

井上準一
千代田区神田駿河台
三―五―一
電話(二九四)三〇二二

岩崎守利
新宿区原町一―七―三
電話(二〇二)三二一三

岩村譲一
中野区中野一―五六―五
電話(三六三)一六〇四

宇津木三郎
世田谷区桜一―一六―一六
電話(四一九)七一〇九

海老美与治
港区六本木四―八―八
アロハビル四階
電話(四〇四)〇八九一

大堀雅三
杉並区梅里一―二一―一五
電話(三一四)四一三一

大盛広吉
足立区千住柳町三―七
電話(八八一)六一二五

岡崎寿士
中野区本町四―一九―一二
電話(三八〇)一五五一

岡田一馬
墨田区立花一―三二―六
電話(六一二)一八九〇

岡部謙三
中野区中央四―二七―一〇
電話(三八一)五八四七

小川一郎
大田区池上六―一九―八
電話(七五三)一六一七

小川弘明
荒川区西日暮里五―六―七
電話(八九二)〇〇〇一

小川敏市
台東区三ノ輪一―八―一五
電話(八七三)七一六八

長田邦稲
港区新橋一―六―一―三〇一
ニュー新橋ビル三一七号
電話(五八〇)七一三四

加藤隆之
台東区西浅草一―六―四
電話(八四三)〇六六一

兼山金刀圀
練馬区上石神井一―三〇八
電話(九一〇)八一三四

上山五郎吉
武蔵野市境二―二―一三
電話(四三(五一))一二三六

河合貞司
江東区大島二―三〇―一四
電話(六八一)八四七六

川口菊夫
板橋区大山東町三―八―五七
電話(九六二)五六〇七

三枝潮
世田谷区豪徳寺一―九―三
電話(四二九)五三八一

酒井浅男
中央区湊二―一―一―七
電話(五五一)〇六一四

佐々木秀明
台東区東上野五―一―二
電話(八四一)〇二四八

諏佐市之丞
新宿区西大久保三―八五
電話(二〇〇)六二一一

須崎孝美津
北区西ヶ原二―四〇―六
電話(九一〇)六二六六

田中勘二郎
中央区八丁堀三―一―一―八
電話(五五一)二三三三

田中佐門
台東区柳橋一―二九―七
五十栄ビル五〇一号
電話(八六一)〇三九四

田中正盛
大田区多摩川二―一―六―五
電話(七五〇)六一五二

玉家義雄
大田区久が原六―六―二
電話(七五一)〇四七一

土橋栄夫
渋谷区本町六―四〇―一四
電話(三七七)三七一〇

内藤安巳
大田区蒲田二―七―一六
電話(七三一)五六二三

仲井良治
墨田区東向島二―三四―五
電話(六一一)三三〇〇

長坂利正
練馬区中村北四―二四
電話(九九〇)一一三一

中島育広
世田谷区玉川瀬田町五一九
電話(七〇〇)三三三一

永島徳造
豊島区目白四―二四―五
電話(九五四)〇二三五

二村倍吉
港区西新橋一―一八―六
童宝ビル
電話(五〇一)〇八二〇

丸山修司
北区赤羽西三―三四―三
電話(九〇〇)二三五五

吉田承治
目黒区上目黒四―四―一〇
電話(七一九)三六四一

古屋勝成
八王子市本町一五―二
電話(四三(二一))〇五〇九

前田実
千代田区神田鍛冶町三―三
共同ビル九三号室
電話(二五二)八九四九

松木正輝
荒川区西日暮里一―九―四
電話(八〇五)三一〇一

的場輝夫
台東区台東一―三〇―一三
電話(八三一)三四九五

山本敏郎
港区西新橋二―二〇―三
電話(四三一)五五一四

山本日出麿
千代田区大手町二―七―一
日本ビルディング別館三階
一三一〇区
電話(二四一)六六六六

森山頼一
杉並区清水一―一五―二四
電話(三九九)〇六〇一

山名正夫
新宿区西五軒町三五
電話(二六〇)二七九一

三輪三郎
杉並区高円寺南一―六―五
サマリヤビル二階
電話(三一五)三三三三

村松良市
国分寺市内藤一―一〇―四一
電話(四三(七一))三〇三七

宮武一
江戸川区南小岩三―二〇―一〇
電話(六五七)五九九四

都沢美夫
江東区永代二―二三―四
電話(六四一)二九二三

水葉義一
秋川市小川八三六
電話(四三(五八))三六二一

丸山潤次
豊島区北大塚二―二―一二
岡ビル
電話(九一七)五一〇一

佐々木秀明
台東区東上野五―一―二
電話(八四一)〇二四八

鈴木三男
大田区池上四―二六―二
電話(七五三)七一四〇

関弘
荒川区東日暮里五―三―八
電話(八〇一)〇〇六六

塩崎四郎
中央区日本橋茅場町二―六
電話(六六八)〇六六七

島田百郎
練馬区上石神井一―二平―六
電話(九一〇)八一二七

関口秀男
中央区銀座四―一三―一
上原ビル
電話(五四一)七五六一

千正清夫
中央区日本橋茅場町一―二
八共同ビル八〇三号室
電話(六六八)〇〇五一

清水多四郎
墨田区業平三―一〇―一二
電話(六二五)三九一八

和田新之助
文京区本郷二―一六―一〇
三興ビル
電話(八一四)五八九五

若林恒雄
中央区築地二―九―二
銀座大信ビル
電話(五四二)六六二三

渡辺孝夫
小金井市中町三―九―一三
電話(四三(八一))六一六八

渡部正広
文京区目白台二―九―八
電話(九四一)一七七七

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第106号

★一局複数会制の
　早期実現をはかる
★税理士会の
　正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5―18―3
郵便番号 113　公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極 1,000円）

目　次

一頁…日税連の商法改正反対本格的に、改正税理士法に伴う会則改訂に混乱必至
二頁…税務質疑応答、箴言と考察、税の歴史から(10)

日税連の商法改正反対本格的に
反対は時代の進運に逆行か

日税連の、商法（会社法）改正に対する反対運動は、いよいよ本格化してきた。すなわち、去る七月二十二日に、商法対策委員会、法対策推進本部正副委員長会、日税連の三者合同会議を開いて、「資本の額の引下げによる監査強制会社の範囲拡大に対する反対意見」をとりまとめ、同日午後三時からは法務省民事局の元木参事官を税理士会館に招いて反対趣旨を強く伝えている。翌二十三日の法制審議会商法部会には、日税連側参考人（斉藤員一商対委員長）がこの「反対意見書」を全委員に配布して趣旨説明を行った。同日、直ちに公認会計士側参考人から改正試案（資本金を五億円に引下げる）に賛成の、「反対意見書」への反論が述べられ、大方の出席委員はそれを了として改正試案を支持した。いわば、今回の改正は、粉飾決算や不正経理等の頻発する社会問題を背景として時代の要請として行われるものであり、大多数の法制審商法部会委員は、日税連の強引な反対運動にひんしゅくしている模様である。したがって、同商法部会としては、来る九月、十月に改正試案審議を終了させたく、その結果十月、十一月には商法改正法律要綱案の作成に入り年があけて法務大臣あて答申の運びに至る予定であるらしい。

そこで日税連では、引続き八月四日に商法対策常任委員会、法対策推進本部正副委員長、日税政等との合同会議を開いて、「商法改正（一部反対）対策第一次運動計画大綱（案）」及び「商法改正（一部反対）に関するお願い」をとりまとめ、翌八月五日の正副会長会で決定した。この決定は、ことの緊急重要性にかんがみ、常務理事会の代位決定としたもので、八月二十日の常務理事会を待たずに行われたのであった。

右「商法改正（一部改正）対策第一次運動計画大綱」は、商法改正（一部反対）運動に臨む方針、国会等関係方面に対する要望書、第一次運動計画の策定という三項目から成り、第一の方針を盛込んだ要望書は、第一段階では今回決定の「商法改正（一部反対）に関するお願い」を運用するとしている。

右「お願い」は、「資本の額の引下げによる会計監査人の監査強制会社の範囲拡大には反対であることについて」と「中小株式会社に対する配慮を欠く改正には反対であることについて」の二項目から成り、別記一として試案の「会計監査人の監査を受けなければならない会社の範囲（一　計算書類等・7）の部分の抜萃と、別記二として理由書を添付している。

ご承知のように、改正試案の「一　計算書類等・7の部分は、「次のいずれかに該当する会社は貸借対照表、損益計算書並びに利益の処分又は損失の処理及び準備金に関する議案について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

a　資本の額が五億円以上の会社

b　一年間の営業による収入が二〇〇億円以上の会社

c　貸借対照表の負債の部の合計額が一〇〇億円以上の会社

となっていて、これは、去る四十九年商法改正の際の懸案事項の実現であり、時代の趨勢から必然的に導き出されたものである。

然るに日税連としては、これに真っ向から反対し、理由書においては次のように述べている。

「一、会計監査人による被監査会社の範囲は、会社法に関する根本的な問題点（大小会社の区分等）の審議が尽されていない現状においては、公開・非公開の区分による基準はこれを維持すべきである。すなわち、企業が開示すべき書類の正確性の担保を通じて投資者・債権者の保護に資する外部監査の本来的趣旨にかんがみ、その対象会社は当該監査を強制されるべき社会的必要が認められる証券取引法適用会社（上場会社等）とすべきであるが、閉鎖的会社のうち「資本の額が十億円以上のもの」を右に準じて当該監査の対象としている現行監査特例法の運用の実態にかんがみ、この限度において、まず実効性のある会計監査人監査を確立することが、根本問題である。

二、粉飾決算等の不祥事態の根絶を期するためには、現行の会計監査人による監査対象会社の範囲内において抜本的な監査の充実策が講ぜられ、監査の実効性が確保されることが喫緊の課題であると断ぜざるを得ない。したがって、現段階において、資本の額の形式的引下げにより、現行以上に実効性を保し難い被監査会社の量的な拡大を図ることはかえって当該監査の質的低下を招来する虞があるばかりでなく、企業に負担の過重を強いることとなって適当でない」

いささか難解であるが、要するに、傍点部分の「まず実効性のある会計監査人監査を確立することが根本問題」であって、そのためには「現行の会計監査人による監査対象会社の範囲内において」監査の深度を期さなければならない必要性があるから、監査対象会社の範囲を拡大することには反対であるという意味らしい。

会計監査人監査の実効性がないとは何を以って断定するのか。ごく一部に不祥事が発生しても、大筋としては会計監査人監査の実効性が厳然と存在している。九十九%の会社は営業報告書に会計監査人の監査報告書を添付して日本の経済は動いているのである。だからこそ現行の会計監査人による監査対象会社の範囲もまた拡大させなければならない。時代の要請は、実効性のある監査と、監査対象会社の範囲拡大の二つを同時に求めているのである。

たとえば、同理由書の他の部分で「現行の試査を中心とする会計士監査にはその機能に自ずから限界があるのであって、企業が開示すべき計算書類等の正確性の担保を超えて、企業の不正、非行等の防遏にまで及んで当該監査に期待することは、会計士監査が会社との監査契約を前提として成立するものであり、強制力を背景とする国等の公的機関のチェックであり得ない以上過大の要求といわざるを得ないのである」とあるが、いかにも会計士監査に企業の不正、非行等の防遏を望むべくもないのだと独断しており、失敬千万である。仮に百歩を譲って現状が企業の不正や非行を防遏するに未だしの感があるにしても、それは公認会計士内部の反省の問題であって、それだからなおさら、監査対象会社の範囲を拡大して監査の質の向上を図らなければならないともいえる。監査をしてさえ企業の不正や非行があるとすれば、監査をしていなければ野放しということになるわけである。

同理由書のさらに他の部分で「外部監査の実効性を確保するためには、監査対象会社の拡大を図る方向ではなく、会計監査人の地位の強化、当該監査の公正を期するための職業監査人としての独立性の確保の方向で諸種の改善策が講ぜられるべきである」とか「資本の額の引下げによる監査対象会社の範囲の拡大を図るよりは、大規模会社に対する自主監査制度の強化にあわせて、会計監査人監査の質的充実を図る方途を検討すべきである」と執拗に繰返している。

「会計監査人の地位の強化、当該監査の公正を期するための職業監査人としての独立性の確保」や「大規模会社に対する自主監査制度の強化にあわせて、会計監査人監査の質的充実を図る方途を検討」するのは当然のことであり、そのことのために、多数の会社が監査対象から取残されていいのだという理由にはならない。

何人も当然と考えられる名分を掲げて、それを監査対象会社の範囲拡大反対に結びつけるのは小児的論理であって滑稽である。

翻えって税理士はどうか。業界は過当競争をはじめ最大の難関に遭遇している。それらの対策を抜本的に急ぐべき時に、会計監査人の監査対象会社の範囲拡大に反対などしていたら、その対策樹立がお留守になってしまうではないか。

改正税理士法に伴う会則改訂に混乱必至
類似名称制限には広い反パッ

改正税理士法が公布されて三カ月経ち日税連及び各税理士会ではその施行に備えて税理士会の会則改正作業を進めているが、混乱を招きかねない状態を現出するのではないかと見られている。すなわち六月二十七日の日税連理事会で各税理士会の会則のヒナ型である「標準会則」を決め、各税理士会はこれを参考に会則の変更作業を急げとあり、日税連自体の会則改訂作業も同時進行させているのであるが、そこには「絶対的記載事項」と称して、類似名称の制限をはじめとし、第四十一条第一項（帳簿作成義務）の帳簿及びその記載に関する規定、税理士会会員の研修に関する規定、小企業納税者に対する税務援助の実施の基準に関する規定などが追加され、さなきだに監督、義務強化の強い改正税理士法のその上に自ら会員を縛るような会則改訂の必要があるのかという声が強い。

とくに、「税理士界」第七八二号には「最近、税理士会内部の重要文書等が外部に漏れ、マスコミ等で悪宣伝に利用され、ひんしゅくを買い、業界のイメージダウンを生じたことの反省から、役員に対する守秘義務の規定を新設した」とあるについては、「東京税理士界」第二八三号で「文書が漏れたからイメージダウンとなったのではなく、ひんしゅくを買うようなことを決め、会員には秘密にし特定の幹部のみで事を運ぼうとする体質が世間の信用を失墜したのではないのか。役員に箝口令をかけ、異なる意見には少数分派と決めつけて、こと足れりとする現在の体質を改めない限り〝会員の合意と信頼〟を得るには程遠い」とあって、明らかに対立の様相を示している。ことに会則改訂にまで及ぶ監督、義務の強化については「義務強化は〝社会的地位向上〟につながる〟との説もあるようだが、会員のための会則である。会員の利益を基本に置き、法改正の欠落を運用面でいくらでも補足できる」と東京税理士会では気乗薄で、やがて、各税理士会の改訂会則案が出揃った段階の臨時総会では相当の混乱必至との見方が強くなっている。

とりわけ、税理士会内のグループ名に類似名称を制限しようという日税連四元派案については、税理士という名詞そのものが混じっていては不可というのであるから税理会内グループの殆どすべてに当てはまり、税経新人会だけが免れるといった皮肉な現象を呈しており、専税、青税、婦税、税理士桜友会、税理士清流の会等挙げて反対の気組みを示している。

好評です。
もうご存じですか？
あれこれ比べて、ご決断。
中期国債ファンド

ベンリです
●お申込みはいつでもどうぞ。
●1か月経過後にご換金できます。手数料などは不要です。

おトクです。
●年7.2～7.7%程度(実績予想)。
●ご換金の場合、それまでの期間に応じての分配金が受けとれます。
●㊙が使えますから、お1人元金300万円まで無税です。

●お申込みは10万円から、1万円単位とお手軽です。
●お申込みの際は受益証券説明書をご覧ください。
●30日未満の換金時には1万口につき20円の手数料と有価証券取引税（1万分の3）が必要となります。

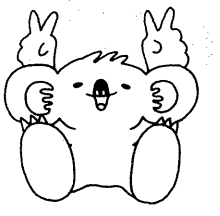

お近くの〈野村證券〉です。お気軽にご来店ください。

国債専用電話
(205)0091～0096
集金サービスも致します。

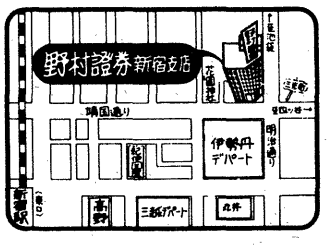

新しい魅力で
身近なおつきあい――
野村證券
新宿支店
郵便番号　160-91
東京都新宿区新宿5丁目17番9号
（三光町交差点カド・伊勢丹ソバ）

国債の資料を急送いたします。
ハガキに下の資料請求券を貼ってご住所、お名前、おとしご職業、お電話番号をご記入のうえ右記の野村證券まで、お送りください。
資料請求券
国債

税務 質疑 応答

二度目の事業用資産の買換えは可能か

質問

私は、大阪府豊中市に賃貸用マンションを所有しております。このマンションは、戦前から所有していた大阪市内の事業用資産を、昭和四八年に売却して、買換えの特例により代替資産として取得したものです。(取得価額は五千万円、現在の帳簿価額は一千万円、売却見込価格は九千万円です)。

私は現在、仕事の関係で住居を東京へ移転しており、もう関西へは帰らないつもりです。ところがこのマンションの管理が遠くて何かと不便で、非常に負担になっております。できれば、このマンションを東京周辺へ買換えたいと思っております。この場合、再び税務上の事業用資産の買換えを適用することができますか。

又、買換えをしないで売却してしまった場合の税金はどれ位になるでしょうか。

回答

(一) 租税特別措置法第三七条の規定による、「特定の資産の買換の場合の課税の特例」(以下買換の特例という)の適用を一度受けた資産について、再び買換の特例の適用を受けることは、規定上禁止しておりませんので、買換えの条件さえ適合すれば、二度目の買換えも可能です。

ところで、この買換の特例は、譲渡資産と取得資産の関係について、厳格な定めがしてあるので、あなたの二度目の買換えが、可能かどうかを判断する為に、まず、あなたが今度譲渡する資産について若干整理しておく必要があります。

(二) あなたが譲渡しようとしている資産は、昭和四八年に買換の特例を適用して取得しているので、取得の時期はそのまま昭和四八年になります。

この点、収用等の場合の買換えや、昭和四三年以前の事業用資産の買換えの場合に、譲渡資産の取得時期を引継ぐことができるのと異っております。

従って、あなたの譲渡資産は、豊中市であるので既成市街地外にある、賃貸用建物とその敷地であり、短期譲渡所得になる資産ということになります。

(三) この条例により措置法第三七条の表の各号について、買換の適用が可能かどうかを検討してみると次のとおりになります。

号 譲渡資産の条件
一 既成市街地内にあるもの
二 ばい煙発生施設の移転
三 騒音発生施設の移転
四 排出水特定施設の移転
五 農林業用
六 航空機騒音障害区域内
七 工業団地流通業務地移転目的
八 農村地域工業導入促進
九 新産業都市移転目的
十 既成市街地内
十一 既成市街地内
十二 日本住宅公団等への譲渡
十三 農用地域等
十四 長期保有資産
十五 船舶

右の各号についてあなたが持つ譲渡資産をあてはめてみると、結局どの号も適用することはできないと思われます。

(四) そこで他の条文での買換えが考えられますが、現実にこれを実現させることは非常に難かしく、買換えの適用は困難であると考えられます。

(五) さて、この資産を譲渡して買換えをしない場合の税金を計算してみましょう。

買換の特例の適用を受けた資産は、前に述べた通り、取得の時期は引継ぎませんが、取得価額は引き継ぎます。

そのため、その資産を他へ譲渡した場合、収入金額から控除される取得費の額は帳簿価額である一千万円となります。若し収入金額が九千万円で、譲渡経費が〇であるとすれば、譲渡益は、八千万円となり、これが全部短期譲渡所得となってしまいます。

八千万円の短期譲渡所得に対する税金は、他の所得の額に関係なく、最高税率の頭打ちである八八%となり、所得税、住民税の合計は、約七千万円となります。

(六) 結局手許には二千万円しか残らないことになります。

これは、昭和四八年に買換えをした結果、取得費は引継いだのに取得時期が引き継げなかった為、本来長期譲渡所得として課税される筈のものまで、短期譲渡所得とされてしまった為です。

税務上有利であるからとして買換えをした資産を、その後再び売却することは、今度は逆に非常に不利に働くことが多いので、最初に買換えをする時点で、将来の方針を慎重に検討を行なうべきであります。

(七) あなたの場合、管理に多少不便はあっても、余分な管理費用を支払うにしても、しっかりした管理会社を選定し、管理を委託するなりなどして、当面、売却は見合せたら如何かと思います。

(八) なお、本例は個人の場合の事業用資産の買換の特例ですが、租税特別措置法第六七条による法人の場合の事業用資産の買換の特例の場合にも、同様の取扱いとなっておりますので、念の為——。

(公認会計士 小場 篤)

箴言と考察

ラ・ロシュフコオ著

●われわれの自負心は、われわれの意見に難癖をつけられる場合よりも、われわれの趣味に難癖をつけられる場合の方が、もっともどかしがる。

●人間はとかく、恩恵を忘れ、侮辱を忘れがちであるばかりでなく、恩恵を施してもらった人までも憎んで、侮辱を加えた人を憎まなくなるものだ。善に報い、悪に復讐しようとつとめることは、一つの屈従でもあるように思われて、人間はなかなかそんな屈従に甘んじようとはしないのである。

●世人が美徳として讃えるくだんの仁慈は、或るときは虚栄により、時としては遊惰により、しばしば恐怖により、またほとんどつねに、虚栄と遊惰と恐怖との集合によって行われるものだ。

●幸福な人の節制は、幸運にめぐり会って静かに落ちついた気分から生まれるものだ。

●われわれはだれも、他人の不幸を我慢して見ていられるほど、気が強いのである。

●賢人の沈着とは、心の動揺を心の中に閉じとめる技術にすぎない。

●哲学は、過去の禍と将来の禍とにはたやすくうち勝つが、しかし、現在の禍は、哲学にうち勝つ。

●死を識る人はいくらもない。人は普通、覚悟して死ぬのではなくて、茫然として、しかも慣習によって死ぬのである。人間は大部分、死なぬわけに行かないので死ぬのである。

●偉大な人たちが、永いあいだの不運のためにみすみす打ちのめされるのを見ると、かれらはただ、その野心の力によってのみ不運を支えてきたのであって、たましいの力によったのでないこともわかるし、偉人英傑なるものは、大きな虚栄心を取りのけにすると、普通一般と同じ人間だということも分るのである。

●太陽と死とは、じっとして見てはいられない。

●嫉妬は、われわれのものであるか、あるいはわれわれが自分のものだと思っている或る一つの財産を保存することだけに目をつけているので、或る意味では正しくもあり、道理にかなったものである。ところで羨望は、他人の財産をだまって見ていることのできない激烈な情熱だ。

●われわれの悪行は、われわれの長所ほどに、迫害されたり憎まれたりしはしない。

●われわれは、意志よりも力を余計にもっている。だから、われわれが事を不可能だと思うのは、しばしば、自分自身にたいして遁げを打つためだ。

税の歴史から

江戸時代の租税

〈10〉

江戸時代の田租の率は、領主とか地方によって異なっていた。四公六民から六公四民を上廻るものまで様々であった。徳川家の直轄地つまり天領はおおむね五公五民であった。

五公五民といっても如何に収穫量を査定するかという問題があるが、これには次のような方法があった。A 検見取…これは毎年、課税地の豊凶如何をみて租税の高を定める方法で、古い時代に旱魃などがあった時に租税の減免を行ったことに由来し、当然のことながら租税負担率が同じでも、租額は作柄によって異なっている。B 定免取…五年もしくは十年間の課税地の収穫の平均額を算出して、これに率をかけ一定期間は多少の不作でもあるいは豊作でも、一定額の租を納めさせる方法で、ただ旱魃などで大損害を受けた時は一部または全部を減免する。このことを破免という。この方法は、鎌倉時代から行われ豊臣秀吉の豊後検地にも行われた。C 段高場取…河池湖沼の近く等、収穫の極めて不確かで額も多くない場所は、これを別扱いにして軽い税を課する場合があった。これを段高場取という。D 見取場…川辺とか原野など、僅少の区域内に百姓が開墾した土地をいい、これに定額の軽租を課する定見取と、屋舎をたてたものに定額の軽租を課する屋敷見取とあった。

江戸幕府は主なる課税法として検見取と定免取とを併用したり換用したりしていたが、八代将軍吉宗の享保六年には命令を下して、次第に各地方に定免取を実行させ、特に定免取では不便な地方にだけ他の方法によらしめたという。その後将軍家重家治の時代にはますます定免取を奨励してほとんど全国に及んでいたが、江戸時代になって、それらを含めて色々な産物に小物成と称して、年貢だの役だのを課するようになった。

商工業、漁業、運送業等に対しては別に、運上、冥加、役、分一などを課した。運上は組合でまとめて何十両何百両などと納めることが多かった。冥加は本来は献金なのであるが、しまいには幕府等の財政補給等のため、営業者に率または金額をきめて納めさせた。役は夫役を行うか、金銭でその分を納めた。分一とは売上高の何分かを納めることをいった。

オランダと清国との貿易については売買の運上をとることとまっていたが、安政四年にオランダと条約を締結し、翌年米国と条約を結ぶようになってくると海関税をとることになった。

こうしてみると、経済の根幹は、やはり農業にあった。農業人口が全人口の八割内外であったことが推定されている。

加賀藩の場合、慶長十五年に夫役を夫銀に改め、代官等が夫役を使役し得る権限を否定し、元和三年には小物成の物納を貨幣によって納入されるように定めるなど、貨幣経済もじょじょに浸透してきている。そして加賀百万石中興の英主といわれる前田綱紀の代に、家臣が知行地から年貢を取り立てるのをやめて藩が徴税し、収穫量査定の方法も定免法にしている。

(公認会計士 税理士 岸本 勝次)

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改正が成立して、業界は最大の苦難に直面することになりました。たとえば、従来から批判のあった特別試験が廃止されることになりましたけれども、そのかわりに税務職員が研修による無試験で資格取得のできるようになったことなどは明らかに将来に大量の税理士が生産されることが予想され、業界は未曽有の過当競争時代を迎えます。助言義務の新設に象徴されるように、今後税理士は国家と国民の間にあって、いろいろ困難な問題が発生するであろうことも予想されます。

この時、税理士会内部において指導性を発揮すべき役割をになうものは、公認会計士兼税理士の組織である第一税理士協議会をおいてほかにありません。他のグループの組織の場合は、それぞれ利害関係がからみ、普遍的な指導性を発揮できないからです。税理士業界やその周辺との調整の役割を果たし得るものは第一税理士協議会をおいてないという認識に立って、この際第一税理士協議会へご入会下さいますよう、心からおすすめ致します。自由加入制による一局複数会を実現するためにも、ぜひ、ご入会を!

会費は年額一万円です。左記へ入会お申込みください。

〒113 東京都文京区本郷五—一八—三
公認会計士会館内第一税理士協議会

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第107号

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113　公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極 1,000円）

目次

一頁…主流、通知制度よ永遠なれ
二頁…改定税理士報酬規定、税の歴史から(11)

通知制度よ永遠なれ

通知公認会計士の範囲問題

改正税理士法施行直前に、同法の通知公認会計士制度が廃止されたことによる〝公認会計士の行う税理士の業務範囲〟省令が近く公布される。本紙が読者のお手許に届く頃には省令が明らかになっているであろう。

ご承知のように、この省令は、税理士法の「税理士会への入会について現行の間接強制入会制を登録即入会制に改めるとともに、通知公認会計士制度は廃止することとした。なお、改正法の施行日前に国税局長に通知をして税理士業務を行っていた公認会計士たる税理士は、施行日以後三年間は従来どおり税理士業務を行うことができることとするとともに、公認会計士は、当分の間、国税局長の許可を受けて、その行おうとする税理士業務の規模が小規模なものとして委嘱者の数等が一定の規模の範囲内である場合に限り、税理士業務を行うことができる」という趣旨に基づくもので、つまり、三年後にはすべて通知公認会計士制度は廃止であり、少ない場合は当分の間、公認会計士は国税局長の許可を受けて税務業務を行うことができる。

そこで税理士会では「もともと通知公認会計士制度は、公認会計士を業とする者がたまたま税理士業務を行う場合、わざわざ税理士会に入会しなくてもよいとしたもので、それを税務中心の公認会計士のすべてが通知業務だけで税理士業務を行うことになると、税理士法改正の趣旨に副わない」との理由で、通知公認会計士の行う業務範囲を五件以下、年収百万円以下にすべしと固執していた。そして、税理士業務を常時行っている公認会計士たる税理士は、その職務の性質から当然、税理士会に入会すべきだと繰返していた。

これに対し、公認会計士協会では「本来、通知公認会計士制度は公認会計士が公認会計士の資格で税理士業務が行えることを基盤に設けられた制度」と主張し、件数も相当数以上を強調してきた。

そこで日税連幹部は「現在税理士一人当りの法人関与件数平均は三十数件、それと似たり寄ったりの件数を提示して運動するなど見当違いも甚だしい。制度の設立趣旨などをまるで無視している」と反バツし、そのため、省令の公布までに関係当局には相当ご苦労があったようであるが、コトはそんな次元の問題ではない。

改正税理士法が成立した以上、制度の趣旨を曲げないように十分に考慮して行動すべきでないかと評する向きもあるが、改正税理士法本法に見える「小規模」の解釈の相違であって、件数の相違の如何が法にいう制度の趣旨を曲げることとはならない。

公認会計士協会では一貫して、諸外国におけると同様に公認会計士の資格のままで税理士業務を営み得ることこそ公認会計士監査制度発展の途を拓くものであり、通知公認会計士制度はあくまでもそれへのステップであると主張してきた。

「通知を利用している会員が少ないのは、その必要性がないからだろう」と或る国会議員が言ったとかといい通知は「例外規定」だから、件数が多くなったり、税理士業務収入が税理士の平均収入よりも多額になるのは行き過ぎだ、と評したりするのは、通知公認会計士制度の意義を低い次元に押しこめようとするものであって、次元が違う以上このような論調は当たらない。

税理士法改正によって、通知制度は向う三年間となったが、それによっていささかも通知制度の意義が弱められることにはならない。いつの日か、通知公認会計士制度の歴史が語られるときが来よう。

通知制度をステップとして諸外国並みに公認会計士の資格のままで税務ができるように公認会計士監査制度の権威を高めなければならないことは、制度の必要からである。その真理を理解できなければ、畢竟、公認会計士制度、税理士制度の明日はない。

主流

「商法改正反対決起大会」は無益である

東京税理士会、東京税理士政治連盟共催、日税連後援で十月一日税理士会館において「商法（会社法）改正反対決起大会」が開かれた。また、日本税理士政治連盟・日税連は、十月二十二日、東京・平河町の砂防会館で同じく商法改正反対決起大会を開くという。

職業人にはそれぞれ考え方の相違があり、組織の立場があって、そこから反対決起大会を開こうと開くまいとその組織団体の自由であろうが、かかる運動が果たして税理士全体にとって得策かどうか考えてみたい。

世間では、いや税理士自身のなかにも、またか、とその執拗さにウンザリしている向きが多いことを税理士会一部執行部は知っているであろうか。

税理士法改正問題の際も、日税連執行部の強引なあり方にひんしゅくした記憶はまだ世人に新しい。この場合は内外ともに強い反対を示したにもかかわらず、一顧だに耳を籍そうとしなかった。その結果、税理士法改正は税理士にとってメリットがあったかどうか。税理士の地位向上という名目とひきかえに、いずれ極めて困難な立場に立たせられるであろうことは夙に識者の指摘するところである。

「税理士は、税理士業務を行うに当って、委嘱者が不正に税を免れている事実、不正に還付を受けている事実、または課税標準等の計算の基礎となるべき事実を隠蔽もしくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちにその是正をするよう助言しなければならない」という助言義務規定が、その時いかなる機能を発揮するか現実の問題として安心していられないわけである。税理士の地位向上も生活の安定も納税者の信頼を得てこそ招来されるものである。

然るに日税連執行部一派は、かかるデメリットを含む税理士法改正に躍起となり、今度は更に商法（会社法）改正に真っ向から反対している。

会計監査人の監査対象会社の範囲を十億円から五億円に拡大することに反対し、あげくの果ては、会計監査人監査の商法導入に反対とまで呼号している。

そして、外部監査の基準を五億円に引下げることで粉飾決算の防止等の社会的要請に応えることができるなら、この世の中苦労はないとうそぶいている。形式的な改正で解決できる問題ではないといい、迷惑を蒙るのは、経済的・事務的な負担を強いられる税理士の顧問先で全体の九十九%を占める中小会社であるから、商法改正に絶対反対としている。結局、ホンネは税理士の職域が狭められはせぬかという危惧で、そのため無理なコジツケをしているのである。

株式会社は年間二万社も増えている。有限会社等を含めると年間三万五千社宛増えているといわれ、税理士の職域と商法改正とは何らの関係がない。

また、資本金基準の問題は、四十九年の前回改正時の監査特例法では商法部会の答申は一億円であったのであり試案における売上げとか負債などの問題も実質資本金が五億円以上の会社の規模が想定されているという。

社会的必要性により、法の成立を期したり、或いは逆に法の修正をしなければならないことは多くある。しかしながら税理士会執行部一派の場合は、あまりにも自己の利害の角度からのみに終始して冷静さを欠いているのではあるまいか。粉飾決算などがあってならないことは社会全般の願いである。それを職域問題にすりかえていることはナンセンスである。「商法改正反対決起大会」なる運動は税理士にとって害がありこそすれ、益のないことを知るべきである。

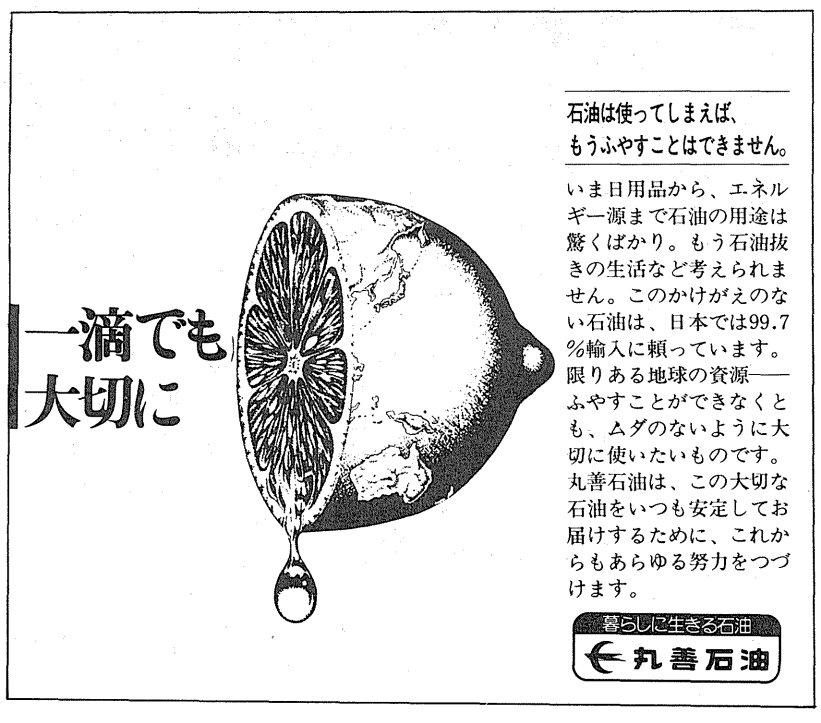

税理士業務報酬の最高限度額に関する基準

税理士報酬規定

★傍線は改正部分

10月13日までに公布される改正税理士法に関する政省令とともに発効する。

基準

顧問報酬

① 個人の顧問報酬（月額）

総所得金額（基準）	年取引金額（基準）	
100万円未満	1,000万円未満	15,000円
200万円 〃	2,000万円 〃	20,000円
300万円 〃	3,000万円 〃	30,000円
500万円 〃	5,000万円 〃	45,000円
1,000万円 〃	1億円 〃	65,000円
2,000万円 〃	2億円 〃	75,000円
2,000万円以上	2億円以上	85,000円
2千万円以上1千万円増すごとに	2億円以上1億円増すごとに	5千円を加算

② 法人の顧問報酬（月額）

期首資本金等（基準）	年取引金額（基準）	
100万円未満	1,000万円未満	20,000円
300万円 〃	3,000万円 〃	35,000円
500万円 〃	5,000万円 〃	50,000円
1,000万円 〃	1億円 〃	70,000円
5,000万円 〃	5億円 〃	100,000円
1億円 〃	10億円 〃	130,000円
3億円 〃	30億円 〃	160,000円
5億円 〃	50億円 〃	190,000円
5億円以上	50億円以上	220,000円
5億円以上2億円増すごとに	50億円以上20億円増すごとに	3万円を加算

税務代理報酬

(1) 法第2条第1項第1号に掲げる業務（不服申立てを除く）の代理報酬

① 所得税

総所得金額（基準）	年取引金額（基準）	
100万円未満	1,000万円未満	40,000円
200万円 〃	2,000万円 〃	60,000円
300万円 〃	3,000万円 〃	75,000円
500万円 〃	5,000万円 〃	100,000円
1,000万円 〃	1億円 〃	170,000円
3,000万円 〃	3億円 〃	300,000円
5,000万円 〃	5億円 〃	400,000円
5,000万円以上	5億円以上	450,000円
5千万円以上1千万円増すごとに	5億円以上1億円増すごとに	2.5万円を加算

② 法人税

所得金額（基準）	年取引金額（基準）	
100万円未満	2,000万円未満	60,000円
200万円 〃	5,000万円 〃	100,000円
400万円 〃	1億円 〃	170,000円
1,200万円 〃	3億円 〃	300,000円
2,000万円 〃	5億円 〃	400,000円
4,000万円 〃	10億円 〃	550,000円
1億円 〃	25億円 〃	700,000円
2億円 〃	50億円 〃	800,000円
3億円 〃	75億円 〃	900,000円
3億円以上	75億円以上	1,000,000円
3億円以上1億円増すごとに	75億円以上25億円増すごとに	10万円を加算

以上、それぞれの報酬額に期首資本金等の合計金額の1,000分の5を加算する。ただし、加算額は50万円を超えることができない。

③ 相続税

基本報酬		100,000円
遺産の総額	3,000万円未満	60,000円
	5,000万円 〃	200,000円
	7,000万円 〃	350,000円
	1億円 〃	600,000円
	3億円 〃	850,000円
	5億円 〃	1,100,000円
	7億円 〃	1,350,000円
	10億円 〃	1,700,000円
	10億円以上	1,800,000円
	10億円以上1億円増すごとに	10万円を加算

以上、それぞれの報酬額に共同相続人（受遺者を含む）1人を増すごとに基本報酬を除く当該報酬額の100分の10を加算する。

④ 贈与税

取得財産の価額	
100万円未満	35,000円
300万円 〃	60,000円
500万円 〃	100,000円
1,000万円 〃	120,000円
2,000万円 〃	150,000円
3,000万円 〃	180,000円
5,000万円 〃	250,000円
5,000万円以上	280,000円
5千万円以上1千万円を増すごとに	3万円を加算

⑤ 道府県民税及び市町村民税

所得税又は法人税に定める報酬額の100分の30

⑥ 事業税

所得税又は法人税に定める報酬額の100分の30

⑦ 固定資産税

固定資産価格	
500万円未満	20,000円
1,000万円 〃	35,000円
3,000万円 〃	50,000円
5,000万円 〃	65,000円
1億円 〃	100,000円
1億円以上	135,000円
1億円以上5千万円を増すごとに	3.5万円を加算

⑧ その他の租税（法第2条第1項に規定する除外税目を除く）

基本報酬		200,000円
課税標準額	500万円未満	20,000円
	1,000万円 〃	40,000円
	3,000万円 〃	60,000円
	5,000万円 〃	100,000円
	1億円 〃	200,000円
	5億円 〃	500,000円
	10億円 〃	1,000,000円
	10億円以上	1,100,000円
	10億円以上1億円を増すごとに	10万円を加算

⑨ 以上①から⑧までに定める税務代理において、法第33条の2第1項に規定する計算事項等を記載した書面を作成し、添付したときは、それぞれの報酬の100分の20を限度として加算することができる。

(2) 不服申立ての代理報酬

① 異議申立て　300,000円

② 審査請求　500,000円

以上①②の場合において、事案が著しく複雑なときは100分の100を限度として、また、税額の減免があったときは100分の50を限度として、それぞれ加算することができる。ただし事案が著しく複雑で、かつ、税額の減免があったときでも加算額は①②のそれぞれの報酬の倍額をこえることができない。

税務書類の作成報酬

(1) 納税申告書の作成報酬

① 所得税
所得税の税務代理報酬の　100分の30

② 法人税
法人税の税務代理報酬の　100分の50

③ 相続税
相続税の税務代理報酬の　100分の50

④ 贈与税
贈与税の税務代理報酬の　100分の30

⑤ 道府県民税及び市町村民税
道府県民税及び市町村民税の税務代理報酬の　100分の30

⑥ 事業税
事業税の税務代理報酬の　100分の30

⑦ 固定資産税
固定資産税の税務代理報酬の　100分の50

⑧ その他の租税（法第2条第1項に規定する除外税目を除く）
その他の租税の税務代理報酬の　100分の50

(2) 不服申立書の作成報酬　50,000円

(3) その他の書類の作成報酬((1)以外の申告書、申請書、請求書、届出書、その他法定調書等)　20,000円

ただし、その他の書類の作成について、同種の書類を10件以上作成する場合、10件を超えるものは1件を増すごとに2,000円を加算することができる。

この基準は、「税理士会が定める報酬の最高限度額に関する基準」の第1総則(2)に基づき、税理士会が会計業務に対する報酬の最高限度額に関する規定を定める場合に、その拠るべきところを日本税理士会連合会が示したものである。

第1　会計業務報酬は、会計顧問報酬、記帳代行報酬、決算書類作成報酬、その他書類の作成報酬及び相談報酬とする。

第2　報酬の額は、依頼を受けた事案の種類に応じ、次の定めるところによる。

(1) 会計顧問報酬（月額）

① 税務顧問契約のある場合
税務顧問報酬月額の　100分の50

② 税務顧問契約のない場合
税務顧問報酬月額　相当額

(2) 記帳代行報酬（月額）

① 税務又は会計顧問契約のある場合
税務顧問報酬月額　相当額

② 税務及び会計顧問契約のない場合
税務顧問報酬月額相当額の　100分の150

(3) 決算書類作成報酬

① 記帳代行契約のある場合
税務顧問報酬月額の　4ヵ月分

② 記帳代行契約のない場合
税務顧問報酬月額相当額の　6ヵ月分

以上①、②において事業年度が6ヵ月以内の場合はそれぞれ100分の60とする。

(4) その他書類の作成報酬

① 通常のもの　20,000円

② 特別の調査研究を必要とするもの　400,000円

(5) 相談報酬

① 口頭によるもの　20,000円

② 書面によるもの　100,000円

③ 税理士法第33条の2第2項による審査に附随して行うもの
第2(3)の②に定める決算書類作成報酬の　100分の50

(6) 以上のうち、(2)、(3)、(4)、(5)の報酬を算定する場合において、事案が著しく繁雑であるときは、割増金を加算することができる。ただし、加算額は100分の50を越えることができない。

第3　依頼された事案につき、出帳を必要とするときは、次の日当、旅費及び宿泊料を受けることができる。

① 日当　40,000円

② 旅費、宿泊料　実費

第4　「税理士会が定める報酬の最高限度額に関する基準」第1総則(7)（着手金、解約の場合の報酬）及び同⑧（報酬の免除）は、この基準につき準用する。

税の歴史から〈11〉

会計と租税の根底に流れているもの

江戸時代、幕府の認可を受けて結成した商工業者の同業者の組合、その組合を株仲間というが、そうした組合の独占した権利とか、そのほか職業上の特権とか、売買の対象となった役目などを株といっていた。従って前々からなじみがあったせいか、今日発行されている様な株券が発行されているのは、明治も初めの頃にまで遡る。それゆえ株式会社の歴史も明治からという事になるが、法人税法がはじめて制定されたのは、戦雲がわが国をおおいはじめた昭和十五年である。それまでは所得税の中に入っていた。このことは明治以降の租税について述べる時にしるすことにして、今回は租税のもとをなす根本的な事について考えてみよう。

国を人にたとえると、昔から遣隋使あるいは遣唐使を派遣したり廃止したり、外交を活発にしたりやめたり、試行錯誤を繰り返しながら現在に至っていて、その間外交を中断していても、その前に受け入れた文化を完全に自分のものにするというか、熟成するというか無為にすごしていない。この間何より幸せであった事はあまり外国の攻撃を受けておらず、元寇の時もくるとしたら丁度良い時代に来たといっては何であるが、剛毅果断な英雄、北条時宗のもと武備がととのい国中がまとまっている時に来たので助かったという見方もできるであろう。あれがもう少し前後していたら大変であったかも知れない。それとわが国が八百万神といわれる中にさらに仏その他信仰の対象が加わっていて多神教であることこれは一神教に比べて争い事が少なく国民にとって幸せであると思われる。日本の神は昔、自然そのものであったという説もあるが、自然そのものというよりも自然そのもののうち、よりしろとなったものに降臨すると思われていたという方が正確と思う。そして神は俗世間の人とも隔て無く交わってくれると考えられてきた。御土御門天皇の歌に「神はなお、ちりに交わることわりに落葉もかくな住吉の松」とあるのもこの様な関係を示しているものと思われる。天皇の事を古代では大王または王といっていたが、祭政一致という言葉でわかるように神意を受けて代行する役になっていた。わが国最初の成文法ともいえる聖徳太子の十七条の憲法に、「十二に曰く、国司、国造、百姓に敏めとることなかれ。（重税を課するな）国に二君なく、民に両主なし、率土の兆民、王を以て主となす。所任官司は皆是れ王の臣なり。何ぞ敢て公とともに百姓に賦め敏らむ。」といっているのも今までのべてきた事の延長線上にある言葉と思う。今日でも神社で神に接する時は、おはらいを受けて心を清める。この神に対する謙虚さと清らかさを指向する心は、その後の長い間の日本の会計、それから政教分離された今日の会計に流れている考えの基盤を為しているものにも一脈通ずるものがあって、租税に対してもまた同じ様なことがいえると思考されるのである。真実性の原則、自ら正しいと自負していても外部監査を受け、どこまでも私心の無い客観的数値に近よせて行く事などがこれである。

公認会計士
税理士　岸本勝次

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改正が成立して、業界は最大の苦難に直面することになりました。たとえば、従来から批判のあった特別試験が廃止されることになりましたけれども、そのかわりに税務職員が研修による無試験で資格取得のできるようになったことなどは明らかに将来に大量の税理士が生産されることが予想され、業界は未曽有の過当競争時代を迎えます。助言義務の新設に象徴されるように、今後税理士は国家と国民の間にあって、いろいろ困難な問題が発生するであろうことも予想されます。

この時、税理士会内部において指導性を発揮すべき役割をになうものは、公認会計士兼税理士の組織である第一税理士協議会をおいてほかにありません。他のグループの組織の場合は、それぞれ利害関係がからみ、普遍的な指導性を発揮できないからです。税理士業界やその周辺との調整の役割を果たし得るものは第一税理士協議会をおいてないという認識に立って、この際第一税理士協議会へご入会下さいますよう、心からおすすめ致します。自由加入制による一局複数会を実現するためにも、ぜひ、ご入会を！

会費は年額一万円です。左記へ入会お申込みください。

〒113 東京都文京区本郷五―一八―三
公認会計士会館内第一税理士協議会

（昭和150年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第108号

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5—18—3
郵便番号 113　公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極 1,000円）

目次

一頁…法制審議会商法部会計算・公開問題の審議終える、ニュース
二頁…税務質疑応答、箴言と考察

法制審議会商法部会 計算・公開問題の審議終える

去る九月二十四日、法制審議会商法部会が開催され、今回の商法改正の対象となる事項の全部について、いわゆる第二読会を終了した模様である。次の部会は、十一月十九日に予定され、改正要綱試案審議に入り、来春早々に国会へ上程される見込といわれている。この改正は大型倒産や航空機疑惑などの社会的背景にかんがみて広般な世論が支持しているにかかわらず、独り税理士会のみが真向から反対している（別掲決起大会記事参照）。これに対しては世論の審判が澎湃として起こりつつあるが、そのひとつ、権威ある「商事法務」誌においても、税理士会の反対理由に対し、極めて冷静に完膚なく反論している。世論を代表するその一部分を紹介しよう。

商法改正反対の日税連に対する批判
「商事法務」の記事

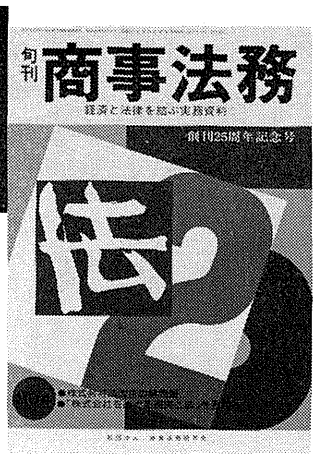

（前略）

❷会計監査人の被監査会社の拡大

次に②の問題だが、一定規模以上の会社が会計監査人の監査を受けなければならないとする現行の制度は、昭和四九年に施行された「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（監査特例法）を根拠とするのであるが、この制度の創設に当たっての法制審議会の審議結果は、資本の額一億円以上の株式会社は、会計監査人の監査を受けなければならないとされていた。ところが、立法段階になって、この基準は、資本の額五億円以上となり、さらに、国会での審議の過程において、附則により、資本の額五億円以上の証券取引法適用会社および資本の額一〇億円以上の証券取引法非適用会社ということとされ、現在にいたっている。この事実は、会計監査人の監査を受ける会社の基準を定めることが如何に困難であるかを如実に示すものであり、今回の商法改正において、この基準をも変更しようとすれば、大きな困難に逢着することは明らかであろう。

ところが、「株式会社の計算・公開に関する改正試案」では、会計監査人の監査を受けなければならない会社の基準として、(イ)資本の額が五億円以上、(ロ)一年間の営業収入が二〇〇億円以上、(ハ)貸借対照表負債の部の総額が一〇〇億円以上のいずれか一つに該当することをあげており、現行制度を変更することを提案しており、今後、この点については、様々の問題が生じそうである。すでに、税理士会からは強い反対の意向が表明され、商法部会所属の各委員に対しては、商法改正反対スローガンをも含めた書面が送付されているもようである。

税理士会の反対理由は、会計監査人の監査は、現状でも必ずしもその効果が上っておらず、今ここで、その監査対象を拡大することは、ますます、その監査効果を稀薄なものとし、一方、監査対象会社と取引する者は、相手方が監査を受けているという一事に幻惑されて、信用して取引をする結果、思わぬ損害を被ることを理由としているという。しかし、この問題は、会計監査人制度の強化によって解決されるべきものであって、監査強制会社の対象基準を変更することに対する反対の理由になり得るものではないといえよう。

また、世間一般に、会計監査人の監査を受けるべき会社の範囲が拡大されることにより、その部分の会社については、従来、税理士が行ってきた税務事務を公認会計士が行うことになり、税理士の職域が狭まることが理由であるといわれている。しかし、会社の監査業務を行う者が同時に税務事務を行うことは、大蔵省令で禁止されているのみならず、右の改正試案の基準を採用した場合、現行制度の下におけるより増加する監査強制会社の数は、せいぜい一、一〇〇社にすぎないといわれている。一方において、一年間に増加する会社の数は、株式会社だけで約二万社、すべての種類の会社を合わせれば、約三万五、〇〇〇社もあって、これらの会社のほとんどが税理士の新しい職域に含まれることを考えれば、これが職域問題としても、ほとんど意味を持たないことが明らかであるともいえる。

この他の反対の理由として、会社が公認会計士の監査を受けることとなった際に、従来、ある会社の税務事務を行ってきた税理士がその会社が監査対象会社となったことを機にして、他の税理士に代えられるおそれがあることをあげる者があるという。しかし、このような批判は、およそ、自由競争の原理に反する考え方に立脚するものであって、採り上げる余地はないものといわざるを得ないのではあるまいか。

およそ、株式会社の監査制度を強化するという点については、何人もこれに反対する根拠は持たないはずであるが、それが正当な理由なしに実現を阻止されるということは、国家、社会のためにも耐え難い問題であるといわなければならない。このような点を反映してか、同部会については、試案の立場に反対する声は全くなかったといわれる。

（後略）

日税連・税政連、商法反対決起大会を強行
十月二十二日　税理士会の気勢あがらず

日本税理士会連合会と日本税理士政治連盟は、十月二十二日午後一時から、東京・平河町の砂防会館大ホールにおいて、「商法改正反対総決起大会」なるものを強行した。しかし、会場内は全くまばらで、一部新聞に報ぜられた「ホールを埋めた七百人」という実感はない。せいぜい四百人前後くらいであったかと思われる。また、大会終了後国会陳情までに駆けつけた国会議員は代理を含めて七十五名、うち代理は二十三名、祝電も二十名前後で、これも新聞が報ずる「二百五十名の国会議員が出席」という表現とは違っている。

いずれにしても、代理を含む七十五名の国会議員が議事の合い間合い間に断続的に紹介され、壇下に手を振っていたわけであるから壇上は賑やかであっても、それに比べて壇下は気勢が上がらず、これも同新聞が報じている「割れんばかりの拍手」というようなムードとは程遠かった。

議事は大会会長（加茂日税政連会長）、大会名誉会長（山本日税連会長代理織本副会長）の挨拶に続き、佐藤商法反対委員会副委員長（大阪合同会）の経過報告があって、一党一人が代表しての来賓挨拶が行われた。唐沢俊二郎（自民）、横山利秋（社会）、塚本三郎（民社）、沖本泰幸（公明）、柿沢弘治（自ク）の各衆院議員であったが、総じて慎重に行動しようというような論調であった。なかには、インフレが進行しているから現行監査特例法の資本金基準を10億円から例えば15億円と上げるのが至当なのに5億円に引下げるのはおかしいとか、5億円に引下げるのは10億円決定に努力したわが党のメンツを汚すもので断じて許すことはできない、などというように前回四十九年の商法改正の事情を知らないで、わけもなく強い調子の発言をしていた議員もいた。この間、前述したように来賓紹介が継続し、またその間を縫って会員代表の商法改正反対演説が行われ、午後三時大会宣言を採択した。その後国会陳情へ向かったが、鳴物入りで準備した「決起大会」が、かくも低調であったということは、一般税理士の執行部に対する批判や困惑を如実に示しているものではあるまいか。

十月一日には東京税理士会も決起大会
—会長、今度の商法改正反対運動は次の税理士法再改正につながると強調—

十月一日に東京税理士会・東京税理士政治連盟も「商法改正反対決起大会」を税理士会館で行っているが、やはり低調で来賓の議員の冷静さと一部執行部の興奮調とが対照的だった。特に波多野東京税理士会長の「税理士法に繋がる商法であるから反対することが改正税理士法をつき上げ、税理士法の再改正への道である」との挨拶には考えさせられるものがあった。

ああ豊饒。ああ浪漫。
味わいの深さにひかれて、ボトルの形に魅せられて。
スーパーニッカ。琥珀の一杯にこめられたこのまろやかさは、
磨かれた人にこそふさわしい。
ニッカウヰスキー
SUPER NIKKA
スーパーニッカ

財産分割のしかたと相続税

税務 質疑 応答

本年9月父が死亡しました。相続人は、母と、私と妹の3人です。

（問1）

遺産分割協議により、この財産と生命保険金を全部母が相続すれば、相続税はかからないと思いますが如何ですか。

（答）

あなたが、受取った生命保険金には、法定相続人一人当り二百五十万円三人分で合計七百五十万円の控除があるので、みなし相続財産として相続税の課税対象となるのは、八百五十万円です。そして、他の財産が三千万円ですので、相続財産の合計は、三千八百五十万円となり、相続税の基礎控除（二千万円＋四百万円×三人＝三千二百万円）を超えますので、相続税額は計算されます。ただ、財産の合計が、四千万円以下であるので、配偶者がこれを全部取得すれば、配偶者控除により、税金がゼロになるという計算をされたものと思います。

ところが、生命保険には保険契約により、保険金受取人が定められているのが通常であり、保険会社は、契約上の受取人であるあなたに保険金を支払われたものと思います。そして、生命保険金は相続税法上で、相続財産にみなされていいるのであって、本来の相続財産ではありません。

従って、保険契約上の受取人に支給された生命保険金は、本来の相続財産と同じように、遺産分割協議により分割するべきものではないと考えます。（本来の遺産分割の協議に際して、それを考慮に入れることはさしつかえありません。）

結局、あなたが受け取った生命保険金は、あなたが取得したものとして、相続税の申告書に記載せざるを得ないと思います。若し、それを実際お母さんが取得したとすれば、相続により取得したものではなく、あなたからの贈与により取得したものとして、贈与税の課税問題が生じます。

従って、あなたが取得した生命保険金の部分については、相続税が、かかるのはやむを得ないものと考えます。

（問2）

それでは、現在母が居住しているマンションは、母が5年前に、一千万円（時価一千万円）で取得したものです。母が、父の財産を相続する代償として、このマンションを妹名義にしたいと思います。

①相続税はどうなりますか。

②マンションを妹名義とすることによる税金はどうなりますか。

③妹がそれを一千万円で売却したときの税金はどうなりますか。

（答）

お母さんが、他の財産を相続する代償として、自己が持っていた個有資産を他の相続人に与えることにより、遺産の分割をすることは、一般に行なわれているところであり、これを、代償分割と呼んでおります。

①代償分割の場合の相続税の申告のしかたは、妹さんが、一千万円のマンションを取得し、お母さんが一千万円の債務を負担したというように考えます。

従って、相続財産の総額は変らず、相続税の総額も変りません。

そして、妹さんの相続財産が一千万円増加し、その分お母さんの財産が減少します。（当然、配偶者控除の額も減少します。）

②前の代償分割により、お母さんは、妹さんに、マンションを引渡す債務を負うことになるわけですが、現実に、名義変更を行ない物件の引渡しをしたときに債務の履行があったものとされ、その時の時価（一千万円）で、そのマンションを譲渡したことに取り扱われます。（所得税基本通達33－1－5）

従って、お母さんには、収入金額一千万円から、取得費を差引いた額の、短期譲渡所得が発生することになり、その納税が必要となります。

③一方、妹さんが、お母さんから取得したマンションの取得価額は、同通達38－7(2)により、母の債務の履行時の時価によることにされております。従って、妹さんが、これを一千万円で売却したとすれば、取得価額も一千万円なので、所得は発生しないことになり、納税はないことになります。

（問3）

一度、遺産分割協議を行ない、相続税の申告を済せた後で、相続人の都合で、この分割協議をやりなおし、再分割した場合、相続税も、その再分割に従って、修正申告や、更生の請求をすることができますか。

（答）

一度遺産分割協議が成立すると、その協議は相続時にさかのぼって効力が生じます。ところが、若し、この一度確定した遺産分割協議を、相続人の都合でやりなおしをしても、税務上はこれを遺産分割による財産の移転とは認められません。（相基124－9）

相続財産を再配分した場合、再配分をした結果が、当初の財産分割時の状態と異なる場合には、その異なる都合については、交換あるいは贈与となり、課税関係が生じます。

従って、遺産分割のやりなおしによる相続税の修正申告や更正の請求は、原則として認めておりません。ただし、例えば、当初の遺産分割協議の成立に瑕疵があり、当初の協議が裁判上で無効になったりすれば、改めて協議が行なわれることになり、このような場合には、修正申告等が認められると思います。（公認会計士 小場 篤）

箴言と考察

ラ・ロシュフコオ著

●もしわれわれが欠点をもたなかったら、ほかの人の欠点に気づく場合、こうまで嬉しくはないはずだ。

●嫉妬は、疑惑の中で養われる。疑惑が確実へ移るとすぐ、嫉妬は狂気となるか、さもなければ消滅する。

●高慢は、つねに失った物のうめ合わせをする。虚栄を振りすてる時ですら、何物をも失わない。

●もしわれわれが高慢なるものを持ち合わせなかったら、他人の高慢さをこぼしなどしないはずだ。

●高慢は、何人にも平等である。それを人前にさらけ出す手段と素振りとがちがうだけだ。

●人を幸福にするために、肉体の機関をかくも巧みに整備した自然は、また同時に、人に高慢の心をあたえて、不完全を識る苦痛をさせなくしたのではないか。

●過ちを犯す人々をたしなめる場合、出しゃばるのは、親切よりはむしろ、高慢である。そしてわれわれが過ちを犯す人々を戒めるのは、彼らの過ちを矯めるためでもあるが、それよりは、われわれが過ちなど犯す人間でないことを、彼らに信じさせるためだ。

●われわれは、当てになることがあれば約束するし、気にかかることがあれば約束をまもる。

●利欲は、あらゆるたぐいの言葉を口にし、あらゆるたぐいの役を演ずる、欲ばなれした人の役さえも。

●利欲は、或る種の人をめくらにし、また或る種の人の目を明るくする。

●小さな事に身を入れずぎる人は、通常、大きな事ができなくなる。

●われわれは、どんな道理にもついて行くだけの力をもってはいない。

●人は他人に手を取られて歩いているとき、みずから歩いている気でいるものだ。したがって、頭は或る一つの目的に向いていても、心は知らずしらず、ほかの目的に人間をひっぱって行くのである。

●精神の強さといい、弱さというのは、うまい物の言いようではない。それは実のところ、肉体機関の配置がうまく行っているとか、うまく行っていないとかいうだけのことだ。

●われわれの気質の気まぐれは、運命の気まぐれ以上に変妙である。

●われわれ人間の根性は、棚から落ちた牡丹餅でも、それを妙にもったいぶる。

第二回 法人税法研修会開催のご案内

本年三月に第一回業務研修会を開催し、降雪の中、多数の会員、事務所職員、関与先の出席を頂き好評の裡に終了致しました。

今回、多くの要望もありますので左記の通り、法人税法研修会を企画致しました。

この機会に会員、会員事務所員、関与先経理スタッフ多数お誘いあわせの上ご参加下さいますようご案内申し上げます。

記

日時 昭和五十五年十二月上旬 午後一時～午後五時

内容 法人税法改正基本通達の解説

講師 国税庁担当官と交渉中

場所 公認会計士会館会議室（文京区本郷五－十八－三）

会費 一名 三〇〇〇円

開催日程、講師が決定次第、別途にご案内及び申込用紙を送付致します。

なお、電話にても申込を受付ております。

〒113 文京区本郷五－十八－三

公認会計士会館二階

第一税理士協議会

電話 (816) 三三四六

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改正が成立して、業界は最大の苦難に直面することになりました。たとえば、従来から批判のあった特別試験が廃止されることになりましたけれども、そのかわりに税務職員が研修による無試験で資格取得のできるようになったことなどは明らかに将来に大量の税理士が生産されることが予想され、業界は未曽有の過当競争時代を迎えます。助言義務の新設に象徴されるように、今後税理士は国家と国民の間にあって、いろいろ困難な問題が発生するであろうことも予想されます。

この時、税理士会内部において指導性を発揮すべき役割をになうものは、公認会計士兼税理士の組織である第一税理士協議会をおいてほかにありません。他のグループの組織の場合は、それぞれ利害関係がからみ、普遍的な指導性を発揮できないからです。税理士業界やその周辺との調整の役割を果たし得るものは第一税理士協議会をおいてないという認識に立って、この際第一税理士協議会へご入会下さいますよう、心からおすすめ致します。自由加入制による一局複数会を実現するためにも、ぜひご入会を！

会費は年額一万円です。左記へ入会お申込みください。

〒113 東京都文京区本郷五－一八－三

公認会計士会館内 第一税理士協議会

良心の結晶！

サンコー エリート E型

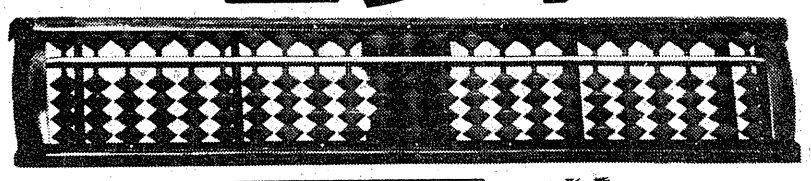

定価	4玉 23桁	4玉 27桁	枠材質	珠材質
¥3,000	No.E 3300	No.E 7300	積層強化木	樺（中）
¥5,000	〃 E 3500	〃 E 7500	〃	〃（上）
¥10,000	〃 E 3000	〃 E 7000	〃	〃（特上）

●形態

天地の枠に適度の丸味をつけ左右側板（つま板）も同質材を使用し、ほどよい重量感と天然木の長所を生かしたソフトな使用感は、いちだんと使いやすくなっています。

そろばん・唐木銘木工芸品 生産・輸出入

そろばん スピーディー S型

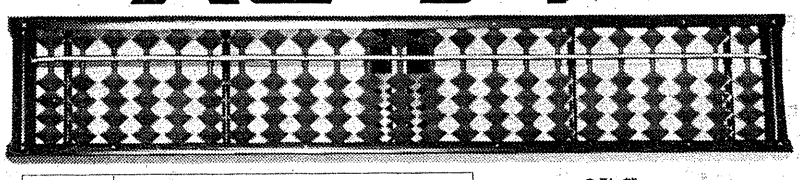

定価	4玉 23桁	4玉 27桁	枠材質	珠材質
¥2,000	No.S 4320	No.S 4720	積層強化木	樺（並）
¥2,500	〃 S 4325	〃 S 4725	〃	〃（中）
¥3,000	〃 S 4330	〃 S 4730	〃	〃（上）
¥4,000	〃 S 4340	〃 S 4740	〃	〃（上）
¥5,000	〃 S 4350	〃 S 4750	〃	〃（特上）

●形態

左右側板（つま板）を丸棒に強化改良してあります。

珠が弾き易く、従来のそろばんに較べ数倍丈夫になっております。

サンコーそろばん 高級木工芸品 生産・輸出入

三貢工芸株式会社

本社 東京都千代田区内神田2の15の12（松山ビル） 〒101 ☎03－254－0910

営業本社 東京都千代田区神田司町2の4 〒101 ☎03－251－1591

九州出張所 福岡県大野城市栄町2－18－3 〒816 ☎092－572－4445

（昭和50年１月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第１０９号

★一局複数会制の
　早期実現をはかる
★税理士会の
　正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷５－18－３
郵便番号 113　公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士　（１部　100円）
編集人　岡田一馬　（年極 1,000円）

目　次

一頁…法人税改正基本通達研修会案内
二頁
三頁　座談会、商法改正問題の核心を衝く
四頁

第一税理士協議会の

法人税改正基本通達研修会

12月13日(土)午後２時～５時

近づく

果然、話題集中

定員枠を広げ盛会期す

第一税理士協議会では、さきに法人税及び事務経営などの研修会を催して好評を博しましたが、このたび、第二弾として、「法人税改正基本通達研修会」を企画いたしましたところ、果然、話題となり、申込みが殺到しております。そこで、定員枠を若干広げて左記につき、お待ちしておりますので、未だの方はどうぞ奮って至急にお申込みください。

記

本研修会は、国税庁立案担当官により、実務に特に係わりのある項目と立案過程を、質疑応答を含めて徹底研究しようとするものです。

しかも、公認会計士事務所の業務を支えている事務所職員も参加でき、一度の研修会参加が将来の業務上のトラブルを防ぎ質の向上につながるところに、本研修会の特色があります。

開催日時	昭和55年12月13日（土）　PM２：00～５：00
場所	公認会計士会館　（交通機関） ３階大会議室　地下鉄丸の内線：本郷三丁目駅下車 文京区本郷５－18－３ ＴＥＬ（816)3346　〃　都営三田線：春日駅下車
スケジュール	PM２：00～５：00
主な内容	Ⅰ　法人税基本通達総点検の背景と考え方 Ⅱ　主要な改正事項 1.　収益、費用の計上基準　2.　減価償却 3.　役員の報酬、賞与、退職金　4.　評価減 5.　寄付金、交際費　6.　その他
講師	国税庁法人税課 課長補佐　**渡辺淑夫**氏
会費及び定員	１名3,000円（定員100名に達し次第締切らせていただきます）
申込方法	第一税理士協議会宛　〒113 文京区本郷5-18-3　公認会計士会館内 ＴＥＬ（816)3346 ○電話により早目にお申込下さい。 ○　なお、会費は現金書留か、第一勧銀昭和通支店普通預金口座（№1097519）、または、当日受付にてお願い致します。

の核心を衝く

はじめに

松木 本日は、歳末のお忙しいところをご出席下さいまして有りがとうございます。ご承知のように法制審議会商法部会で進められております商法第二類(会社法)の改正は要綱試案審議の段階に入り、来春早々には国会上程の運びと聞いております。この改正は大型倒産や航空機疑惑などの社会問題を契機にしているといわれますが、各方面に種々の議論を呼んでおります。そこで本日は、経団連とマスコミと公認会計士・税理士という取合わせで、問題の本質は何かを語り合ってみたいと存じます。公認会計士・税理士の唯一の団体であります第一税理士協議会の岡崎会長、はじめのご挨拶をお願い致します。

岡崎 いま司会者も申しましたように商法改正が進行しておりますが、最大の問題は、税理士会が税理士法改正反対に理不尽に反対したことにはじまり、今回の商法改正にも猛烈に反対しているということです。きょうご出席の今井さんがお書きになった記事等を拝読すると、それがあたかも公認会計士と税理士の職域闘争ばかりであるような扱いをしているように見受けられるのですけれども、この商法改正は、公認会計士とか税理士の立場から行われるものではなくて、企業の経理不正などを未然に防止せんとする社会的要請から行われるものですから、むしろマスコミのあるべきあり方としては、興味本位に職域闘争の部分にのめり込むのではなく、その社会的な要請の部分を強調して、職域闘争という印象を一般から拭き取ってほしいと思うのです。

その意味で本日、経団連のスポークスマン的存在の居林さんと、業界通のベテラン記者今井さんをズバリ噛み合わせたこの座談会に期待しておりますので、よろしくお願い致します。

公認会計士監査導入の歴史的経緯

松木 それでは居林さん、皮切りをお願いします。商法改正の前回から今回にかけ、その間の公認会計士と税理士の問題もからめて第三者として見てとられた点を伺いたいと存じます。

居林 只今、スポークスマン的存在といわれましたが、別にそういう役職ではありませんし、勿論経済界代表というような資格でもありませんから、その点は誤解のないように、私見であることをはじめにお断わりしておきます。

で、いまご質問のように、長年第三者として見てきたという観点で何か言えということですので、そういうことで発言させて頂きます。商法改正の問題は、企業がだんだん大きくなってきますし、世間から信頼される株式会社でなければならないということで、法務省が法制審議会商法部会のご意見を聞かれて改正案を練られつつあるというのが現在の状態です。

そこで簡単に戦後の流れをふりかえってみますと、戦後、企業の会計監査はアメリカのように公認会計士が行わなければならないということで、監査役に替わる公認会計士監査制度が占領軍の指示もあって導入されました。しかし、その当時は公認会計士の数も少なく、監査役に全部とってかわるのは物理的に無理なように見受けられました。

そこで、会計監査を行う公認会計士と監査役の組織的調査をどうするかということが問題になりました。結局、商法では、監査役が会計監査をやる。公認会計士は、証券取引法で上場会社とか株式の公開会社について会計監査を行う。ということになって、大衆投資家の投資対象になっている会社がしっかりした財務諸表を公表し、それがその会社の実態ときちんと合うようにということで公認会計士監査がすべり出したわけです。

そして、昭和四十九年の商法改正で、商法にも公認会計士監査が導入されることになりました。経団連のその時の意見は、公認会計士は証券取引法で株式の公開会社を監査しているのだから、それでよろしいのではないか、という立場だったと思います。

法務省や法制審議会のほうでは資本金や会社規模が大きくなりますと、仮に株式を公開していなくても社会的な影響が大きいから、商法上も公認会計士監査を導入すべきだというご意見で、当時経団連の意見とは喰い違ったわけです。

そしてまた、先程話題に出ました職域問題ですが、商法上公認会計士監査を導入すると、税理士と競合する面があるとかないとかいうことで、当時から相当問題になっております。そういうことが手伝って、前回の商法改正案は、昭和四十八年から四十九年まで一年間、国会で慎重審議されました。

商法改正ということが、政治的な問題になるというのが、そもそも不思議に思いますけれども、とにかく問題になったわけですね。国会議員の方もよくご勉強になりましたし、政治問題になると理屈を越えた面もありました。保革接近で与野党の意見が色々あるということになると、純粋に理論だけではない問題も入りこんできて、この時の商法はなかなか成立しなかったということがありました。

今回の改正は、依然として公認会計士が会計監査を行い、監査役が業務監査を行うという点を貫きながら、公認会計士監査の範囲を広げたらどうかという法務省の試案が出されているというわけです。

これについて経団連の意見はどうかという点につきましては、監査される側ですから、あまり主導権をとってものを言うべきではなくて、世論に従うということでしょうね。

ですけれども、底流としては、株式の公開会社についてきちんと監査をしておれば、また商法でもう一つ監査する必要があるのだろうかという意見が企業側に存在することは事実です。

しかし、いったん五億円とか十億円とかの資本金基準をお入れになったのですから、学者も強調していることでもありますから、そういう線がだんだん拡大していく方向にいく気配です。

もちろん、それに反対だという立場の方もおられる。そして国会審議の場になれば、純粋理論的な立場から離れて、また政治問題になるのではないかという観測がもっぱらで、それが先程話題の新聞記事にも反映しているものと思います。いずれにしても、この問題は今から十分詰めていく必要があると思います。

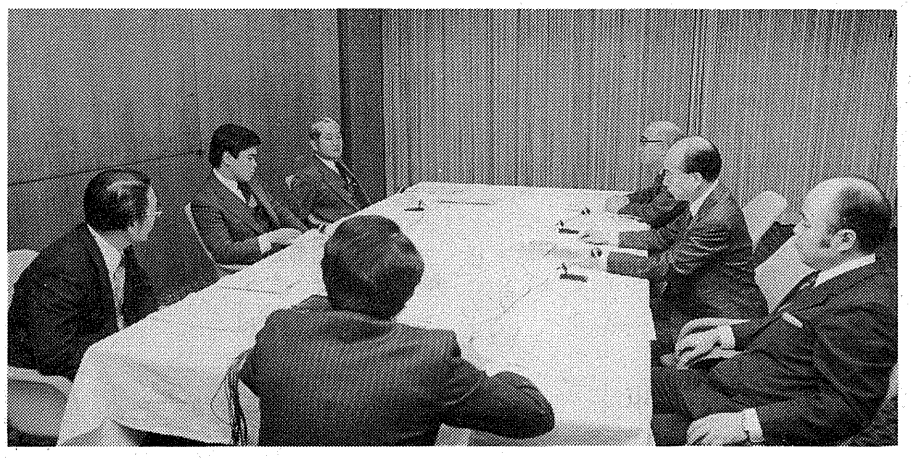

写真説明…左側手前から一人おいて今井、居林、右側奥より岡崎、松木、兼山の各氏。

企業の監査の必要性

松木 では今井さん、職域問題的扱いが話題になって今宵の焦点の観がありますが、今井さんの卒直なご意見も含めてご発言下さい。

今井 いわゆる職域問題が底流にあることは否定できない。しかしそれは今回の商法改正の本筋ではないということを強調したい。あくまでも商法改正というものは、それが企業についての監査がなぜ必要かというところから出発しなければならないということを、絶対に忘れてはならないということです。

正直言いまして、日本の企業は監査の本当の必要性がわかっていないのではないかという気がするんです。端的な例を言いますと、決算が終わって株主総会がありますが、その年の株主総会が成功したか失敗したかということで、その会社の総務部長あたりから、今年はうまくいったという話を聞くことがあります。どううまくいったんですかと言うと、時間が短かかった、十分で終わった、と言うんです。いわゆる不規則発言がなくて、たいへんよかったというんですね。これなど、株主の存在を無視しているような話で、卒直に言ってモッテノホカなわけです。

少なくとも株式会社ですから、株主から会社を預かっているわけで、株主に、お預かりしている会社はこういう経営をやっておりますと証明しないことには株主だって安心できないということです。

そしてその場合、企業だけが、きちんとやっていますと言ってもそれを第三者に客観的に証明してもらわないことには、その株主の安心がほんとうにならないわけですから、公平な第三者の立場からきちんと証明してもらえるという公認会計士監査はぜひとも必要なんです。

一般に日本の企業は銀行のほうに顔を向けており、これは現在の資本調達方式がそうなっているので仕方がないとしても、それだからなおのこと、株主保護という面から企業監査は充実していく必要があります。

理論的でない 税理士会の商法改正反対

松木 どうも有りがとうございました。お二人のお話を伺っておりまして、商法改正を政治問題化させては日本経済にとって不幸だというような気がするのですが、職域問題とのからみで、どうしてそうなってくるのかという点について、若干ご説明を頂きたいと存じます。

岡崎 そもそも税理士会さんは公認会計士に何か問題があると、鬼の首でも取ったように攻撃してくるというような感情的対立の傾向があり、第一税理士協議会を設立した動機も、そういう不正常な税理士会であってはならない、税理士会を正常化しようということでした。

早い話、税理士法改正なら税理士に関連があるでしょうが、商法改正には、税理士会はまったく関係がないわけです。というのは、商法が改正になると、大会社が子会社の連結をする。そうなると子会社の税務を見ている税理士の仕事が取られてしまうと言うのですが実際はそうではありません。現在少なくとも五億円以上の会社は、みな税理士が入っています。特に大蔵省のOBさんあたりが活躍していますから、公認会計士が税務まで取ってしまうというのは、まったく杞憂です。

ですから、税理士会の言う職域が奮われるとの主張は、全然理論的根拠がありません。

東京税理士会の会長は、十月一日の決起大会の折に、今度の商法改正に税理士は全員一致団結して反対しよう、その団結力を次の税理士法改正に持っていこう、というような発言をしていましたが、ということは、彼らの商法改正反対は、将来の税理士法改正への手段であるともとれるわけです。

ですから、今の段階で彼らがやっている商法改正反対運動なるものは、まことに意味のないものだというふうに私たちは考えています。

商法改正は職域問題ではない

兼山 先ず、いかなる人や機関や媒体であっても、今後の商法改正を職域問題として取扱われることについては、私どもはたいへん迷惑であるということを申し上げておきたいと思います。

税理士業務をしながら公認会計士業務も行っているという人たちの集まりである第一税理士協議会におきましては、迷惑な話だということが言えるわけです。

なぜ迷域かというと、ひとつは監査の目的と税務の目的は違うということです。いうまでもなく、公認会計士は大蔵省証券局企業財務課の行政所管を受けておりますし、税理士は大蔵省国税庁の総務課の行政所管を受けているわけでして、先ず監督する所が違います。いわば本質的に監査業務と税務業務は違うわけです。

それなのに、なぜ職域闘争みたいにぎくしゃくするのか。

法務省としては、大中小の株式会社の区分について今回は手をつけないと言ってはおりますけれど

(三面につづく)

出席者

経団連秘書室長 居林次雄
読売新聞経済部 今井長八郎
第一税理士協議会会長 岡崎寿士
同 副会長 兼山金刀囡
同 副会長 (司)松木正輝

商法改正問題

座談会

（二頁から続く）

も、色々な形で大会社としての社会的責任を持った監査制度の強化を打出してきたということで、株式会社を大中小にだんだん区別する措置を与えるような商法改正ではないか、というような誤解が一部にはあるのではないか。

もう一つは、例の資本金の問題です。大会社の中では税理士が専門にいてもいなくても、業種業態に精通された会社の財務税務部門担当の方が、それなりに税務をやっておられるということが多いけれども、その中には確かに税理士がおられる。公認会計士が監査をしたからといって、例の特別の利害関係ということで同時に監査している会社の税務業務はできませんから、それだけ譲歩した段階で行っていて、税理士さんに対する侵害行為はそこには発生していません。

その辺、何か侵害的なことがあるかのように報道されるということは、迷惑だということです。

会社自体も、小さい会社から大きな会社まで色々差別される土壌をつくる商法改正に反対だと言えば、私どもだって小さな会社から中規模の会社もみておりますけれど、先程もご指摘がありましたように、とにかく商法改正は国家的、社会的要請から発しているものですから、そういう視野で個人的なことを言いだしたらキリがないだろうと思うわけです。

公認会計士と税理士は共存共栄を

松木　今回の改正は、いわゆる計算の公開を推進して監査制度を充実することだ、とわれわれはあくまでも理解しているわけです。そのため具体的に監査人の地位強化とか、監査範囲を若干広げるものだとみているのですが、この辺の問題について居林さん、何かご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

居林　先程今井さんのお話にありましたように、経営者は、全体として、しっかりと業績をあげ、きちんとした決算をしているという自信を持ってやっておりますけれども、自分のやったことを自分でこれでよろしいんだと言っても社会的な信用性が乏しいでしょうから、独立した公認会計士という公正な第三者の監査証明をもらうということで正しさを担保しているわけです。

その点、公認会計士協会の意見書などではその辺の強調が不十分で、常日頃、役所に気を使い、いわば毅然としたものに若干欠けるかな、と感じます。

それから税理士は税に詳しく納税者の味方だと期待している社会の信頼を裏切らないようにしなければなりません。

社会全体として、経理とか監査とか税務とかは非常に難しいことで、知的な仕事であり、素人は入りこめないと思っていてかなり尊重しているわけです。

それなのに、その両者が、いがみ合っていると、何となく値打ちが落ちてくると思うものですから、もう少し仲良くできませんか。

税理士と公認会計士とでは違うんだと双方が言い合うことが、同じ資産負債でも、見る主体が違うような気がして、それでは世の中の信頼からだんだん外れていきますので、残念なことです。両者は共存共栄して頂きたいと思っているわけです。

公認会計士協会はもっとPRせよ

岡崎　私たちの本来の立場は、今おっしゃったように、税理士も公認会計士も共存共栄すべきだ、お互いに相手の立場を尊重していくというのが基本的な考えです。

ところが、次元の違いを無視して言いがかりをつけてくるのは税理士会で、それで実は辟易しているわけです。

特に政治方面においては、税理士会のほうは人数も多いし、資金もあるし、国会方面への働きかけが盛んで、その面では公認会計士側が不利な立場に立たされています。ですから、日本公認会計士協会は、商法改正を正しく理解してもらうためのPRをもっと積極的に量的に多く行う必要があると思います。

今井　まるっきりその通りですね。しかも協会でお作りになった改正への「要望書」は、何となく下手に出ているような感じでしょう。これでは国会議員の先生方のハートを打たないし、何よりも企業に対して監査の必要性の切実感を呼ばないのではないかというような気がするのです。もっと堂々と、監査の必要性を真っ正面から訴えるべきでないでしょうか。

松木　具体的に、書かれている内容において如何でしょうか。

今井　かなりの名文なんですけれど、本当に監査が必要ならこういうわけで必要なんだということを、諄々と説くとか、ですね。

例えば、具体例を挙げて、会社は最初は監査など必要ないと言っていたものを、じっくり相談に乗ったら、結果的にこう良くなったというような説明をする必要があるのではないか。

監査は企業の活力を存続させる

松木　お話は核心に迫ってきたように思います。

現実の公認会計士監査の問題としては、今かなり十分な監査が行われつつあると理解しています。

特に銀行監査などを充実させた上に立って、昭和四十九年の改正を更にもう一つ上に押上げていこうという観点から、今回の法務省の改正要綱案に対し、われわれとしては推進の側に回っているという状況なんです。

しかしながら、只今、お二方からご指摘がありましたように、税理士会側からいわれない攻撃を受けている、それに対して正面切って対処していく状況をつくっていない。これではいけない。ではどうすればよいか。特に第一税理士協議会として、同じ税理士としての立場から、何とか考えていかなければならないのではないか。その辺については如何ですか。

兼山　われわれは、公認会計士がよくならなければ税理士もよくならない、税理士がよくならなければ公認会計士もよくならないという基本的前提を常に置いています。

非常に問題のあった税理士法改正がとにかく収束した。それについて公認会計士協会は不利な譲歩をさせられたという面は多少ありますけれど、そういう延長線上に商法問題が出て来たということについては、われわれとしては迷惑な話だとハッキリ言えるわけです。

結局、税理士会の反対されている方の意見を集約すると、大企業の名を借りて中小企業を規制化することに絶対反対だということが

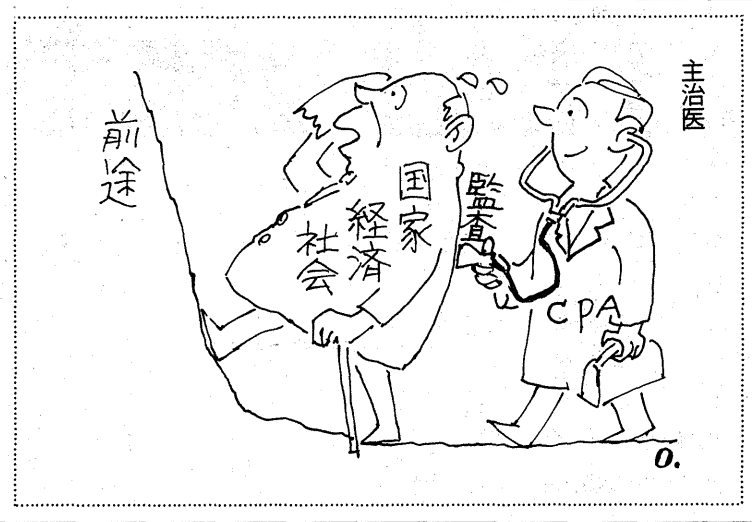

どうも、職域要求ととられはせぬか、というような危惧を抑えて正論をおっしゃっているような気がするのですが、それでは正論もはっきりしないと思うのです。

そうすると、税理士が言うところの、現実の監査の実効がない点も或いはあるのかなとか、変なかんぐられ方をされかねないと思うんです。

ですから、監査というものは国家社会のためにぜひとも必要なものなのであるという正論をもっと堂々と述べて頂きたい。

確かに企業にとっては余計な負担がかかるし、口うるさい人が入ってきて経営内容につき立入って調べるのは日本人の肌に合わないのだというような局面があるのですけれども、その壁を破っていかないことには、いつまでたっても一方的に税理士のほうから攻撃されるのではなかろうかと思うのです。何か同じ土俵に出ていくと大人気ないのではなかろうか、というように紳士然としていたのでは公認会計士は社会から認められなくなるのではないかという心配もします。

商法改正は国会をスムースに

松木　現状を申しますと、大体要綱の原案ができた。来年早々には要綱案ができて、更に法案化され、四月頃か、予算が終わった時点で上程されそうな様子でもありますが、そういう方向についてのご意見を伺いたいと思います。

居林　法案というのは、政治問題化しないように各方面で十分にお話が煮詰まれば早いでしょうし色々おもちゃにしてしまえば、なかなか纏りませんね。そこが民主主義のいいような悪いようなところでしてね。

しかも、この頃は法案の内容自体よりも、選挙民の票に関心があるようでしてね。

株式会社というのはどういうものであるかという本質を考えて、こういうものは株式会社、これは個人商店、これは有限会社、これは合名会社という風に純理論的に分けることが望ましいのですが、今の株式会社というのは個人商店だか有限会社だか合名会社だかわからないということで、今度の商法改正の動きにもなったのでしょうけれども、結局、国会で票が少なくて通らないかも知れないとなると、さすがの純理論も引込められるというようなことも、なきにしもあらずです。そうなると頑張ったほうが勝だというようなことにもなって、理論よりも行動が先に立ち、はてはもみくちゃになるということもありますね。そういうことは商法に限らず日本のすべての面でここ何年か行われています。ごて得とか、補償金を多く取ろうとかの類と似たことは現実に横行しています。大きな道ができても、たった一軒が頑張れば、その道が通らない。そういう世の中になってまいりましたから、一般論としては難しいでしょうね。

商法だけは何とか純理論的にいかないものかとみんなが考えていますが、今井さんのいうように監査の必要性をある議員がいま訴えても、なるほどと感激して、それでその議員の票が増えるかどうか……。

今井　わかりませんね。

まかり間違えば予断を許さず

居林　たくさんの企業がありますから考え方は色々ですが、上場会社はそのお陰で時価発行などで資金調達ができるということからメリットを感じている面もあると思いますけれど、そうでない閉鎖的な会社は何で外部監査を受けるんだろうと思うでしょうね。

他方、税理士が企業に入ってきて税務の代行をする。そうすると、税務署が来た時、理不尽な税務署の場合はその税理士が果敢に闘ってくれる。この税理士は頼もしいというわけで、監査に比べると素人わかりし易いんです。

公認会計士も、本来は監査でなりわいを立てていくべきですけれども、かなりの方が税務でなりわいを立てておられる状況ですから、そういうことで良いのかというご批判はありますが、現実はそうですから、ここらあたりの感触はよくおわかり頂けると思います。

経済成長ももう余り高くなりませんから、上場会社はそれほど増えるわけではなし、それでは商法で資本金基準等を引下げていったらどうかというと、「上場もしてないし同族で資本を出しているんだから構ってくれなくてもいいではないか。資本金が大きいだけで何で監査の必要性があるのかよくわからない」というような閉鎖的な企業もありましょうから、この商法改正の前途は予断を許さないと思います。

片や弁護士というのがありまして、たまたま法律を知っているというだけで税務代行ができます。公認会計士は会計が専門だから税務代行は当然だと思いますが、例えば仕訳もあまりよくできないような弁護士の場合は当然でしょうか。訴訟にでもなって、この法人税法がどういう意味か、所得税法でどうかという時には或いは活躍の場があるかも知れませんがね。

そういう点を税理士会がもし突いてきて、公認会計士はいいけれども弁護士は税理士業務はちょっとできないと云われると、なるほどとこれは言わざるを得ないとい

（四頁へ続く）

（三頁から続く）

うような気がします。ところが仕訳などに詳しい公認会計士には税務をあまりやるなと言って、弁護士にはあまり攻撃しないとすると、これは甚だ片手落ちのような気がします。

公認会計士はいかにあるべきか

松木　理屈はまったくその通りですが、実際にはなかなか難しい問題ですね。

というのは、われわれの側からは決して喧嘩を吹っかけていないのに、向こうのほうから一方的に攻撃してきているわけですから。

それから、税理士会の会員が、資格取得の関係で色んな立場の方がいるのも微妙に影響します。例えば税理士試験合格者、役所出身や計理士、弁護士、公認会計士出身が混在しているということで、前回の商法改正の折に日税連が或る程度収拾する方向に動いた段階でも、青年税理士連盟とか専税協と称する方々が、国会の中で最後まで反対して回っていた。そして監査対象会社の資本金基準を一億円から三億になり五億になり、付則で十億円にしてしまったという経緯があります。

ですから、いかにも喧嘩しているような雰囲気だけが盛上がり、われわれとしてはできるだけしないようにしているのに、そうなってしまった。

第一税理士協議会は、税理士会の中にあって、その役員選挙などでも相当強力に指導力を発揮できる団体ですから、将来はこういう問題についても主体性を握って収拾していかなければならないわけで、居林さんのご意見を伺ってとりわけその感を深くします。

今井　確かに公認会計士は悠然と構えていて、税理士さんだけが一方的にあせっているというような感じですね。企業が税務も公認会計士にお願いしようかとなるのは、その公認会計士の実力を企業が評価した結果でしょうから、そうならないように税理士さんも実力を発揮すればいいのですね。

ですから、税理士さんに自分の腕を磨いてもらって、公認会計士なんかには負けないというところまで逞しくなってもらわないことには公認会計士の足を引張るような傾向は続くのじゃないでしょうか。

そこで公認会計士はどうすればいいかということになると、正直言って、いま税務をやらないでいるだけの人はそう多くないということになりますと、やはり難しいですね。どうしたらいいんでしょうね。

医師と薬剤師が医薬分業ということでえらい喧嘩をしたことがありますが、患者を放っておいて医者と薬剤師が闘ったあれに似てはまずいと思うのですね。

税理士と公認会計士が争うということは、監査とか会計という面から見ると本当に不幸なことで、そしてそれは明らかに制度の促進を妨げますから、法案の先行がどうなるかは、両者がどのくらい仲良くなるかの度合いにかかっていると思います。

第一税理士協議会の役割

松木　すでに話題に出ておりますように、公認会計士は、利害関係があるということで監査をしている会社の税務はやらないということになっているわけですが。ただ、果たしてそれがいいかどうかは別問題だと思います。諸外国では、むしろ監査もやれば同時に税務もやっています。需要側からみると、そのほうがためになるということなんです。すなわち、税務を公認会計士がやらなければいいかというそうではなくて、監査業務の一貫として税務をやってもらいたいというのが現実です。

確かにこれは色々な問題がありますけれど、われわれとしては色んなPRをしながら現実をできるだけ知ってもらうように努力するしかないと思うんです。

岡崎　アメリカのように、公認会計士なり計理士なりが税務も自由にできるとすれば問題ないんですがね。監査でも、商法監査と証券取引法監査は、企業では一本で行われていて、あまり負担をかけていません。

税務の問題については、公認会計士でも弁護士でも自由にできるという制度にならないと、いつまでたっても争いが絶えないんじゃないかと思います。

いわゆる「垣根論」を唱えて、公認会計士と税理士の垣根を取ろうという論もかつてありました。

いずれにしても、それは将来の問題で、当面は税理士法があり公認会計士法があるわけですから、法律の枠内で問題にせざるを得ないと思います。

勿論、監査制度と税理士制度の正しいPRをすることが必要だと思います。それも、あまりへ理屈にならず、どなたが見てもわかるようなPRの方法ですね。

特に国会方面では、公認会計士制度や税理士制度の専門的知識が不十分ですから、先程居林さんがおっしゃったように票につながるということに殊更国会方面は関心があるわけです。

しかもこの前の税理士法改正の際に税政連が一億数千万円使ったという問題も結局うやむやにされていますから、再びそういう活動をしないという保証はないわけです。

そういう意味で正しいPRと、税理士会ともできればたびたび接触するということが必要なんですが、その役割をしているのが第一税理士協議会です。

第一税理士協議会は、公認会計士兼業税理士の、税理士会の中におけるひとつの団体として税理士会の正常化をもう十何年叫んできました。さっき松木さんがおっしゃったように、税理士会の中には種々の資格の人がいて、お互いに自己の利益を主張しているものですから、力の強いほうに引張られて、なかなか正しい方向に進まないんです。

しかしながら、困難ではありますけれど、時間をかけて根気よく運動していく以外にないと思います。

大衆の株式投資には公認会計士監査が必要

松木　今回の税理士法改正自体当初、税理士会で目論んだ要綱とは全然かけ離れた形で行われた。そして公認会計士は通知公認会計士制度廃止という方向に持っていってしまわれた。これはわれわれとしては非常に不本意な形だったわけです。或る意味では力関係もあったと思いますが、今後は色んな局面で努力していかざるを得ない。

それでもわずかな救いは、今回の税理士法改正の過程で、政治的な妥協の局面もあり、商法については資本金を本則の五億円に戻そうとか、公益法人の監査については前向きの姿勢でいこうという方向も各党の有力議員段階ですでに打出されていて、われわれとしては国会の良識に期待しているわけなんです。ただこれは期待であって、それが実現のためには、今後にかけての自らの努力以外にはないと思っています。

居林　改正案を見ますと、資本金は五億円で、売上高収入は二百億、負債が百億という三つの基準のいずれかに当たれば、公認会計士監査の対象にするということになっています。しかし、証券取引法の言っているように、上場会社とか店頭銘柄、一回に一億円以上の増資をして、何人以上の大衆から資金を集めたというような基準のほうがよろしいと思いますね。五億円とか十億円ということを最初に入れてしまったから、経団連としては前から、あまり適当ではないのではないかと申し上げていたようです。法律に十億円と入れたら次は五億円といきますね、監査強化という流れですから。

もう少し工夫があって然るべきではないかという面はあると思いますよ。そこを反対の立場の人は突いているわけでしょうね。

それと、株式会社というのは、ほんとに株式会社らしい会社だけで、あとは有限会社になって頂くとか、そういうことをきちんと筋を通して立法化なされば、こういう話は変なところでもめないで済むと思うんです。もう少し筋の通った議論を学者も役人も学識経験者もなさって、それを国会に持っていって、そこでまた筋の通った議論をして頂きたいわけです。

どうもそういうことが忘れられて、何となく歯ざわりのいいことで立法してしまうとか、声の大きいほうに寄っておけば間違いないとか、ここのところは企業批判が強いから企業が悪いことにすれば大体いいとか、妙な風になってしまっては甚だ迷惑だということです。

おわりに

今井　確かに五億円という数字で線引きするのがいいのか悪いのかは論議があります。上場する場合は基準がたしか五億円ですから少なくとも上場できるだけの資本金を持っているところについては商法監査の対象にする。それはそれで説得力があると思います。

要するに五億円でなければ四億円だとか、それでは三億円と、結局どこで線引きするかということなんです。最近の様子を見ますと小さいところはそれなりに危険が多いと思うので、監査を拡大していく方向ということになると思います。

どこまでかというのは、今おっしゃったように国会で真剣に論議してもらう。国会ですから最後は先程来話題になっているように票につながるかどうかということにもなりましょうが、しかし、大平内閣の時に不正防止のために発議され、公認会計士監査の必要性ということが浮上した、その精神だけは忘れないで、きちんと論議してもらいたいですね。

松木　最後に会長から一言どうぞ。

岡崎　大体言い尽くされたと思いますが、今度の商法改正の問題については、本夕、色々お話があったように問題点は多いと思います。特に、商法改正の中で取引基準、売上二百億、負債百億という点については、確かに増減があるでしょうから、増えたら監査をする、減ったら監査をやめるのかというような問題はあると思われます。一度監査を受けたら、減っても監査するのではないか等、この点は論議が残るかと思います。

いずれにしても、五億円の資本金基準というのは、ぜひ実行してもらいたいと思う次第です。

松木　監査は、民間経済の活性化のためにも、拡大発展の方向を辿る必要がありましょう。そのためには各方面に商法改正の真意をよく理解して頂いて、全体として改正の方向に大きく前進することを強く望みたいと思います。

本日は居林さん、今井さん、お忙しいところを有りがとうございました。今後ともよろしくお願い致します。

☆　☆　☆

山本義雄 日税連会長 死去

日税連会長、大阪合同税理士会会長の山本義雄氏は、十一月四日午前九時、肺炎のため、堺市立病院で死去された。七十八歳。

氏は前記以外に国税審査会委員や企業会計審議会委員などの要職を兼ね、昭和四十二年には黄綬褒章、同四十八年勲五等双光旭日章をそれぞれ受章している。

第一税理士協議会では哀悼の意を表し生花、弔電をおくった。

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改正が成立して、業界は最大の苦難に直面することになりました。たとえば、従来から批判のあった特別試験が廃止されることになりましたけれども、そのかわりに税務職員が研修による無試験で資格取得のできるようになったことなどは明らかに将来に大量の税理士が生産されることが予想され、業界は未曽有の過当競争時代を迎えます。助言義務の新設に象徴されるように、今後税理士は国家と国民の間にあって、いろいろ困難な問題が発生するであろうことも予想されます。

この時、税理士会内部において指導性を発揮すべき役割をになうものは、公認会計士兼税理士の組織である第一税理士協議会をおいてほかにありません。他のグループの組織の場合は、それぞれ利害関係がからみ、普遍的な指導性を発揮できないからです。税理士業界やその周辺との調整の役割を果たし得るものは第一税理士協議会をおいてないという認識に立って、この際第一税理士協議会へご入会下さいますよう、心からおすすめ致します。自由加入制による一局複数会を実現するためにも、ぜひご入会を！

会費は年額一万円です。左記へ入会お申込みください。

〒113　東京都文京区本郷五―一八―三
公認会計士会館内　第一税理士協議会

●好評の「お楽しみ点数券付セール」56年1月10日まで実施中

ピッタリ入る（ファイ）

●AZファイル
背幅が小さいわりに、収能力に優れています。

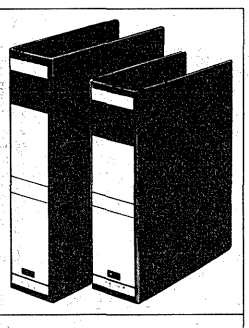

●ストレッチファイル
閲覧の多い書類向き。書類の開きが良いように金具が伸縮します。

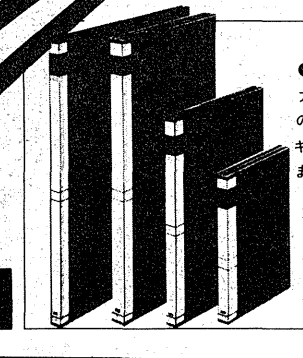

●図面ファイル
大判のA1、A2、A3の図面を、折り目やキズなしで保管できます。

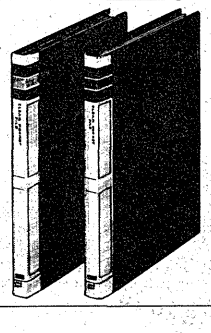

●クリアーポケットファイル（溶着式）
ポリプロピレンの透明ポケット式です。

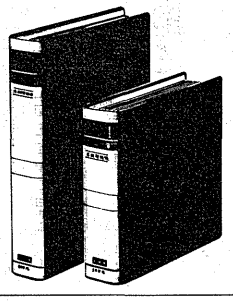

●名刺整理帳
整理しやすく、見やすい整理帳。台紙の差し換えができます。

UCHIDA

ウチダ ファイル

どんなニーズにもピッタリの
23タイプ、205品目

機能のバラエティ、デザインの統一、そして使いやすさ――ウチダのファイルの人気は、今や急上昇です。

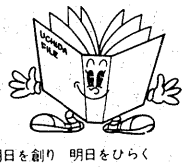

明日を創り　明日をひらく
株式会社 内田洋行
事務機器事業部
〒104東京都中央区新川2-4-7
ダイヤル・イン☎03(555)4281

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第110号

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5―18―3
郵便番号 113　公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極 1,000円）

目次

一頁…法人税改正基本通達研修会、盛会に終わる。
二頁…税務質疑応答、箴言と考察、税の歴史から(12)

税務行政との連帯を深めた
第一税理士協議会の法人税改正基本通達研修会
200名近い盛会で終わる

（広い研修室を埋めた研修会風景）

参加者ひとしく感銘
来年も開催の声多し

十二月十三日（土）午後二時から行われた第一税理士協議会主催の法人税改正基本通達研修会は、予期した通り二百名近い参加者を数えて盛会であった。

時あたかも法人税率二％アップなどの政治的背景もあって時宜を得ていたことと、晴天にも恵まれよき講師（国税庁法人税課渡辺淑夫課長補佐）を得て幸いした。

法人税改正基本通達そのものも昭和四十四年に全文改正が行われたあと、具体的事例において何が「一般に公正妥当な会計処理の基準」であるかが必ずしも明らかでなく、現実には、例えば廃止された通達が実質的に廃止されたものなのか、当然のこととして省略されただけのものなのか、時の経過につれて税の取扱いが場所や人により格別の理由もないのに異なってしまう等の現象が散見され、本年五月十五日付「直法2―8通達」をもって一部改正が行われていたもので、この研修会は税務を取扱う者にとり待望されていた。研修では、収益・費用計上基準の整備や固定資産、繰延資産、給与、寄付金等を対象にした今回の改正部分の、その背景や具体的事例が明らかにされ、税務的常識のあり方までも学び得た。

例えば、「機械設備等の販売に伴い据付工事を行った場合の収益の帰属時期の特例」（2―1―10）については、契約書のあり方及び金額のウエイトの重要性について述べられ、「不動産の仲介あっせん報酬の帰属の時期」（2―1―11）についても、それが不動産取引の実体に則しての措置であることを、よく理解することが出来た。

「運送収入の帰属の時期」（2―1―13）の場合は、自動販売機による乗車券等につき、その集金した時――すなわち夜九時から十二時まで実質的に当日に収入されるべき金額は、時間の経過を尊重してその乗車券による集金の時期とされており、興味を覚えた。もう一つ、2―1―13中の(3)航海完了基準における説明も興味深いものがあった。「相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子の帰属時期の特例」（2―1―25）におけるお話も役に立った。

「送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例」（2―1―31）は、国情不安定な国の企業から受ける利子、配当において、当事国の企業は健全であるにかかわらず送金が許可されない場合の実務的な対応の仕方はいかにあるべきかが伺えて有益であった。

「商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期」（2―1―33）は収入の面、「商品引換券等を発行した場合の引換費用」（2―2―11）は費用（原価）の面における通達であるが、商品券については全国的に調査したところ、戦前の商品券もあることからエンドレス（際限なく）に預り金処理をすることは弊害があるとしてこの通達となった、ということであった。商品券等は種類が多く、関連する顧問先は適切な配慮を直ちに充分に行う必要があると思った。

「補修用部品在庫調整勘定の設定」（9―1―6の2）については所謂繰め作りの評価減として特に留意活用する必要がある。

「単行本在庫調整勘定の設定」（9―1―6の5）は所謂「書協方式」といわれ、従来はこれを知る人のみの利用であったのを公開したものとのことで、これは相当研究活用の余地があると感じた。

「気配相場のない株式の価額の特例」（9―1―15）は、要するに非上場株式の評価だが、但し土地と有価証券は時価ベースであることに注意する要ありとあった。

以上は三時間に及ぶ研修の中で記者の感じた部分の摘記であり、全体として通達を尊重すべき意義を確認した。講師からも、行政と共に手を携えて、この通達をよく育てていこうと要望された。税務行政の一翼をになう公認会計士・税理士として法人税基本通達の精神を充分にわきまえ、正しく運用すべき決意を新たにし、行政との連帯を深めることができた極めて意義深い研修であった。

法人税基本通達は今後も改正される。二百名の参加者等しく感銘、今後もぜひ度々開催をという要望が多く研修は大成功を納めた。

ああ豊饒。ああ浪漫。
味わいの深さにひかれて、ボトルの形に魅せられて。
スーパーニッカ。琥珀の一杯にこめられたこのまろやかさは、
磨かれた人にこそふさわしい。
ニッカウヰスキー
SUPER NIKKA
スーパーニッカ

税務質疑応答

租税に関する申告書、申請書等を郵送する場合の取扱いについて

質問

租税に関する申告書、申請書等を郵便で送付する場合、その提出時期（効力の発生時期）についての取扱いはどうなるのでしょうか。

回答

まず御質問の取扱いについては、国税と地方税とで規定の仕方に若干の差異がありますので、両者を区分して御説明いたします。

一、国税の場合

納税申告書等特定の書類は発信主義、その他の届出書、申請書等は到達主義

国税通則法第22条（郵送に係る納税申告書の提出時期）の規定によると、納税申告書（その申告書に添付すべき書類その他その申告書の提出に関連して提出するものとされている書類を含む）が郵便によって提出された場合は、その郵便物の通信日付印により表示された日に、その提出がなされたものとみなされます。なお、通信日付印がないとき、もしくはその表示が明瞭でないときは、その郵便物について通常必要とされる郵送日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日に、提出されたものとみなされます。

以上の取扱いが受けられるのは、あくまでも納税申告書等特定の書類に限られているので、それ以外の申請書、届出書等は、民法（第97条1項）の原則にしたがい、到達主義によって取扱われることになります。

国税通則法第22条の規定の適用が受けられる書類は、具体的には次のようになります。

1、納税申告書

期限内申告書、期限後申告書、修正申告書、還付を受けるための納税申告書も含まれます。

2、納税申告書に添付すべき書類

法人税法、所得税法等各税法に定められています。

3、納税申告書の提出に関連して提出するものとされている書類

所得計算の特例、免税等の適用を受けるために納税申告書に添付する書類（所得税法120条3項ほか）

確定申告による還付を受ける際の添付書類（所得税法施行令267条2項）

純損失の繰戻しによる還付請求に係る書類（所得税法142条）

欠損金の繰戻しによる還付請求をする法人が提出すべき書類（法人税法81条）

延納の申請書または届出書（所得税法131条2項、法人税法78条3項、相続税法39条ほか）

物納の申請書（相続税法42条）等

4、更正請求書、課税標準申告書、異議申立書、審査請求書（国税通則法23条7項、31条2項、77条5項）

二、地方税の場合

地方税法またはこれにもとづく条例の規定による申告、徴収の猶予の申請または更生の請求は発信主義、その他の書類は到達主義

地方税法第20条の5の3（郵送に係る書類の提出時期の特例）の規定によれば、上記の書類は発信主義による取扱いが認められており、その提出時期は、その郵便物の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます。なお、通信日付印の表示がないとき、もしくはその表示が明瞭でないときの取扱いは、国税と同様に、その郵便物について通常必要とされる郵送日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日に、提出されたものとみなされます。

なお、徴収の猶予の申請に関する書類には、修正申告書等に係る道府県民税、市町村民税または事業税の徴収猶予を受ける場合の届出書も含まれることになっています。

（公認会計士　遠藤忠三）

箴言と考察

ラ・ロシュフコオ著

●人はいくらその大きな仕事を鼻にかけたがっても、それはしばしば、大きな計画が生んだ結果ではなくて、偶然が生んだ結果である。

●われわれの行為には、どうやら運不運がありそうだ。われわれの行為が人に賞められたり誹されたりするのも、大部分、運不運がそうするのである。

●どんな不幸な出来事でも、有能な人ならば、そこから何か利するところがあるし、またどんなに幸福な出来事でも、思慮のない人ならば、福を転じて禍となすことがあるものだ。

●運命は、それに乗る人々にたいして、一切を転じて福とする。

●人間の幸不幸は、人その人の気質に由るよりは、むしろ運に由るものだ。

●率直とは、心をむき出しにすることである。世の中に、率直な人はいくらもない。普通、世間で見出される率直は、他人に信用されようとする巧妙ないつわりにすぎない。

●真実が世を利することはある。しかしそれよりは、真実らしい行いが、世を害するのである。

●世人は、用心深さをほめることにやぶさかでない。しかしわれわれは、用心深くするからといって、どんな災難にも遭わないということにはならない。

●淑やかさの肉体におけるは、明るい目の精神におけるがごとし。

●だれも、自分の感情についてはさも勿体らしく言いたてるが、自分の智能については、だれも、それだけの勇気がもてない。

●友人に不信をいだくことは、友人に欺かれるよりもっと恥ずべきことだ。

●相手を信じなければ、相手にだまされても、だまされたことが正しいことになる。

●人間がもしだまし合いをしなかったら、永いあいだ社会生活などはしていられなくなるであろう。

●人はみな、自分の記憶力の乏しさを歎く。しかし何人も、批判力が乏しいことをこぼしはしない。

●人と交わる場合、長所よりも短所によって人に喜ばれることが多い。

●一ばん大きな野心は、そのあこがれる目的に達することが絶対にできなくなると、野心らしい気振りさえも見せなくなるものだ。

●老人は好んでよい訓えを垂れるが、それは、もう悪い手本を人に見せることが出来なくなったことを、みずから慰めようとする所存からのことである。

●自分のためを図ってくれた人にくらべて、恩知らずの罪をさほど身に責めない人こそ、恩知らずである。

●われわれが喧嘩した相手と仲直りするのは、こちらの形勢をよりよくしようとする欲望にすぎない。闘争の疲労にすぎない。何か面白からぬ結末をおそれる心にすぎない。

税の歴史から〈12〉

新得税と法人税のはじまり

所得税は一七九八年にイギリスの小ピット内閣が、ナポレオン戦争の戦費調達の為に設けたのが世界最初といわれ、イギリスでは脱税が多くて収入見込に達せず、改正されたり断続的に実施されたりして、ナポレオンがセントヘレナ島に流された後廃止されたが、その後臨時税として復活され、一八六四年にグラッドストーン内閣により恒久化されたという事である。イギリスの後、スイス、アメリカ合衆国等が所得税を設け、わが国は世界で七番目、一八八七年（明治二十年）に所得税を設けた。フランスやドイツよりも古い。最初は法人の所得には課税されていなかった。明治三十二年（一八九九年）になって、所得を、第一種（法人の所得）、第二種（公社債の利子）、第三種（その他の所得）に区分し、初めて法人の所得に対して二・五％の税率で課税することになった。そして第一種所得税を課税された法人から受取る配当と利益処分による役員賞与は個人の第三種所得税の課税上は非課税とされた。大正九年から、第一種所得である法人の所得を、超過所得、留保所得、配当所得、清算所得、外国法人の所得の五つに区分して、それぞれ異なる税率で課税するほか、従来、第三種所得として課税してなかった「配当所得、利益処分による役員賞与を総所得に合算して課税することにした。そして日本が第二次世界大戦に突入する僅か一年前の、昭和十五年に法人税が所得税から独立して設けられたのである。

この経過でも想像出来る様に、当初、明治二十年に所得税が制定された頃は、法人の所得には課税せず、個人には配当所得を含む総所得（ただし利子所得を除く）に対して課税していたが、明治三十二年からは法人の所得に対しても課税し、その代り課税された法人から受け取る配当及び利益処分による役員賞与は非課税とされた。大正九年の改正は法人税を個人所得税と区別しない考え方から変って、法人と個人とをそれぞれ納税主体と考える法人実在説的な考え方によるものであった。その後この考え方は踏襲されたが、昭和二十五年のシャウプ勧告に基づく改正によって、この考え方を基本的に改め、法人税は個人所得税の前取りとする法人擬制説的な考え方に立つことになった。この結果として、個人株主の受取配当には配当控除、法人株主の受取配当には益金不算入の制度がとられた。シャープ勧告の基となる調査の為連合軍総司令部から派遣された調査委員が二人（公認会計士）、日本橋から東西に分れて、四軒目づつ軒並に入って、帳簿の状況を、Excellent' Good' Bad' に分けて調べてあるいたという話である。シャープ勧告、正式にはシャウプ使節団日本税制報告書は巻一が百二十二頁、巻二が二百二十七頁という長文のものである。これを受けて青色申告制度ができた、ということも特筆しておかなければならないであろう。そしてこの勧告にもられている考え方も、資本と経営の分離している大企業の実態、帳簿整備は全企業で必要等と考えてくると、再検討の必要性が生じているようである。

（公認会計士　税理士　岸本勝次）

第一税理士協議会入会へのおすすめ

税理士法改正が成立して、業界は最大の苦難に直面することになりました。たとえば、従来から批判のあった特別試験が廃止されることになりましたけれども、そのかわりに税務職員が研修による無試験で資格取得のできるようになったことなどは明らかに将来に大量の税理士が生産されることが予想され、業界は未曽有の過当競争時代を迎えます。助言義務の新設に象徴されるように、今後税理士は国家と国民の間にあって、いろいろ困難な問題が発生するであろうことも予想されます。

この時、税理士会内部において指導性を発揮すべき役割をになうものは、公認会計士兼税理士の組織である第一税理士協議会をおいてほかにありません。他のグループの組織の場合は、それぞれ利害関係がからみ、普遍的な指導性を発揮できないからです。税理士業界やその周辺との調整の役割を果たし得るものは第一税理士協議会をおいてないという認識に立って、この際第一税理士協議会へご入会下さいますよう、心からおすすめ致します。自由加入制による一局複数会を実現するためにも、ぜひ、ご入会を！

会費は年額一万円です。左記へ入会お申込みください。

〒113　東京都文京区本郷五―一八―三
公認会計士会館内第一税理士協議会

（昭和50年1月10日第三種郵便物認可）　（毎月一回15日発行）　第111号

★一局複数会制の
　早期実現をはかる
★税理士会の
　正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5―18―3
郵便番号 113　公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極 1,000円）

目　次

一頁…年頭の挨拶
二頁　会社法改正反対運動の正体は何か、商法改正当面の動きと今後の方向、年頭の挨拶
三頁
四頁…年賀名刺交換

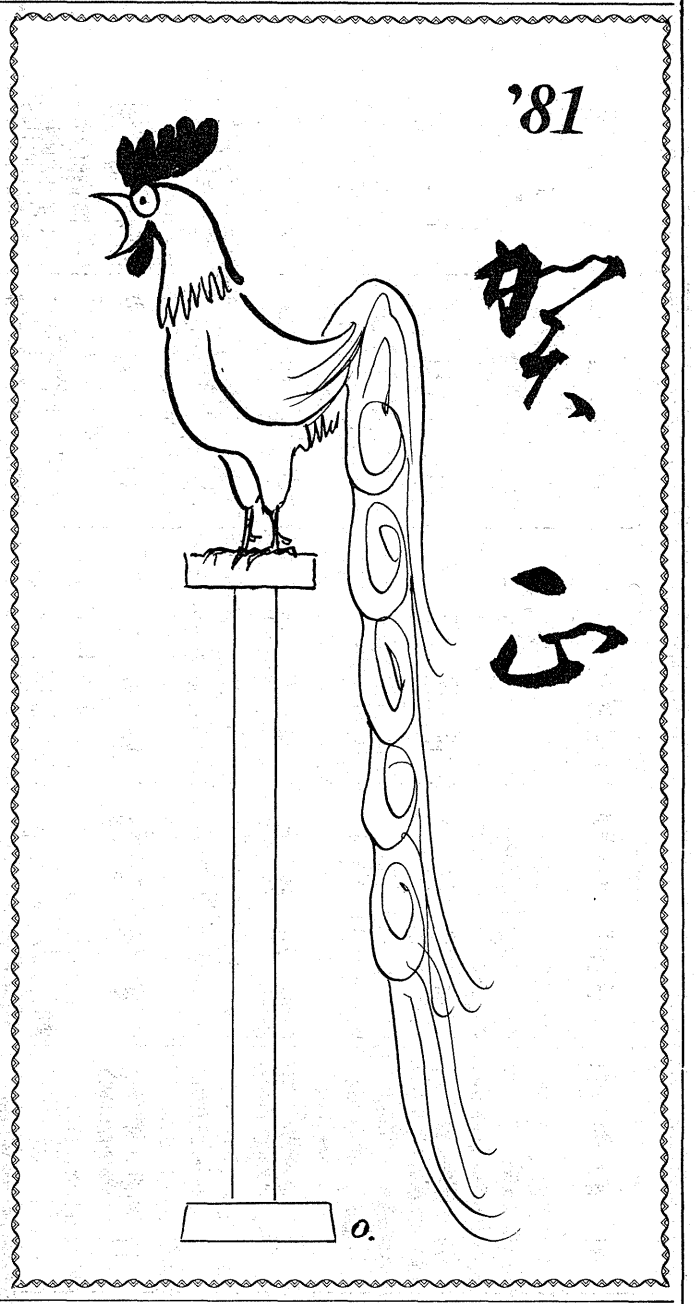

年頭所感

第一税理士協議会
会長　岡崎寿士

明けましておめでとうございます。年頭に際し会員の皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。

さて、昨昭和五十五年は我国は、国の内外を問わず非常に困難な対応に迫られた。今年も引続き我国を取り巻く政治的、軍事的諸問題とくにソ連の東南アジア、中近東方面への軍事的影響力の強化、イラン、イラク戦争、アメリカ大使館員の人質問題、中国内の権力闘争、韓国軍事政権と金大中問題、アメリカ大統領の交替等々いずれも困難な対応に迫られている。

また経済的には産油国における石油の値上げ、アメリカの我国に対する軍事費の増額要求を始めとし、欧米西側諸国の自動車その他の輸出規制の要求、さらに国内的には財政再建による増税と公共料金の一連の値上げ等々楽観材料は何一つとしてなく今年は国民の耐乏生活元年となるは必定である。

このような環境のなかにあってわが業界においては税理士法の改正が行われ公認会計士の権益は非常な打撃を受けた。税理士会自体も金と数をたのみ強引に国会活動を展開し世の信頼を失墜し、得たものは少なく、失なったものが大である結果となった。更に今年は商法改正によって監査の範囲を拡大し、監査役と会計監査人の強化が行われようとしている。これに対し税理士会は税理士に関係がないにもかかわらず商法改正に反対の運動を展開している。その理由とするところは①中小企業に不当な負担を強いるものであると同時に②税理士の職域侵害であると称している。そもそも商法の改正は株式会社に対する社会的要請により行われるものである。③更に奇怪なのは現に行われている大会社の監査は不充分であるからこれを充実することが先決であって監査の範囲を拡大する必要はないと高言している。この不充分という曖昧な言辞をろうし、監査の本質を理解しようとせず監査制度の否定にもなりかねないこの態度は許せないものがある。わが第一税理士協議会の会員は公認会計士であると同時に税理士でもあり、われわれは税理士の立場において過去十余年にわたり、このような税理士会の一部のものの理不尽な運動並びに独断専行による会務の運営を正常化すべく努力して来たのであるが、残念ながら未だその完効をあげていない現状である。われわれは多年の経験に鑑み税理士会正常化の最善にして最後の方途は一局複数会制の実現にあるものと確信するものである。それは現行の地域別による複数会制ではなく弁護士会の例に見る如く同志的結合による自由加入による複数会制である。因みに、現在の東京税理士会を見るに会員数は既に二万名を超えようとしており、熟行部の統治能力の限界も超えており、会員は会務運営に無関心となりボスの出現を誘発し、税理士本来の使命を忘れ、国家国民に奉仕するという理念は薄れ、ただ自己の利益の追求のみに狂奔し、これがあたかも税理士会の利益であるが如く報道し、辛じて会の命運を保っているのが現実の姿である。

かくて、われわれはこの現状を改善し速かに前述の如き一局複数会制の実現を期し適正規模の税理士会を設立し、会員が税理士本来の業務を安心して適正に遂行できるように、兄弟団体である近畿税研と相携え、さらに税理士会内の志を同じくする朋友団体と協力してその実現に最善の努力をいたす覚悟であります。時恰も今年は税理士会の役員選挙の年でもありますので、われわれの運動に理解ある人格識見ともに優れた役員の選出に努力し、またその出現を期待するものであります。幸いにしてこれらの努力により税理士会の正常化が一歩でも前進し、聊かなりとも我国の経済発展に寄与することができるならば税理士として本懐とするところであります。

終わりに臨み会員各位におかれましては今後とも相変らずご協力とご指導、ご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

年頭のごあいさつ

近畿税務研究会
会長　田村幾蔵

あけましておめでとうございます。昭和五十六年の年頭にあたり第一税理士協議会ならびに会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、貴会のますますのご隆盛発展と会員の皆様のご多幸をお祈り申し上げ、あわせて永年にわたるご交誼を感謝申し上げます。

顧みますに、激変、混迷の八十年代とかねて予想されたとおり、昨年はアフガン問題に、イ・イ戦争に、また、日米中の政府首脳の交替劇に、あるいは、オリンピック参加問題に、世界は国の内外を問わずまことに波乱に波乱を重ねた一年でありました。私たち公認会計士、税理士の業界においても、税理士法新法が公布施行され、株式制度、会社の機関、計算・公開の三項目を骨子とする緊急商法改正案がまとまり、年末開催の法制審議会において「商法等の一部を改正する法律案要綱案」として決定されました。税理士法改正についてはわれわれの意見が全面的には容れられず、商法改正についても、また、その一部について税理士会の反対あることは、公認会計士と税理士の共存共栄の見地からまことに遺憾であります。

税理士法については、すでに新法に基づいて、税理士会の会則その他の規定が変更整備される等、税理士会と税理士制度は新体制に移行を終わりつつあります。

私どもの近畿税務研究会におきましては、税理士法新法のもとにおいても、なお、いや、むしろ、ますます近税研の存在価値が高いとの認識を確認し、新税理士法の適切な運用、国会の附帯決議や私たちの要望事項が税理士制度に関する行政に、また、税理士会の会務に充分に反映されるようにきびしく注視し、適時適切な対策を講じてゆく方針を固め、近税研設立の趣旨でもある税理士会の中にあって、同会の中心にして民主的運営を図ることに寄与し、そのリーダシップをとることに心掛け、公認会計士たる税理士として、専門的知識と高度の人格の涵養に努め、税理士業務の改善進歩に資し、健全な税理士制度の発展を期することを基本方針とし、税務研究会や国税局幹部との懇談会の開催をし近税研会報を発行してまいりましたが新年度も引続き同様の方針のもと活発に活動してゆく所存であります。

貴会は、近畿税務研究会の設立に先立って創立され、近税研の設立とその後の運営については、貴会を範とするところ多く、常々志を同じくするものとして、貴会のご活躍とそのご成果に大きな期待と深甚な敬意をいただくところであります。

本年は昨年以上に不透明の年であり、予測し難いとされ、暗黒の世紀末現象あらわると云われていますが、私たちは、そんな風には考えず、昭和五十六年は辛酉の歳であり、夜あけをけたたましく告げる鶏のように希望をもって力一杯活動してゆきたいものであります。

東に貴会の厳としてあり、西に近税研の厳としてある。東西相呼応し、お互いに手をたずさえて、公認会計士たる税理士のため、税理士制度のため尽力いたしましょう。末尾となりましたが、貴会ならびに貴会会員の皆様のなお一層のご交誼を謹んでお願い申し上げます。

セラミックのペン先。
最初の細さが持続する

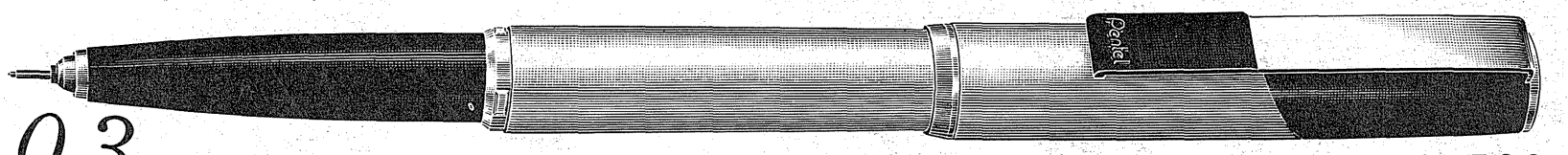

0.3mm

Pentelセラミクロンは、
ペン先にセラミック（特殊陶器）を
使用した芯先機構、特長を
備えた画期的なペンです。

カートリッジ（黒・赤・青・緑）各￥200　ぺんてる株式会社　￥1,500

Pentel® セラミクロン
ぺんてる株式会社

会社法改正反対運動の正体は何か

新しい年が明けて、法制審議会の総会が行われ、商法の一部を改正する法律案要綱答申が、いよいよ法務大臣に対して行われる。商法改正準備作業も大詰の段階にさしかかった。

この改正については、現下の社会的要請を背景にするものとして経済界も大筋において歓迎しており、多くの国民は改正成立へ期待をかけている。したがって、日税連の頑迷な反対運動については、国民の立場から厳しい批判の声が湧き上っている。

そのひとつ、「商事法務」誌第八九二号においては、再び標題と同題の明快なる批判記事を掲載した。殆ど全文を紹介する。

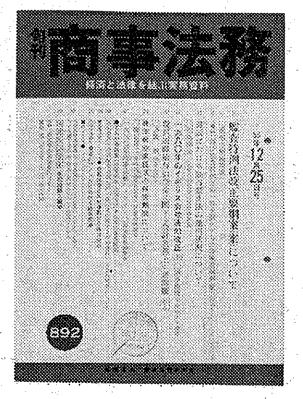

商法改正反対の日税連に対する批判
「商事法務」の記事

税理士会のうごき

この秋以来、前回四九年改正の場合と同様、日税連（日本税理士会連合会）または税政連（日本税理士政治連盟）の商法改正反対運動が自立ち、改正作業に影響がないかどうか、各方面の関心をよんでいる。

最近の新聞報道等をみても、「税政連パワー再び浮上・商法改正反対にノロシ、政界に強い一面チラリ」（一〇・二三日経）として一〇月二二日に東京・平河町の砂防会館ホールに七〇〇人を集め、代理を含め二五〇人の国会議員の出席をえて行われた総決起大会の模様を伝えて解説したものをはじめ、「監査対象企業の拡大、日税連、根強い抵抗」（一一・一五日経）、「公認会計士、税理士、陣取り攻防再燃、監査五億円以上にザル監査拡大不要」（一一・一五読売）等という記事が目立ち、そのほかほとんどの商法改正関連記事もこの日税連または税政連の反対運動にふれている（一一・一七朝日、一二・一日刊工業等）。

反対の理由

これらの記事で、日税連等が商法改正反対の理由としているものを要約すると①会計監査人の監査対象企業の拡大は職域を侵奪する②中小企業の負担を増大する、の二点にしぼられるようである。

そこで去る八月に日税連と税政連が連名で国会議員に配布した「商法改正（一部反対）に関するお願い」をみると、なるほど①監査強制会社の範囲拡大に対する反対②中小会社の負担軽減をうたい、その理由として、現行の会計監査人による監査対象会社の範囲内において抜本的な監査の充実策を講じ監査の実効性を確保すべきことを述べている。

さらに一一月に東京税理士会が同様に関係先に配布した「商法改正に関する要望書」では、右の二つのほか、大会社の規制は、実効ある特別法で行うべきであり、すべての会社を規制する一般法である商法で規定することに反対している。つまりわが国の株式会社の九九%は中小会社なのだから、わずかな数の大会社の規定は特別法でやれというのである。

公認会計士のうごき

このような税理士側の商法改正反対運動に対して、さる一〇月に日本公認会計士協会では「商法改正促進に関するお願い」をまとめ、関係先へ配布した（本誌八八六号）。そこでは、商法監査の意義を述べ改正試案を支持し、税理士職域を侵害するおそれがないことを述べている。しかし、今のところ公認会計士側のうごきは、この文書配布にとどまり、特に目立ったものはない。商法改正を職域闘争の材料にしないための配慮であればその見識は評価されてよい。

監査対象会社の拡大は税理士の職域を侵害するか

少し話は古くなるが日税連は四九年一二月二〇日をもって、四九年九月一日現在の全国二六、九七一名の会員を対象に実態調査を実施している。これは第一回の税理士の実態調査で、その第一回は、四三年八月に四三年一月一日の会員一六、〇八七名に対して行われており、第三回調査も三万数千名にふくれ上った会員に対して近々行われる予定ともいわれているがその内容は明らかでない。そこでこの四九年調査でみると、税理士の関与法人総数四一八、五三八のうち、資本金三億円超が二、四〇八（〇・五七%）、三億円以下一億円超が三、七六四（〇・八九%）、一億円以下五千万円超が七、七七（一・八五%）である。この数字でみるかぎり、税理士の職域侵害論は、全く現実的でないといえる。つまり極めて少数の税理士を除いては資本金五億円以上の会社に関与していないと推定できるからである。

もっとも最近の資料によれば、当然その数値は変わってようが大勢に影響はなかろう。日税連は第三回調査の内容を明らかにし具体的に職域圧迫を説明すべきである。

前回四九年改正でも同じことが問題になった。当時職域侵害の実例ありや、という問に対し、九州に一件あり、ただし父親の税理士が息子の公認会計士に仕事をとられた、というウソか本当かわからない一口話があるときいたことがある。具体的な事例がないのに職域侵害を叫ぶのは不謹慎な話だ。まして四九年公認会計士法等改正後の今日では、公認会計士の被監査会社の税理士業務はきびしく制限されており職域侵害など考えられないことは周知の事実だ。

もっとも日税連文書によれば「単に税理士の職域確保の見地から反対意見を展開しているのではなく、より大所高所の立場から、監査の有用性を社会制度との関連において、商法監査のあるべき姿勢を主張している」というのであるが、若しそうであれば、監査の専門領域の人達を説得するに足る論拠を明らかにしてほしいものだが、そういう調査研究を日税連が行ったという形跡はない。単なる思いつきで制度批判を行い、特殊な事例をもって全体を案じ、専門領域外の制度について圧力を加えるほど日税連は脱線してきているのであろうか。

中小企業の負担

日税連のもうひとつの反対根拠は、改正案は中小企業に過重の負担を強いるという点である。

一一月一九日の要綱原案によれば、計算書類の公示・公開の面で、小会社の貸借対照表の商業登記所提出等については、全面的に後退しているから、この主張は大部分その根拠を失っていると思われる。

物的会社のディスクロージャーは、先進国では徹底して行われており、税理士がこういう反対をするのは、税理士がわが国の経済構造の一部の後進性の中心になっているからだといわれても仕方がない。

四九年改正で、商法第三二条に定める商人の作成すべき会計帳簿と貸借対照表に、さらに損益計算書を加うべきか否か、につき日税連は同様に反対したが、税理士を職業会計人とよぶならば、会計制度の後進性を主張する世界でも他に例のない職業団体である、といわねばならない。

いったい税理士は、損益計算書なしで所得を計算し、その業務を行っているのであろうか。また中小企業だから財務内容等をかくして利害関係者に明らかにする必要がないというのであろうか。

また最近新聞紙上によくでてくる中小企業の不祥事件を、「中小規模の会社については不正、非行等が社会問題となる恐れがなく……」ということばで説明できるのであろうか。どうもこの点でも日税連の主張は、真面目に考えると、全く説得力をもっていないのである。

大会社規制の立法論

右の日税連の反対意見の二つの柱よりは、東京税理士会の反対理由の第一である、商法における会社規制の中に大会社を含めず特別法でやれ、という意見の方はいく分まともである。

しかしこれとて、最早現実になじまず大小の較差の甚しくなった株式会社規制をどこでやるか、というだけの話で、本来の株式会社らしいものを商法に残し、閉鎖会社を別に定める、という根本改正方向との二者択一の問題であり、だから商法改正全体を否定するということにはならない。

税理士パワーの正体

税理士法改正をめぐって、東京地検がメスを入れ、献金を受けた政治家は不起訴、税政連幹部は起訴猶予となったが、半年もたたないうちに、その政治的圧力は商法改正に向けられつつある。

税政連政治献金事件の内容は、既に新聞報道のとおりだが、それに類したことは四九年改正をめぐって、それまでの数年間堂々と行われてきたと思われる。

そのような税理士パワーの源泉は、ひとつは既に四万人になんんとする大世帯となった税理士会の政治家に対する地域的にまとまった数の力であり、もうひとつは裕福なその財務体質にある。さらに税理士の政治的パワーの特質は、内部的に政治的運動方向の一致や合意を期待できないところにある。いうまでもなく税理士には公認会計士であるものもあり、最近の税理士法改正でその数は増えこそすれ減ってはいない。

それらの公認会計士である税理士の大部分は商法改正に賛成であろうから、税理士のうち少なくとも数千人は、日税連等の要望書のようには考えていないことになる。そのほかにも、税理士のうちの相当数が日税連等の執行部に批判的であると思われる。

最近の日税連等のうごきが果たして税理士の考え方の最大公約数であるのかどうか甚だ疑問である。四九年改正当時のように商法改正賛成税理士と反対税理士とが議員会館を横行し、国会議員の方で区別がつかなくなった、という不様な事はくり返さない方がよい。

また内部不統一による沈滞を外部に目標を定めることによってパワーを結集しようという、一昔前の戦争のようなふちちなことを考えている人がいるとしたら、これはもう言語同断だ。

何のための商法改正か

商法改正は、税理士や公認会計士の利益を増大するために行われるのではないことは当然である。

会計監査問題も同様、どうすれば会社経理の健全性を確保し、社会的保証手段として機能せしめうるか、が問題であって税理士の職域の問題ではない。

税理士は、その職業的権威を、自らの手で守り育てるべきである。そんなことはほとんど考えられないのだが、仮に職域問題が存在するにしても、簡単に職域をおかされるほど現在の税理士は内容の乏しい仕事をしているのだろうか。そうだとしたら税理士の職業基盤そのものの崩壊につながる重大事である。

（Ｍ・Ｈ）

インタビュー

商法改正 当面の動きと今後の方向

広範な世論の支持のもとに進められている今回の商法（会社法）改正に対し、ひとり日税連は反対を固執し、世人のひんしゅくを買っている。これに対し、公認会計士側の動きは、商法改正を職域闘争の材料にしないような配慮が払われているとして大方に評価されているが、それだけに、具体的な運動方針を求める声が会員の間に多い。そこで商法改正の年明けの動きや今後の方向における見通しと、あわせて第一税理士協議会の会員としてはいかにあるべきか等につき、第一税理士協議会の松木正輝副会長にお伺いした。

国民的意義を持つ商法改正

――旧臘十二月二十四日の法制審議会商法部会で、会社法（商法第二編）の改正要綱がいよいよ決まりましたが、この改正の理念について……。

この改正の理念は計算書類の公開の推進と監査制度を拡充するためのものである、ということに尽きると思います。

ご承知のように、昭和四十九年の商法改正以来、法制審議会では更に株式会社の情報公開を推進するという形で審議を進め、はじめは投資家保護を強めるのが趣旨でした。ところが審議作業の途中で航空機疑惑からむ政治献金などの経理不正が明るみに出、そのほかの粉飾決算などの発覚と相俟って、世間からも厳しい目で見られるようになりましたので、これまで何度か部分改正で手直しを図ってきた株式会社のあり方を全面的に見直し、さらに監査を拡充して前進することを盛込むことになったものです。

ですから、この法改正は、もはや単に会社経営や投資の関係者だけでなく、広く社会正義のためにも後退できないという国民的意義を有するものになったのです。法務省筋が意欲を示している監査対象会社の資本金を五億円以上の本則に戻し、それに売上二百億円、負債百億円基準を新たに加えて監査範囲を拡大しようとしているのも、その意味から監査を更に充実させようとする意義以外の何ものでもありません。

日税連の商法改正反対は筋違い

――ところで、日税連は、昨年十月に商法改正反対決起大会を相も変わらず開きましたね。二月か三月にはまた商法粉砕決起大会を開くと聞いております。これについて……。

日税連の反対の真意が那辺にあるかということを探る意味で私は、まだこの法律の内容が固まらぬうちに日税連が反対の動きを見せていたということに注目したいと思います。

たとえば法務省民事局参事官室から、各界に意見照会したものをまとめた試案が出た。これはあくまでも煮つめる前のものなのですね。ところが日税連はこのタタキ台の段階から反対をしている。一応、要綱なり法案として決まったものに賛否を表明するならわかるのですが、まだ法としての中味が決まらないうちから反対するということは、初めから全く話しあいの意図や態度を持ち合わせていないということを意味します。その法案が煮つまって次第に社会的・国民的意義を有する法案になろうがなるまいが、とにかく反対するというのでは、これはもうメチャクチャなわけで、わがままそのものです。

もう一つは、商法改正の内容や監査に関係のある団体や個人が、国民生活に及ぼす影響等を国民の一人として云々するならわかるのですが、監査に関係のない日税連が云々するのはいかにもおかしく、それは筋違いのいがかりとしかいいようがありません。

公認会計士の監査は実効をあげている

――なるほど。ところが彼等は日税連の反対は職域問題でないといい、現行監査特例法による大規模会社に対する監査制度は大企業の不正経理防止等に実効を挙げていないから、監査対象会社の範囲拡大はその不徹底な監査の拡散に過ぎないから反対だといっていますね。

今も申しましたように、いってみると、自分の職分でない他業界に容喙しているわけであって、このこと自体、いらぬおせっかいをしているわけです。

公認会計士監査制度が大企業の不正経理防止等に実効を挙げていないどころか、公認会計士監査制度が存在するからこそ、百%に近い日本の企業が健全に運営され、日本の経済が正常に推移しているのです。たまたま新聞に報道される不正経理や粉飾の例は例外であり、例外だから大きく報道されるわけであって、だからといって企業の監査のすべてが実効性がないようないい方をして、事情をよく知らない関係者を混乱させようというのは乱暴な話です。

しかし、こんな〝虚構の論理〟に社会はだまされません。もちろん、賢明な法制審議会商法部会の先生方も、いかに日税連が試案の段階から反対を叫んでも、影響をされていないわけです。

したがって、実効性のある公認会計士監査の範囲を拡大することは社会的要望であり、その大きな商法改正の意義の前では、「不徹底な監査の拡散」などといういいがかりは極めて空虚であります。

（三頁下へ続く）

新年を迎えて

税理士桜友会東京会
会長 奈良 武衛

第一税理士協議会の会員の皆様、明けましておめでとうございます。

昭和五十六年の年頭に当り、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

八〇年代もいよいよ二年目になりました。昨年は国の内外ともにまことに多事多難な年でした。今年も、石油の供給減、価額の高騰、自動車等の輸出の増大に対する米国、EC諸国の反発、米国の新政権の政策など、今後の政治経済の運営にどのように影響してくるでしょうか、気がかりです。

一方、多年にわたり財政が国債依存で運営された結果、国債総額七十兆円をこえ、昭和五十五年度の国債費五兆三千億円となり、一般会計からの支出の一二・五%となっています。安易な財政支出に頼ろうとする風潮は見直さなければなりません。

そして政府税制調査会は「財政体質を改善するために税制上とるべき方策について答申」で、歳出の節減合理化を迫る一方で、自然増収によるだけでは財政の再建は不可能であるから、広く消費を対象とする間接税が不可欠であるとしています。一般消費税のような消費税は避けましたが、今年現行税制のわく内で増税の方針が決まりました。

わたくしども税理士は、わが国の財政経済の現状から、その果たすべき責務は更に重要なものとなると考えます。貴会の先生方に、経理についての高度な識見を期待されることが多いと思います。

また昨年は、税理士法の改正が実現し、政省令とともに十月中旬施行され、業界も新しい時代に一歩ふみ出したわけです。商法改正の問題はありますが、お互いにあいたずさえて、業界の動向に十分配意し、税理士の地位の向上に努めたいと考えております。

最後になりましたが、新しい年——昭和五十六年が貴会および会員諸先生方にとってよい年でありますよう、御繁栄と御健勝をお祈りして、新年のごあいさつといたします。

年頭の辞

税理士清流の会
会長 中村 弘

第一税理士協議会の皆様、明けましておめでとうございます。

日頃、何かとご指導やご厚情に預り、何らお報いもできませぬうちに新しい年を迎えてしまいました。年頭に際しまして、あらためて厚く御礼を申し上げます次第であります。

さて、昨年改正税理士法が成立いたしまして、この法律につきましては賛否両論が成立後におきましてもなお根強いものがあるのですけれども、しかし成立した以上われわれは、更に将来に向かって税理士制度が正しく発展していくための努力をしなければならないと思います。

すなわち、われわれは、税務の専門家として、ますます研鑽を積んで納税者の信頼に応え、適正な納税義務の実現を図り、もって社会経済の発展に寄与し、税理士の社会公共性をいやがうえにも具現するように精魂を傾けなければならないわけであります。

そのためわれわれは、税理士の本質というものをよく自覚して、現実を直視し、一方に偏しない公正な見識と幅広い教養を涵養し、共に力を結集して、わが業界の正常なる発展をめざし、絶大なる推進力を発揮しなければならないと思います。

しかるにわが業界内には、現実を無視した独善的言辞を弄する手合いや、或いは偏向せる理念や主義を主張する等、徒らに喜勝を惹起するような傾向が見え、以て会員をしてその去就を過らしめるがごとき風潮の存することは否定しえない事実であります。

ここにおいて、わが「清流の会」は敢然と立ち上がりました。すなわち昨年六月、発足以来八年の歴史を持つ「清流の会」の一大改組を断行し、有志の賛同を得て、名称も「税理士清流の会」と改め再出発をしたのであります。

ちなみに「税理士清流の会」の綱領は次のごとくであります。

一、吾われは、税務の専門家としての良識のもとに租税正義の実現を期し、経済社会の発展に寄与する。

一、吾われは、税務の専門家としての矜持をもって納税義務者の信頼に応えることを使命とする

一、吾われは、税務の専門家として人格の陶冶に努め相互の連帯と信頼を深め、もって税理士制度の発展と社会的地位の向上を期する。

したがって、「税理士清流の会」の活動方針も、この綱領の具体化にほかならず、すでに機関紙発行をはじめ、広く同憂の士へのご参加呼びかけを含む諸活動を精力的に展開中であります。

申すまでもなく、この綱領の精神からは、徒らなる反対運動などは導き出されず、たとえば今回の商法改正に対する税理士のあり方につきましても、日税連の執行部や東京税理士会執行部におけるような好戦的態度は執らないものであります。まして内部の不統一による沈滞をハチ巻的反対運動に結集させて改正税理士法の再改正を狙うなどということは、戦争中の日本軍部を彷彿とさせて不埒である等と世論から厳しく批判されております。商法改正問題と税理士の関係や税理士法の今後なども徒らにコトを構えて好転するものではなく、あくまでも国民の税理士に対する信頼を背景とした良識に基づく話しあいを良策とするものであります。「話せばわかる」とは有名な政治家の言葉ですが、誠意をもって精力的に訴えるとき、必ずや世論は耳を傾け、結局われわれに有利に法改正も成るのであります。以上のような精神・方針の指導者、実践者として税理士清流の会では会員大竹浩現東京税理士会副会長を今年施行される役員改選に、東京税理士会会長候補として推薦することになりました。

どうか第一税理士協議会の諸先生にはご理解とご支援を頂きますよう切にお願い申し上げまして、年頭の辞に代えさせて頂きます。

年頭のごあいさつ

東京税理士会
会長 波多野 重雄

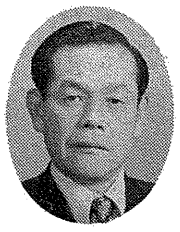

八十年代は混乱、激動の時代あるいは不透明の時代といわれますが、世界的にも何が起こるかわからない、いささか気になるところです。

ともあれ税理士法の改正は一段落し昨年十月十三日に施行されました。関係政省令の改正、制定もこの施行日に初めて明らかにされたため、改正法に基づく税理士会の会則規則、支部規則のあり方については一方ならぬ苦労がありました。

税理士法に準拠して会則を改め会則を基本に規則さらには細則がこれを補完することが当然のあり方ですが、現実にはその運営上に予想される解釈と適用の統一を図ろうとするとき、いろいろな推論と意見が交錯し、多くの討議を濾過して結論を導くことが民主的な運営であり、私が会長として会務執行上いつも考えている基本理念です。幸い、会則等の改正作業に携わった委員、役員の多くの人がこの理念に則り、これまでの会則の趣旨を損うことなく新法の精神をとり入れて困難な作業を遂行し九月の臨時総会を円滑に終了することができました。

新法の改正点の中に税理士会の会則に記載しなければならない事項が加えられました。使用人等の監督、報酬規定それに税務援助規定であります。また日本税理士会連合会の同様な記載事項とされたことによって税理士会にもその効果が及ぶものとして帳簿記載、会員研修そして税務援助の実施基準があります。いずれも、税理士が依頼者あるいは広く社会に対して負うべき義務として従前から考えられていたものであり、全くの新しい規定なり規制というものではありません。

税理士法は「委嘱者の経済的助」と表現しておりますが、その実態は必ずしも単純ではなく、委嘱者と税務行政機関と税理士会（支部）の間に、国家予算（謝金）を取り扱う機関（団理由により無償又は著しく低い報酬で行う税理士業務」と定義体）との実施要領に基づく受託事務があり、その態様には客観的な不合理というかムリな面のあることも認められるのです。

また所得税の確申期における無料相談事務についても、各支部は税務署と協議して小規模な事業者の指導、相談に応じてきましたが、来る者は拒まずというこれまでのやり方が真に当を得ているか、本来の税務援助に適合しているかなど、再検討の時機であること、関係者の指摘のとおりであり、私は今後の方針を立て実施に移す必要を感じております。

税務書類の定義が法二条一項二号および省令の規定によりかなり詳細になりましたが、青色申告決算書はどうなゆか、法五十二条の税理士業務の制限を徹底させるためにはこの点の究明を避けてはならないと思います。

さて、前回の商法改正の時、監査制度の整備充実という国会決議がなされ、法務省は法制審議会商法部会の答申を経て商法と監査特例法の改正要綱案を明らかにしました。一言すれば監査制度の抜本改正とはならない、中小会社の負担増であり、税理士制度を抑圧する方向へ行くなど、税理士業界は挙げて危機感を持っています。中小会社に過大の負担をかけ、監査強制会社の範囲を会社の収入、負債の額で定めようとする商法および監査特例法改正の不合理性を広く訴え、改正反対の運動を進めることが本年冒頭の念願であることを各税理士会とも明確にしておりますのでご理解とご協力を賜わるようお願い申しあげます。

本年も皆様のご健勝を祈ります。

ご挨拶

社団法人 全日本計理士会
会長 仲井 忠治

昭和五十六年の新春を迎え、貴会並びに会員の皆さまのますますのご活躍とご発展をお祈りいたすとともに、平素のご交誼を厚く御礼申し上げます。

五十三年暮からの度び重なる原油価格の引き上げによって、日本経済は、インフレと国際収支の悪化を招き、戦後未曽有の不況に見舞われましたが、欧米諸国が、なお高水準のインフレの進行、失業率の増大、国際収支の不均衡に悩むなかで、ひとりわが国は、横溢した転換能力を発揮して、第二次石油危機を克服しつつ新年を迎えましたことは、前途に仄かながらも明かるさが感じられます。

しかしながら一方では、月千数百件もの企業倒産が見られ、また欧米先進諸国の保護貿易的風潮の高まりや産油国の資源保存政策に加えて、南北問題等国際政治情勢の不安定から、輸出産業には今後ますます市場摩擦の風圧が強まることが予測され、貿易立国を国是とするわが国は、今後の活路を人間の頭脳と技術の結集に求めるほか発展の道はないと存じます。

昭和五十六年は、いわば産業革命期に突入した年であり、われわれ職業会計人は、今こそ企業が、その取巻く環境に対応して、それぞれの役割りを果たし得る活力をいかに育てて行くか、その指導能力を問われる年でもあるといえましょう、皆さまにも一層の研鑽と実務の練磨に努められますよう心からお願いいたします。

昨年は、税理士法の一部が改正され、関係団体間で激しい改正、反対の攻防が繰広げられました。またこの間、内部暴露や告訴などマスコミを騒がす不祥事も見られ制度の改正以前に、先ず業界の体質改善の必要があるのではないかと強く感じられた次第です。

税理士法の改正に引き続き、今年は商法の改正が予定されており、既に改正に強く反対する意見も聞かれます。知識自由職業の職域はいずれも或る部分で接しているわけで、特に会計人三業界にあっては歴史的経緯から見ても錯綜のあるのが当然だと思います。制度の改善に対して、利害関係団体がそれぞれ賛否の意見を表明するからよりよい整備が行われるとの意見もありますが、私はむしろ制度の改善に常に対立が伴う職業会計人業界の在り方に対して、強い懸念を禁ずることができません。

過去に計理士業界と公認会計士業界の二十年に及んだ職域抗争の例を見ましても、そこに注ぎこまれ消費されたエネルギーは厖大なものがあり、もしもこれを相互の理解と将来への展望のもとに解決し、ともにそのエネルギーを業界発展の建設的部門に注入していたならば、今日の職業会計人業界はより整備された体制のもとに国家社会に一層の貢献ができている筈だと反省いたします。

貴会を構成する会員諸氏は、いずれも高い識見を備えた方々であり、前者の轍を踏まぬよう、業界をリードされ、業界百年の計に誤りなきよう正しい路線の確立にご尽力されますようお願いいたす次第です。

（二頁下より続く）

しかも、このいいがかりは、税理士法の時と違って税理士に関係のない監査に言及しているわけですから、そんなに影響を受けないだろうといわざるをえません。

内外に対するPR等が必要

——日税連のかかる誤まった態度にいかに対処すべきでしょうか。

第一に、おっしゃる通りこのような日税連の姿勢は誤まっているということを、会員は挙げてハッキリと指摘すべきでしょうね。

第二に、日税連のいうことは、筋違いであるということを、内部ばかりでなく、外部に対しても、組織的に口でペンで訴えなければならないと思います。

第一税理士協議会は機関紙等において、できうる限りのそういう努力をしてまいりました。

今回の国会審議における特長

——国会審議の見通しはどうでしょうか。楽観も悲観も禁物だと思いますが……。

その通り禁物ですね。

現在の状況から予測しますと、一月二十六日に法制審議会の答申が出そうです。それが自民党内部の法務部会で審議され、商法の一部を改正する法律案要綱ができ、自民党の法務部会、政審、政調、総務会等の審議を経由して初めて政府の法律案として国会に提案されます。

国会に出れば、ご承知のように衆参両院の法務委員会審議となるわけですが、先ず政界の動きとしては自民党の法務部会にかかるあたりが一つの山場になるということになりましょう。そして自民党の党議としてきまり、政府提案ができるかどうかが最大の関門ということです。法務省の担当官が各議員に説明して廻る。日税連がまた各議員に反対陳情の波状訪問をくり返すことと思われます。ですから、決して楽観はできませんが、政治や政治家に大いに期待し、ことの本質を説くことが必要であると思います。

見通しとしては、今回は、前回までのように審議が低迷して遷延するというようなことはないのではないかと感じております。

といいますのは、四十九年の商法改正から税政連事件、税理士法改正と業界に関連する一連の審議が続いて、国会議員に業界の様子がわかっている人がふえている、ということを先ず挙げうるからです。

しかも、その内容において、特に指導的な議員の先生方が公認会計士の立場を深く理解されるに及んでいることが、今回の商法改正の大きな特色である、ということが言えると思います。

また過般の税理士法改正の時、政界は方向として商法監査拡充のために資本金引下げなどの監査対象会社範囲拡大を前向きにやろうということが了解されていると聞いておりますのも、今後に何らかの投影をすると期待されます。

誠意をもって各議員に訴えること

——そうしますと、国会の動きに伴うわれわれの運動のあり方としては、そういう理解者の議員の諸先生に、よくお願いに伺うことですね。

今回の商法改正案は政府提案で進められていきますから、われわれが推進を試みると否とにかかわらず法案審議は進行していくわけですが、われわれの仕事＝経済社会に奉仕するという公認会計士制度の社会的使命のうえからも、商法改正はぜひとも成立させて頂かなければならないもので、そういう意味で議員の諸先生はよく理解して下さっておりますから謙虚に誠意をもってその点を訴えることが大切です。

そうすれば、諸先生は必ず深い理解を示して下さると思います。

前回までの場合も、そういう理解ある議員の先生がいらっしゃいましたけれども、今回に至って、一層、公認会計士に顔を向けている理解者の先生が各党に存在されていることはまぎれもない事実ですから、各党の先生方にそのようにお願いするあり方が今こそ必要です。

これは国会を歩いて、それらの議員にお会いすればよくわかることで、変わらぬ懇親が必要と思います。

謹賀新年 1981

浅井新平
目黒区中町二―三三―三
電話(七一一)八七四四

浅見孝
中野区上高田四―四一
電話(三八六)三六三六

池田洋次郎
北区王子二―一三―一
電話(九一一)八一一一

石井巌
足立区足立三―一二―一〇
電話(八八七)六三五一

石井操
千代田区飯田橋一―二―三
電話(二六四)四六四〇

石綱常雄
千代田区神田駿河台一―五―八
コトー駿河台五〇三号室
電話(二九五)二四四八

石原光夫
千代田区九段北一―九―五
朝日九段マンション
電話(二三〇)三三四八

岡部謙三
中野区中央四―二七―一〇
電話(三八一)五八四七

岡田一馬
墨田区立花一―三二―六
電話(六一二)一八九〇

岡崎寿士
中野区本町四―一九―一二
電話(三八〇)一五五一

岸本勝次
台東区台東四―一〇―七
電話(八三一)二四六一

進藤紀三
新宿区坂町一―一二
電話(三五三)九四三〇

長坂利正
練馬区中村北四―二四
電話(九九〇)一一三一

都沢美夫
江東区永代二―二二―四
電話(六四一)二九二三

大堀雅三
杉並区梅里一―二一―一五
電話(三一四)四一三一

大盛広吉
足立区千住柳町三―七
電話(八八一)六一二五

川口菊夫
板橋区大山東町三―八―五
電話(九六二)五六〇七

下田友吉
台東区根岸一―一〇―一五
電話(八七四)七三一七

土橋栄夫
渋谷区本町六―四〇―一四
電話(三七七)三七一〇

丸山修司
北区赤羽西三―三四―三
電話(九〇〇)二三五五

上山五郎吉
武蔵野市境二―二―二三
電話四三(五一)一三三六

清水多四郎
墨田区業平三―一〇―一二
電話(六二五)三九一八

玉家義雄
大田区久が原六―六―二
電話(七五二)〇四七一

松木正輝
荒川区西日暮里二―九―四
電話(八〇五)三一〇一

中島育広
世田谷区玉川瀬田町五―一九
電話(七〇〇)三三三一

三輪三郎
杉並区高円寺南一―六―五
サマリヤビル二階
電話(三一五)三三三三

村松良市
国分寺市内藤一―一〇―四一
電話四三(七一)三〇三七

永島徳造
豊島区目白四―二四―五
電話(九五四)〇一三五

森山頼一
杉並区清水一―一五―二四
電話(三九九)〇六〇一

二村倍吉
港区西新橋一―一八―六
童宝ビル
電話(五〇二)〇八一〇

諏佐市之丞
新宿区西大久保三―八五
電話(二〇〇)六二一一

鈴木三男
大田区池上四―二六―二
電話(七五三)七二四〇

倉田由次
足立区梅島一―九―五
電話(八八七)八四五一

小川一郎
大田区池上六―一九―八
電話(七五三)一六一七

礒崎勝
文京区小石川二―三―二八
―八〇五
電話(八一五)三四五一

関弘
荒川区東日暮里五―三―八
電話(八〇一)〇〇六六

斎藤久斉
文京区向丘一―二〇―八
木屋ビル二階
電話(八一三)六八三六

小川弘明
荒川区西日暮里五―六―七
電話(八九二)〇〇〇一

市川隆
国立市西一―一―一〇
電話四三五(七一)三一三三

小川敏市
台東区三ノ輪一―二八―一五
電話(八七三)七二六八

三枝潮
世田谷区豪徳寺一―九―三
電話(四二九)五三八一

千正清夫
中央区日本橋茅場町一―二
八共同ビル八〇三号室
電話(六六八)〇〇五一

浜中忠礼
青梅市河辺町五―一三―一
電話四六(一四)三一四八

山本敏郎
港区西新橋二―二〇―三
電話(四三三)五五一四

山名正夫
新宿区西五軒町三五
電話(二六〇)二七九一

橋本一雄
葛飾区柴又一―九―一七
電話(六〇七)一一六六

岩崎守利
新宿区原町一―七三
電話(二〇二)三二一三

岩村譲一
中野区中野一―五六―五
電話(三六三)一六〇四

長田邦稲
港区新橋一―六―一―三〇一
ニュー新橋ビル三―七号
電話(五八〇)七二二四

宇津木三郎
世田谷区桜一―一六―一六
電話(四二九)七一〇九

加藤隆之
台東区西浅草一―六―四
電話(八四三)〇六六一

佐々木秀明
台東区東上野五―一―二
電話(八四一)〇二四八

高橋栄吉
渋谷区代々木三―五六
電話(三七〇)二四七六

古屋勝成
八王子市本町一五―二
電話四六(二二)〇五〇九

若林恒雄
中央区築地二―九―二
銀座大信ビル
電話(五四二)六六二二

有賀徳寿
台東区浅草六―三五―八
電話(八七三)七九八三

飯沼清夫
足立区梅田七―一五―二
電話(八八六)八二八二

海老美与治
港区六本木四―八―八
アロハビル四階
電話(四〇四)〇八九一

兼山金刀圀
練馬区上石神井一―三〇八
電話(九二〇)八一三四

島田百郎
練馬区上石神井一―二―六
電話(九二〇)八一二七

酒井浅男
中央区湊二―一―七
電話(五五一)〇六二四

染谷孝太郎
葛飾区堀切五―五〇―一
電話(六〇一)五〇五〇

田中佐門
台東区柳橋一―二九―七
五十米ビル五〇一号
電話(八六二)〇三九四

藤井邦保
江東区富岡一―一―一―七
電話(六四二)二三四三

前田実
千代田区神田鍛冶町三―三
共同ビル九三号室
電話(二五二)八九四九

山本日出麿
千代田区大手町二―七―一
日本ビルディング別館三階
一三一〇区
電話(二四二)六六六六

和田新之助
文京区本郷二―一六―一〇
三興ビル
電話(八一四)五八九五

リヒトコンピュータサプライズ

●コンピュータ バインダーワゴン

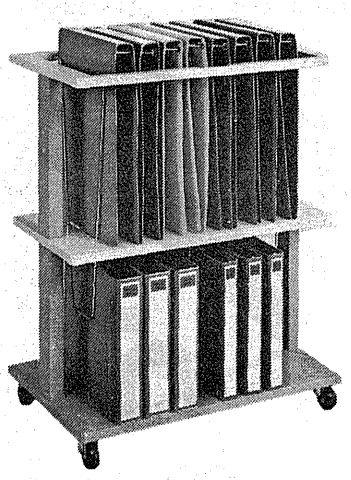

No.1326K ¥15,000(組立式)

●コンパイラーファイル デラックスな表紙の薄型ファイル

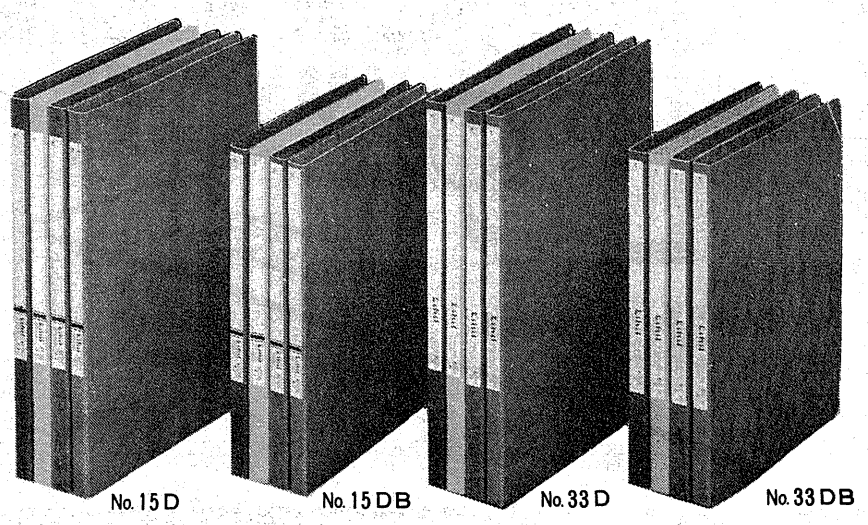

No.15D No.15DB No.33D No.33DB

リヒト産業株式会社
本社 大阪市東区農人橋1―3 ☎942―2361
支店 東京・札幌・名古屋・広島・福岡・仙台・岡山・静岡・高松

★一局複数会制の
　早期実現をはかる
★税理士会の
　正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会
東京都文京区本郷5－18－3
郵便番号 113　公認会計士会館ビル
電話（816）3346
発行人　岡崎寿士
編集人　岡田一馬
（1部　100円　年極 1,000円）

目次

一頁…商法等改正案、国会に提出さる。改正法人税基本通達研修会のご案内
二頁…税務質疑応答、箴言と考察、税の歴史から(13)

商法等改正案、国会に提出さる

企業会計監査の強化や企業の経理公開及び自主的監査機能の強化などを目指した商法と監査特例法（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律）の一部改正法案は、三月二十四日に法第五十九号として国会へ提出された。

同法案は四月三日あたりの参院での国家予算審議決定が終わった段階で議院運営委員会の指示に基づき、そう遠くない日に衆院法務委員会に付託される模様である。

本紙が読者のお手許に届く頃には正式に国会上程、審議開始の運びに至っているかも知れない。

航空機疑惑など一連の経理不正を生じた社会的背景から昭和四十九年商法改正時の附帯決議の実施時期到来と観じた法制審議会商法部会（鈴木竹雄部会長）は、会社法（商法第二類）の改正に着手し本年一月二十六日に、その改正案要綱を発表した。その趣旨を受けた法務省は、鋭意、商法と監査特例法の改正作業を進めてきたが、当初から執拗に反対する日本税理士会連合会（日税連）は、いよいよ猛烈な反対運動を展開し、議員への波状陳情はもとより、三月二日には反対決起大会を開催するに及んだ。当日は全国から税理士会員を日当付きで動員し、多数の国会議員も紹介され挨拶もしていたが、なかには慎重な態度の議員も多く、所期の成果は挙っていなかったと思われる。しかも税理士会は時あたかも役員改選期にさしかかっており、一部執行部強硬派に対する批判も多数の税理士の中に存在していて一部執行部強硬派の反対運動は決して税理士全体の意向ではない――いわば依然として当事者能力を欠いているのであるが、しかしできるだけ事を荒だてずに進めたいところから、法務省は日税連の一部執行部の意を汲んで、三月十八日、提出法案を一部次のように修正した。

① 資本金基準の五億円はそのままだが、売上基準二百億円を削除し、負債基準百億円だったのを二百億円としてつけ加えることとした。

② 資本金一億円以上会社の任意監査導入も削除した。

③ 施行日を、昭和五十八年四月一日以降最初に到来する決算に関わる株主総会終結の時まで適用しない、とした。

④ 特別の利害関係を監査特例法において明記する、ということにした。

これに対し、一部ジャーナリストは商法改正の意図が減じたように評する向きもあるが、そんなことはない。いずれにしても、日税連関係が執拗に反対するのは、社会の真摯な願いに逆行するものと大方から批判されはじめている。

同修正案は、三月十九日の自民党法務部会で了承され、続いて自民党政調審議会に提出された。同党財政部会長、商工部会長の了承をとりつけることを約した安倍政務調査会長が両部会長の了承を同日中にとりつけ、翌二十日自民党総務会、閣議を経て、同法案の今国会提出が決定した次第である。

三月二十四日政府・自民党の国対が開かれ、同日法律第五十九号として国会へ提出されたわけだが、国会上程法案として衆院法務委員会に付託されるのは、予算審議の終了する四月四日以降と見られている。

同法案に対しては、すでに公明党と民社党は賛意を表しており、社会党も基本路線としては大方の動向の線に添っていくであろうと見られている。なお日税連の反対の動きは急激に沈静した模様で、東京税理士会の一部執行部のみが分派的に反対陳情を繰返しているようだが、効果は挙っていない。

日税連の反対沈静　東京税理士会は執拗に反対

法人税改正基本通達研修会のご案内

四月二十五日午後二時

記

《開催のあらまし》

国税庁立案担当官による「法人税法基本通達の改正」研修会をこれまで改正のたびに開催してきました。前回十一月開催のときには多数の方が参加され大変好評でした。とくに、第三次通達改正が発表された時点で早期の研修会開催を希望する声が多数ありましたので、今回、要望に応えるため、東京会共同事務所連絡協議会の協賛を得て早めに企画しました。

講師は立案担当官ですので、改正の背景、改正における考え方、改正の具体的内容などが実務的に興味深く説明されます。この機会に事務所職員の方、関与先の経理担当者もお誘いあわせ奮ってご参加下さいますようご案内申し上げます。

なお、講師への質問・講演内容の要望等がありましたら、前もって文書にて参加申込時に提出下さい。

開催日時	昭和56年4月25日(土)　PM2：00～5：00
場所	公認会計士会館3階研修室（交通機関）地下鉄丸の内線：文京区本郷5-18-3　TEL(816)3346　本郷三丁目駅下車
スケジュール	PM2：00～5：00
主な内容	Ⅰ　第3次通達改正に至るまでの背景と考え方 Ⅱ　主要な改正事項 1.棚卸資産の期末評価　2.有価証券　3.貸倒損失 4.圧縮記張　5.引当金準備金　6.借地権
講師	国税庁法人税課 課長補佐　渡辺淑夫氏 （前回の第2次通達改正研修会は例示・立案時の趣旨説明があって大変好評でした）
会費及び定員	1名 3,000円（定員300名に達し次第締切らせていただきます）
申込方法	第一税理士協議会宛　〒113　文京区本郷5-18-3　公認会計士会館内　TEL（816)3346 ○　下記申込書に会費を添えて早目にお申込下さい。なお、電話による申込も受付ております。 ○　なお、会費は現金書留か、第一勧銀昭和通支店普通預金口座(No.1097519)、または、当日受付にてお願い致します。

（注）　研修会当日参考資料として「法人税基本通達等の一部改正について」（渡辺淑夫氏著、大蔵財務協会刊、定価 1,000円）を出席者に無料配付致します。

いい話、聞いた。

中期国債ファンドのご案内

手数料などは一切かかりません
●30日過ぎたら、いつでも手数料なしでご換金になれます。

いつでも出し入れできます。期間はご自由です
●お申込みは10万円から、1万円単位。
●ご換金のお手続きはお電話で。翌日には現金をお受取りになれます。
●期間はご予定にあわせて、ご自由にお決めください。

税金は預金と同じ利子所得扱いです
●法人の場合は、源泉所得税は全額、還付請求できます。

中期国債ファンドは野村證券

便利に2～3ヵ月・1～2年でも有利
野村の新しい証券貯蓄

利回りは6.8%～7.2%程度（実績予想）
●1カ月複利でふえますから、長くなるほど有利です。
●㊗でお一人元金300万円まで無税扱いにできます。㊗以外の場合は、総合課税か分離課税のいずれか有利な方を選択できます。

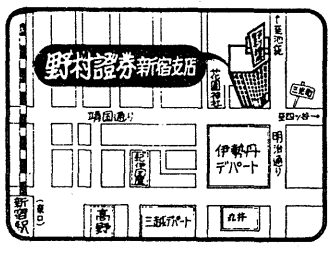

野村證券
新宿支店
郵便番号 160
東京都新宿区新宿5丁目17番9
（三光町交差点角・伊勢丹側）
電話 東京(03)205－1001(代)

お申込みは私まで……　担当　総務課長　宮原　清

税務質疑応答

―居住用財産の譲渡所得の特別控除の適用について―

問(1)
会社員で妻と二人の子供の四人家族です。転勤の内示がありまして転勤をしたあとは近い将来に今の自宅を売却しようかと考えています。

(A)海外の支店へ今後五年間の転勤になりそうです。海外駐在の場合は家族も一緒ですので今の自宅は他人に貸家にします。

(イ)五年先の帰国直前にこの自宅を売却したいと思いますが居住用財産の譲渡所得の三、〇〇〇万円の特別控除の適用（以下居住用財産の特例の適用と略す）は受けられるでしょうか。

(ロ)もしだめだとしましたらどのようにしたら適用がされるでしょうか。

(B)国内の遠離地に五年間の転勤の話もでています。その場合は妻と二人で赴任をして、子供の学生二人は今の学校へそのまま自宅から通学させて、ゆくゆくは卒業後に自宅を売却したいと考えています。この場合は如何でしょうか。

答(A)(イ)
適用は受けられません。
措法35条①によれば居住の用に供している家屋を当該個人が居住しなくなった日以後三年を経過する日の属する年の年末迄に譲渡をした場合に三、〇〇〇万円の特別控除が適用されます。

(ロ)
以下が考えられます。
前述の三年先の年末迄に売渡しをするかもしくは帰国後いったん居住の用に供してから売渡しをします。
但し措法35条の適用を受けるには①売渡しの相手先が特殊関係者でないこと②収用等による譲渡でないこと③前年もしくは前々年で適用を受けていないことの三条件を満たす必要があります。（以下の設問も同じ）又措通35―2により単に適用を受ける目的のみで一時的に入居する場合にも適用はありません。

(B)
適用が受けられます。
措通35―3によれば、扶養親族が依然として居住の用に供している場合①所有者が従来居住をしたこと②扶養親族が居住をしていること③その家屋を当該所有者が居住しなくなった日以降に特例の適用を受けていないこと④現に所有者が居住をする家屋は所有になる家屋でないことの四条件をすべて満たせば適用があります。

問(2)
一、〇〇〇坪の家敷に住んでいる会社役員です。家が古くなってきたので取り壊わして八〇〇坪を売却し残りの二〇〇坪に新らたに家を建て直そうと考えています。家敷の中は自宅と庭のみです。

(A)デベロッパーに一括して八〇〇坪を売却する案を考えています。居住用財産の特例の適用を受けられるでしょうか。

(B)デベロッパーに売らずに自分で敷地の宅地造成と区画整理をして土地の分譲をする案も考えています。この場合は如何でしょうか。

答(A)
適用が受けられます。
当該売却予定の土地の上に正しく家屋があれば取り壊わしをして残地に家を新らたに建てる場合でも適用があります。なお一、〇〇〇坪の家敷が居住用家屋の敷地に相当するかどうかについての若干の疑問はありますが、措通35―9によれば社会通念に従うこととされますので、あなたの社会的地位等より総合的に判断をすれば特に問題はないと思われます。

(B)
適用はないと思われます。
造成行為により居住用資産からたな卸資産等の他の資産に転用がなされたとみられ、その結果居住用資産ではなくなると考えられますので特別控除の適用はないと思われます。

問(3)
五年前に父がなくなりまして、父の自宅の相続についてはその家屋を母の名義とし、土地は母と私（長男）が二つの共有持分としました。
三年前に私達夫婦が母のその家へ同居をしまして、その時に私の名前で会社より増築の為の借入をし建て増しをしました。
しかしながら増築の登記については木造造り建物の区分所有登記は難しいとのことでしたので登記をせずに今日まできました。事情があってこの度家敷を売り払うことになり一億円前後で売れそうです。

(A)母と私と双方で居住用財産の特例の適用を受けられるでしょうか。

(B)もし難しいとしましたら適用を正しく受けるについて何か方法が考えられるでしょうか。

答(A)
お母さんの方は適用が受けられますが、あなたの方で適用を受けるのは難しいと思われます。
相続税基本通達第63条……他の者の名義で新たに不動産、株式等を取得した場合においては、これらの行為は、原則として贈与として取扱うものとする。――とありますので特別控除の適用の問題よりもむしろ三年前の増築時に遡っての贈与税課税の可能性が考えられます。当事者間での贈与の意思及び事実はなかったかが問題となりましょう。

(B)
本当に贈与の意思がなかったものならば以下の手順で建物の共有持分登記をし、その後に売却をすれば双方で特別控除の適用が受けられると思います。
他人名義による財産の取得があっても、双方に本当に贈与の意思がなく又それがやむを得ない事情によりなされた場合には形式的な面のみで課税をすることは適当ではありません。相続税個別通達6「名義変更等が行なわれた後にその取消等があった場合の贈与税の取扱について」では一定の要件のもとに贈与がなかったものとする旨の取扱いが定められています。
ただし本件についてはやはり何故に売買の直前の今日まで増築の登記がほおっておかれたのかという点について当事者間での贈与の意思及び事実が問われるものと思われます。
＜登記手続＞
①母名義で三年前の増築時に遡かのぼり増築の登記をする②ひきつづき同日の日付で真正な登記名義の回復を原因とする建物のあなたとの共有持分の登記をする。
なお共有持分割合については当時の建物の時価又は固定資産税評価額を参考にして適正な持分割合を算出します。

（公認会計士　小塚埜武寿）

箴言と考察
ラ・ロシュフコオ著

●智は、いつも、情に一ぱい食わされる。
●自分のオ智を識っている人がみな、自分の感情を識っているわけではない。
●理性の人とは、ふとした拍子で物の道理を見いだす人のことではない。道理を識り、道理を判別し、道理を味う人のことである。
●物事について正しい知識をもつためには、物事の委曲を明らかにせねばならぬ。ところで物事の委曲はほとんど無限である。だから、われわれの知るところは、つねに皮相であり、不完全である。
●媚を弄びなんぞ決してしないと、わざわざ人の前で言うのは、やはり媚を弄ぶことである。
●智には、情の役割が、なかくはつとまるまい。
●若い者は、自分の趣味を血気に駆られて変じ、老人は、自分の趣味を習慣に押されて罐づめにする。
●世の人の売り惜しみせざるもの、助言を措いて他に一もなし。
●精神の疵は、顔の疵と同じように、年をとるにつれてひどくなる。
●よい結婚はある。がしかし、食いつきたいほど美しい結婚はない。

税の歴史から〈13〉

地租について

所得税法は明治二十年七月一日より施行されたが、その直前の国税科目をあげると次の通りである。内国税として、地租、国立銀行税、証券印税、訴訟用印紙料、北海道水産税、米商会所税、株式取引所税、酒造税、醸麹営業税、醤油税、菓子税、煙草税、売薬税、船税、車税、度量衡税、牛馬売買免許税、銃猟免許税、関税として海関税。また明治十三年の布告によると、地方税は次の通りである。

地租三分の一以内、営業税並に雑種税、戸数割。

営業税を課すべき種類は、商業と工業で、雑種税を課すべき種類は、料理屋、待合茶屋、遊船宿、芝居茶屋、飲食店の類。湯屋。理髪人。傭人受宿。遊芸師匠、遊芸稼人。相撲、俳優、幇間、芸妓の類。市場。演劇、其他興行遊覧所。遊技場（玉突、大弓、楊弓、射的、吹矢の類）。人寄席。船（�漁船、川船、及五十石未満海船）、車（馬車、人力車、荷積馬車、荷積大七大八車、荷積中小車、荷積牛車の類）。船車については国税の額を超過すべからずという但書がついていた。水車。乗馬。屠畜。漁業採藻の類。漁業税、採藻税については各地従来の慣例に依り、之を徴収すべし、若し其慣例を改正し、又は新税を賦課せんとするものは、府県会の決議を経て、府知事県令より、内務大蔵両卿に具状し、政府の裁可を受くべしという但書がついていた。

以上は布告第一條、第二條に明記されている。

この頃においても地租が中心となっていた。地租の先租ともいうべき年貢の、徳川家康がいったという「百姓は生かさぬよう、殺さぬように」とか幕府の勘定奉行神尾春央の言葉といわれる「百姓共と一日より施行されたが、その直前の国税科目をあげると次の通りである。内国税として、地租、国立銀行税、証券印税、訴訟用印紙料、北海道水産税、米商会所税、株式取引所税、酒造税、醸麹営業税、醤油税、菓子税、煙草税、売薬税、船税、車税、度量衡税、牛馬売買免許税、銃猟免許税、関税として海関税。また明治十三年の布告によると、地方税は次の通りである。

地租三分の一以内、営業税並に雑種税、戸数割。

営業税を課すべき種類は、商業と工業で、雑種税を課すべき種類は、料理屋、待合茶屋、遊船宿、芝居茶屋、飲食店の類。湯屋。理髪人。傭人受宿。遊芸師匠、遊芸稼人。相撲、俳優、幇間、芸妓の類。市場。演劇、其他興行遊覧所。遊技場（玉突、大弓、楊弓、射的、吹矢の類）。人寄席。船（舞漁船、川船、及五十石未満海船）、車（馬車、人力車、荷積馬車、荷積大七大八車、荷積中小車、荷積牛車の類）。船車については国税の額を超過すべからずという但書がついていた。水車。乗馬。屠畜。漁業採藻の類。漁業税、採藻税については各地従来の慣例に依り、之を徴収すべし、若し其慣例を改正し、又は新税を賦課せんとするものは、府県会の決議を経て、府知事県令より、内務大蔵両卿に具状し、政府の裁可を受くべしという但書がついていた。

以上は布告第一條、第二條に明記されている。

この頃においても地租が中心となっていた。地租の先租ともいうべき年貢の、徳川家康がいったという「百姓は生かさぬよう、殺さぬように」とか幕府の勘定奉行神尾春央（かんおはるひさ）の言葉といわれる「百姓共と胡麻の油は絞れば絞るほど出るものなり」という言葉に象徴されている様な厳しい徴集に耐えて、少しずつ経済的自立を達成して行く為には新田を開墾するか副業を営むしか無かった。元禄の頃の近畿地方では棉作が、すでに耕地面積の三十乃至七十％を占めて、主穀生産から商品作物の生産へと移っていたという事である。

芭蕉の有名な句に「梅が香に、のっと日の出る山路かな」というのがあるが、これは連句の導入部の発句で、この連句をずっと見て行くと、「未進の高の果てぬ算用芭蕉　隣へも知らせず嫁をつれてきて　野坡」という句がある。これは前に、千鳥鳴く一夜一夜に寒うなり　野坡とあるのを受けているので、寒さにむかい、納税の米を工面する話はつきない（芭蕉）お年貢もすまないので、そっと連れてきた花嫁（野坡）という意味で年貢の苦しさが読みこまれているのである。

古くは万葉集の山上憶良の貧窮問答の歌が租税を歌っている。

（前略）竈には　火気ふき立てず甑には蜘蛛の巣懸きて飯炊ぐ　事も忘れて　鵺鳥の呻吟ひ居るに　いとのきて短き物を　端截ると　云へるが如き　髭取る　里長が声は　寝屋戸まで　来立ち呼ばひぬ　斯くばかり　術無きものか　世間の道

むちを手にした里長が租税を出させよう役につかせようとせめたてる。取られる側のため息が伝わってくる様で心をうたれる。

（公認会計士
税理士　岸本勝次）

サンコー工芸の
高級唐木・革製事務用品

番号	品名	材質	寸法(外径㎜)
No.101	硯箱	紫檀	280×160×40
No.102	〃	〃	310×210×60
No.110	〃	紫檀・黒檀	270×180×60
No.120	〃	〃	300×210×65
No.210	決裁箱(A4)	紫檀	360×260×75
No.220	〃 (B4)	〃	410×310×80
No.310	文書箱(A4)	牛革(京友禅染)	370×280×80
No.320	〃 (B4)	〃	420×320×90

番号	品名	材質	寸法(外径㎜)
No.410	賞状盆(A4)	紫檀	490×350×50
No.420	〃 (B4)	〃	550×400×55
No.510	デスクマット	最高級牛革	750×450
No.520	〃	〃	800×500
No.810	花台	紫檀・黒檀	360×240×55
No.820	〃	〃	470×320×55

350年の伝統に培われた、そろばん作りの最高技術を生かした唐木製品は、末永くお使いいただけます。
ときどき乾布で、お拭きいただきますと、自然の光沢が出てまいります。

革製品は最高級の牛革を使用しております。摩擦に強く日光による褪色などは、ございません。文書箱は、京友禅染ですので褪色や染の剝落などは、ございません。又、汚れた場合は、ベンジン等で軽くお拭き取りください。

三貢工芸株式会社

本社　〒101　東京都千代田区内神田2―15―12　☎03(254)0910
東京営業所　〒101　東京都千代田区神田司町2―4　☎03(251)1591
福岡出張所　〒816　福岡県大野城市栄町2―18―3　☎092(572)4445
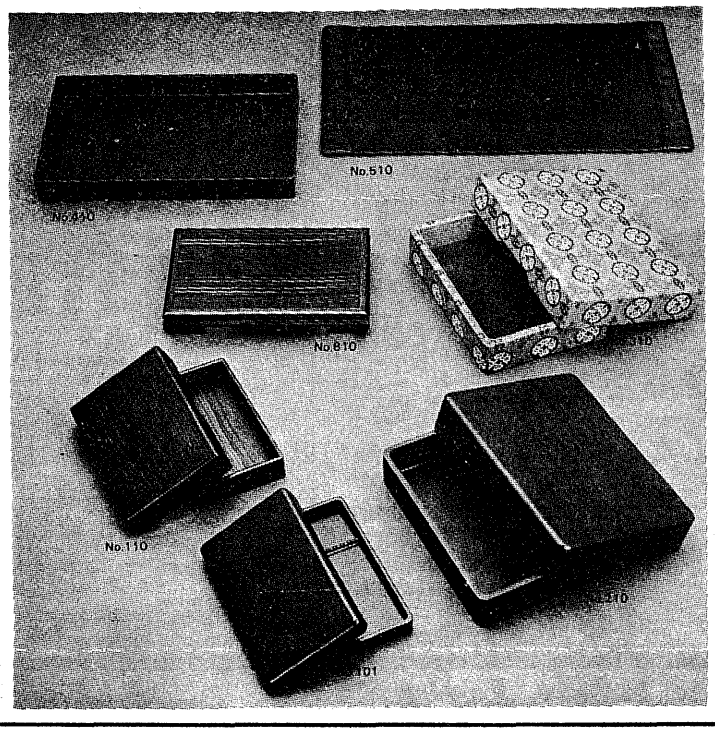
伝統の技術
紫檀・黒檀・本皮